

# 資料編

- (1) 本編資料
- (2) 操作要領
- (3) 関係法令等

# (1) 本編資料

1. 水防団等の構成
2. 水防団長等一覧
3. 岐阜市水防団分担区域及び重要水防箇所
4. 水防関係機関
5. 水防倉庫及び格納資器材
6. 水防団員詰所
7. その他水防施設
8. 水防上重要な関係を有する水門等一覧
9. 排水機場等一覧
10. 各排水機場の運転始動の標準水位
11. 洪水予報等受報様式
12. 水防工法
13. 量水標設置場所及び水位基準

## 1. 水防団等の構成

### (1) 水防団

水防団名	団長	副団長	分団長・副分団長	部長・班長	団員	計
岩野田水防団	1	2	6	18	62	89
島水防団	1	2	13	38	125	179
日野水防団	1	2	4	10	35	52
黒野水防団	1	2	5	15	51	74
方県水防団	1	2	6	16	55	80
金華水防団	1	2	5	13	38	59
合渡水防団	1	2	3	9	28	43
長良西水防団	1	2	4	10	31	48
長良水防団	1	2	5	13	43	64
常磐水防団	1	2	5	13	42	63
三輪水防団	1	2	5	13	44	65
芥見水防団	1	2	2	7	22	34
藍川水防団	1	2	2	5	12	22
京郷水防団	1	2	2	6	20	31
本荘水防団	1	2	2	6	9	20
鏡島水防団	1	2	7	20	70	100
市橋水防団	1	2	2	6	16	27
加納水防団	1	2	2	5	11	21
三里水防団	1	2	2	5	14	24
日置江水防団	1	2	7	20	69	99
鶉水防団	1	2	2	6	18	29
佐波水防団	1	2	3	9	30	45
木田水防団	1	2	3	9	28	43
鷺山水防団	1	2	4	12	37	56
岩水防団	1	2	4	7	20	34
西郷水防団	1	2	3	8	23	37
網代水防団	1	2	4	9	34	50
則武水防団	1	2	3	8	21	35
七郷水防団	1	2	3	8	26	40
柳津西水防団(※)	1	1	0	6	16	24
柳津東水防団(※)	1	1	0	5	18	25
茜部水防団(※)	1	1	0	6	19	27
厚見水防団(※)	1	1	0	6	15	23
長森南水防団(※)	1	1	0	6	19	27
計(実員)	34	63	118	353	1,121	1,689

※岐阜市及び木曾川右岸地帯水防事務組合に所属。

1. 水防団等の構成

(2) 消防署

消 防 署 名	職 員 数
中 消 防 署	1 3 9
南 消 防 署	9 5
北 消 防 署	1 3 7
計	3 7 1

(3) 消防団

消 防 団 名	基本団員数
中 消 防 団	1 0
金 華 分 団	1 8
京 町 分 団	1 4
明 徳 分 団	1 2
本 郷 分 団	1 9
徹 明 分 団	2 0
梅 林 分 団	1 4
白 山 分 団	1 3
華 陽 分 団	2 0
木 之 本 分 団	1 5
本 荘 分 団	2 0
日 野 分 団	2 3
長 森 北 分 団	2 2
岩 分 団	2 8
鏡 島 分 団	2 5
芥 見 分 団	4 0
南 消 防 団	9
三 里 分 団	2 5
加 納 分 団	2 5
長 森 南 分 団	4 8
茜 部 分 団	3 0
鶉 分 団	3 0
市 橋 分 団	1 8
厚 見 分 団	2 8
日 置 江 分 団	4 0
柳 津 分 団	4 5
北 消 防 団	9
長 良 分 団	2 9
島 分 団	1 9
鷺 山 分 団	2 9
則 武 分 団	3 5
常 磐 分 団	3 1
木 田 分 団	2 6
岩 野 田 分 団	3 0
黒 野 分 団	4 3
方 県 分 団	5 3
西 郷 分 団	3 4
七 郷 分 団	3 4
合 渡 分 団	4 0
三 輪 分 団	6 0
網 代 分 団	4 2
藍 川 分 団	1 8
計 (実員)	1, 1 4 3

※上記数値は令和5年4月1日現在のものです。

## 2. 水防団長等一覧

### (1) 岐阜市

水防団名	職名	担当職氏名	詰所 連絡方法	
岩野田	団長	宇留野 秀幸	岩野田水防団員詰所 タブレット端末	
	副団長	野口 弘明		
		衣笠 一		
島	団長	山本 真伸	且島水防団員詰所 タブレット端末	早田岩倉水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	井川 建二		
		大洞 博之		
日野	団長	矢島 義和	日野水防団員詰所 タブレット端末	
	副団長	山田 裕之		
		村瀬 明弘		
黒野	団長	神谷 義博	黒野水防団員詰所 タブレット端末	
	副団長	川島 貞夫		
		野々村 等		
方県	団長	宮部 清隆	方県水防団員詰所 タブレット端末	
	副団長	酒井 孝士		
		井川 美智也		
金華	団長	倉地 信也	金華水防団員詰所 タブレット端末	
	副団長	村井 行雄		
		川地 宏和		
合渡	団長	國井 修	河渡水防団員詰所 タブレット端末	
	副団長	戸部 秀生		
		山田 浩照		
長良西	団長	末次 重夫	長良西水防団員詰所 タブレット端末	
	副団長	高橋 昌司		
		鷺見 昭司		
長良	団長	林 武男	法久寺水防団員詰所 タブレット端末	
	副団長	村瀬 千尋		
		谷川 英喜		
常磐	団長	川島 勉	常磐水防団員詰所 タブレット端末	
	副団長	大野 君夫		
		棚橋 正好		
三輪	団長	橋爪 昌晃	森東水防団員詰所 タブレット端末	
	副団長	山口 貴康		
		八代 研児		

水防団	役職	担当職氏名	詰所 連絡方法
芥見	団長	日置 天治	芥見水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	松井 卓巳	
		後藤 明弘	
藍川	団長	伊藤 崇	藍川水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	矢島 真一	
		三嶋 章成	
京郷	団長	伊藤 博美	大縄場水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	花井 克俊	
		大野 淳次	
本荘	団長	櫻田 伸之	本荘水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	高橋 達夫	
		小島 一仁	
鏡島	団長	安田 仁至	江崎水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	松井 二郎	
		浅野 高史	
市橋	団長	永田 光明	市橋水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	真鍋 好美	
		小川 薫	
加納	団長	堀 哲也	加納水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	林 泰光	
		八代 雅幸	
三里	団長	所 浩喜	三里水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	出倉 裕之	
		加納 敏雄	
日置江	団長	青木 利美	日置江水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	青木 康起	
		池田 浩隆	
鶉	団長	堀江 勝則	鶉水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	丹羽 康浩	
		大橋 裕司	
佐波	団長	吉田 兼春	佐波水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	加藤 英治	
		華井 昭良	
木田	団長	谷藤 邦彦	木田水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	加藤 栄治	
		春日 伸章	

水防団	職名	担当職氏名	詰所 連絡方法
鷺山	団長	粥川 誠二	鷺山水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	大木 啓司	
		高橋 諭	
岩	団長	丹羽 和幸	岩水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	大森 健司	
		加藤 誠一	
西郷	団長	阿部 修	西郷水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	神尾 武敏	
		中井 康普	
網代	団長	村瀬 喜俊	網代水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	西垣 修	
		高井 尚樹	
則武	団長	高橋 健児	則武水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	高橋 敏晴	
		波多野 学	
七郷	団長	高井 浩二	七郷水防団員詰所 タブレット端末
	副団長	大野 豊	
		小島 治道	
柳津西(※)	団長	小川 浜弘	木曾川右岸地帯水防事務組合 TEL 387-2022 FAX 387-4243
	副団長	奥村 佳之	
柳津東(※)	団長	水野 和彦	
	副団長	永田 豊	
茜 部(※)	団長	林 高夫	
	副団長	伊藤 省三	
厚 見(※)	団長	林 勉	
	副団長	辻 敏明	
長森南(※)	団長	小木曾 崇法	
	副団長	熊田 由弘	

上記表において、団長は「水防団指揮全般」を、副団長は「水防団長に事故があるときの任務代理」をそれぞれの分担任務とする。

※岐阜市及び木曾川右岸地帯水防事務組合に所属。

**3. 岐阜市水防団分担区域及び重要水防箇所**

水防団名	河川名	担当区域		堤防延長	種別
		自	至		
芥見	津保川	上芥見	大退	左岸 400m	(越水)
	長良川	山田川	上芥見	左岸 1,600m	堤体強度不足
藍川	長良川	加野		右岸 1,500m	(越水) (法面崩壊)
	岩井川	全域		両岸 3,000m	(越水)
日野	長良川	新田	お山下全域	左岸 3,000m	基礎地盤漏水 水衝洗掘 水衝洗掘
長良	長良川	古津	長良橋	右岸 4,000m	越水、溢水 基礎地盤漏水 堤防高 旧川跡
	岩舟川	中川原		両岸 1,000m	(越水)
	天神川	新県道より上流全域		両岸 1,500m	(越水冠水)
	古津谷川	古津の全域		左岸 600m	(越水冠水)
	長良西	長良川	鶉飼屋県道	長良福光字桃林	右岸 400m
長良西	鳥羽川	福天橋	若松全域	左岸 800m	(表法面崩壊)
	天神川	福光新県道	上土居境	両岸 1,600m	(越水冠水)
金華	長良川	御手洗	金華橋	左岸 2,300m	堤体漏水
					越水、溢水
					基礎地盤漏水
					<b>重点監視区間</b>
					堤防高
島	長良川	早田東町1丁目	江口	右岸 5,500m	堤体漏水
					基礎地盤漏水
					水衝洗掘
					破堤跡
					旧川跡
	<b>重点監視区間</b>				
	伊自良川	島中学校	一日市場	左岸 2,250m	堤体漏水
					基礎地盤漏水
					越水、溢水
	旧川跡				
早田川	早田	島中学校	両岸 2,000m	(越水)	
両満川	岩倉町	江口	両岸 4,200m	(越水樋管)	



位置	地先名	延長 (m)	摘要 (水防工法)	重要度
(長良川合流点上流)		(100)		
芥見(藍川橋から上流)		1,400	堤体強度不足 伊勢湾台風破堤箇所 H23.3築堤	B
(藍川地区)		(1,000)		
(福富川合流点上流)				
54.4k~56.0k	日野	1,659	パイピング破壊	B
55.4k+60~55.6k	日野	160	洗堀の未施工	B
55.0k-30~55.0k+59	日野	90	水衝の恐れ	要注意
53.2k~53.6k	鶺鴒屋	453	河積不足	B
54.0k~54.6k	雄総	730	河積不足、越水危険箇所	B
52.8k~55.8k	雄総	3,000	パイピング破壊	B
52.8k-50~53.6k	鶺鴒屋	950	堤外地民家有	要注意
53.8k+90~55.8k+110	雄総柳町	2,020		要注意
(本川より上流)				
(全川)		(1,000)		
(古津地内)		(250)		
52.2k~52.8k	長良丘	600	パイピング破壊	B
52.2k+60~52.6k+10	長良丘	500		要注意
52.6k~52.8k-50	長良丘	150	堤外地民家有	要注意
(福天橋~京田橋)		(800)		
(福光地内両岸)		(1,000)		
51.2k~52.0k	四ツ屋~湊町	800	堤防の脆弱性、すべり破壊	B
51.6k~52.2k	下新町~西材木町	676	河積不足	B
52.4k~52.8k+82	大宮町	207	河積不足	B
52.0k~52.8k+95	湊町	640	パイピング破壊	B
51.8k~52.2k	材木町~湊町	467	法崩れ、すべりB	重点監視
52.4k~52.8k	湊町	128	基礎地盤漏水B	重点監視
52.0k+100~53.2k+100	元浜町~御手洗	900	堤外地民家有	要注意
46.8k~48.4k	一日市場~東島	1,852	堤防の脆弱性	B
48.4k~49.0k	東島	427	堤防の脆弱性	A
49.0k~49.4k	東島	378	堤防の脆弱性	B
49.4k~49.6k	東島	220	堤防の脆弱性	A
49.6k~49.8k	東島	257	堤防の脆弱性、すべり破壊	B
49.8k~50.4k+50	山吹町	721	堤防の脆弱性	A
50.4k+50~52.0k	早田	1,458	堤防の脆弱性、すべり破壊	B
47.2k~52.2k	一日市場~雄総	4,946	パイピング破壊	B
47.8k~48.0k+200	菅生	430	局所洗掘	B
49.4k+130~49.4k+200	東島	70		要注意
46.8k+10~46.8k+60	一日市場	50		要注意
46.8k+80~47.2k+180	江口	650		要注意
47.4k~47.4k+10	江口	10		要注意
47.8k+150~48.4k+50	菅生	510		要注意
49.4k+160~49.6k+50	島新町	110		要注意
47.0k~47.4k	江口	468	基礎地盤漏水A	重点監視
50.2k~50.6k	山吹町~早田	426	法崩れ、すべりA	重点監視
1.6k~2.2k	旦島	598	堤防の脆弱性	B
3.8k~4.0k	旦島~則武西	209	被災履歴・点検結果	B
1.6k~2.4k	旦島	807	パイピング破壊	B
2.4k~4.0k	旦島~萱場	1,631	河積不足、越水危険箇所	B
1.4k+50~1.6k+190	旦島	340		要注意
2.0k+90~2.0k+190	旦島	100		要注意
3.8k+160~4.0k+110	萱場北	160		要注意
(両岸)		(1,000)		
(旦島地内)		(1,000)		

※重点区間を含む箇所は、ゴシック文字

水防団名	河川名	担当区域		堤防延長	種別	
		自	至			
合渡	長良川	一日市場	河渡	右岸	2,800m	堤体漏水
						基礎地盤漏水
						<b>重点監視区間</b>
						水衝洗掘
						旧川跡
	伊自良川	寺田	曾我屋	右岸	2,000m	旧川跡
						一日市場
		基礎地盤漏水				
		<b>重点監視区間</b>				
		水衝洗掘				
破堤跡						
旧川跡						
根尾川	曾我屋	寺田	右岸	2,000m	(漏水)	
黒野	伊自良川	交人	折立	右岸	3,000m	基礎地盤漏水
						越水、溢水
						堤体漏水
	<b>重点監視区間</b>					
新堀川	古市場	柳ヶ瀬	両岸	3,000m	(越水)	
板屋川	下鶴飼	折立	左岸	1,500m	(漏水表法面崩壊)	
京郷	長良川	金華橋	本郷町	左岸	2,350m	堤体漏水
						基礎地盤漏水
						越水、溢水
旧川跡						
鏡島	長良川	本荘境	市橋境	左岸	5,000m	堤体漏水
						基礎地盤漏水
						越水、溢水
						破堤跡
						旧川跡
三里	長良川	鏡島、市橋、目置江区域の応援				
	荒田川	加納境	市橋境	右岸	2,300m	堤防高不足 疎通能力不足
				左岸	1,150m	堤防高不足 疎通能力不足

## 3. 岐阜市水防団分担区域及び重要水防箇所

位置	地先名	延長 (m)	摘要 (水防工法)	重要度
44. 6k~45. 0k	河渡	218	堤防の脆弱性	A
45. 0k~45. 6k	河渡	780	堤防の脆弱性	B
45. 8k~46. 4k	一日市場	585	堤防の脆弱性	B
46. 4k~46. 8k+153	一日市場	575	堤防の脆弱性	A
46. 4k~46. 6k	一日市場	193	被災履歴・点検結果	B
46. 8k~47. 2k	一日市場	551	パイピング破壊	A
<b>44. 8k~45. 2k</b>	河渡	444	法崩れ、すべりA	<b>重点監視</b>
44. 4k+190~44. 6k+70	河渡	110	洗堀の暫定施工	B
44. 8k+30~45. 0k+55	河渡	210	洗堀の暫定施工	B
45. 0k+185~45. 2k+50	河渡	130	洗堀の暫定施工	B
46. 4k+50~46. 6k+16	一日市場	160	水衝の恐れ	要注意
44. 2k~44. 22+170	河渡	170		要注意
44. 4k-60~44. 4k+70	河渡	130		要注意
44. 6k+90~44. 6k+110	河渡	20		要注意
44. 6k+180~44. 8k+70	河渡	90		要注意
44. 8k+170~45. 0k+20	河渡	40		要注意
45. 2k+170~45. 4k-30	河渡	90		要注意
45. 8k~46. 4k	一日市場	580		要注意
0. 0k+40~0. 8k+80	合渡~寺田	900		要注意
1. 0k~1. 2k+60	曾我屋	270		要注意
0. 0k~0. 4k	一日市場	404	堤防の脆弱性	A
0. 4k+~1. 2k	一日市場	764	堤防の脆弱性	B
1. 4k~1. 6k	一日市場	219	堤防の脆弱性	B
0. 0k~1. 0k	一日市場	968	パイピング破壊	B
<b>0. 2k~0. 6k</b>	一日市場	381	法崩れ、すべりA	<b>重点監視</b>
<b>0. 4k~0. 8k</b>	一日市場	364	基礎地盤漏水B	<b>重点監視</b>
0. 0k+95~0. 2k+30	一日市場	140	洗堀の未施工	B
1. 2k+60~1. 2k+120	一日市場	60		要注意
0. 0k-80~0. 4k+130	一日市場	610		要注意
0. 6k+130~0. 8k+80	一日市場	130		要注意
1. 2k+30~1. 4+50	一日市場	240		要注意
(曾我屋地内)		(250)		
5. 4k~5. 6k+143	折立	327	パイピング破壊	B
5. 4k~5. 6k+143	折立	327	河積不足、越水危険箇所	B
5. 4k~5. 6k+143	折立	327	被災履歴・点検結果	B
<b>5. 4k~5. 6k+143</b>	折立	143	法崩れ、すべりB	<b>重点監視</b>
5. 4k~5. 4k+140		120		要注意
(全城)				
(板屋橋より上流兩岸)		(500)		
48. 8k~51. 2k	忠節町~湊町	2, 405	堤防の脆弱性、すべり破壊	B
49. 0k~51. 2k	忠節町~四ツ屋	2, 099	パイピング破壊	B
50. 4k+103~50. 6k	忠節町	101	河積不足	B
50. 8k~51. 2k	忠節町	440	河積不足	B
49. 0k~50. 2k	青柳町	1, 080		要注意
51. 0k+40~51. 2k+50	忠節町	250		要注意
43. 4k~45. 6k	高河原	2, 100	堤防の脆弱性、すべり破壊	B
47. 0k~47. 6k	鏡島	559	堤防の脆弱性	B
47. 8k+75~48. 0k	本荘~今泉	469	堤防の脆弱性	A
44. 6k~47. 8k	江崎~鏡島	3, 235	パイピング破壊	B
43. 6k+102~44. 2k	江崎	470	河積不足	B
43. 8k+140~44. 0k	大菅	50		要注意
44. 8k+170~45. 2k+10	江崎	200		要注意
45. 4k+70~46. 0k+70	西鏡島	630		要注意
47. 2k~47. 2k+100	鏡島	100		要注意
47. 4k+170~48. 0k	鏡島	330		要注意
六条片田から六条大溝(宇佐川(排)合流点)		2, 300	積土のう工	B
六条片田から六条江東(大平川(排)合流点)		1, 150	〃	B

※重点区間を含む箇所は、ゴシック文字

水防団名	河川名	担当区域		堤防延長	種別	
		自	至			
市橋	長良川	江崎境	日置江境	左岸	650m	越水、溢水
						堤体漏水
水衝洗掘						
	荒田川	三里境	日置江境	右岸	2,100m	堤防高不足 疎通能力不足
日置江	長良川	市橋境	羽島市境	左岸	4,700m	越水、溢水
						堤体漏水
						基礎地盤漏水
						<b>重点監視区間</b>
						破堤跡
	旧川跡					
	荒田川	市橋境	長良川合流点	右岸	950m	
		鶉境	長良川合流点	左岸	2,000m	(越水漏水)
	大江川	日置江地域全川		右岸	2,900m	(越水漏水)
本荘	長良川	本郷町	鏡島境	左岸	1269m	堤体漏水
						旧川跡
加納	長良川	本荘、京郷区域の応援				
	荒田川	加納地域全川		右岸	200m	(越水漏水)
鶉	境川	鶉全域及び日置江中島地区		右岸	1,100m	漏水
	荒田川	東鶉1丁目	西鶉4丁目	左岸	2,100m	堤防高不足 疎通能力不足
佐波	境川	境川全域		右岸	5,100m	(漏水越水)
						護岸不備
木田	伊自良川	柿ヶ瀬	下尻毛	右岸	3,200m	堤体漏水
						基礎地盤漏水
						越水、溢水
<b>重点監視区間</b>						
	板屋川	木田石田	木田馬場	左岸	500m	(漏水越水)
				右岸	1,300m	
岩野田	原川	西山	鳥羽川合流点	両岸	1,000m	(表法面崩壊)
	末洞川	三田洞	月野	両岸	1,400m	(堤防決壊越水漏水)
鷺山	伊自良川	鳥羽川合流点	南正木	右岸	400m	旧川跡
						越水、溢水
						基礎地盤漏水
				左岸	750m	旧川跡
則武	伊自良川	則武地域全川		左岸	1,000m	越水、溢水
						基礎地盤漏水
方県	伊自良川	岩利	石谷	両岸	6,000m	堤防高不足
						護岸不備
	長野川	彦坂	安食	両岸	2,000m	(越水)

位置	地先名	延長 (m)	摘要 (水防工法)	重要度
42. 4k~42. 8k	下奈良	400	パイピング破壊	B
42. 8k~43. 4k	下奈良	570	河積不足	B
42. 4k~43. 4k	高河原	1,000	堤防の脆弱性、すべり破壊	B
42. 4k~42. 4k+160	下奈良	160	局地洗掘	B
42. 4k~42. 8k+70	下奈良	1,860		要注意
43. 2k+140~43. 4k+110	藪田	140		要注意
江添(宇佐川(排)合流点)から須賀(藪田橋)		200	積土のう工	B
38. 6k~39. 0k	茶屋新田	400	河積不足	B
40. 0k~41. 2k+122	日置江	1,354	河積不足、越水危険箇所	B
41. 6k~41. 8k+119	高河原	327	河積不足	B
42. 4k+50~42. 6k+110	下奈良	277	河積不足	B
38. 6k~38. 8k	茶屋新田	198	すべり破壊	A
38. 8k~41. 0k	茶屋新田~日置江	2,117	堤防の脆弱性	B
41. 0k~41. 2k	高河原	234	堤防の脆弱性	A
41. 2k~41. 6k	高河原	451	堤防の脆弱性	B
41. 6k~41. 8k	高河原	202	堤防の脆弱性	A
41. 8k~42. 4k	高河原	542	堤防の脆弱性、すべり破壊	B
39. 0k~41. 0k	江崎北~日置江	1,918	パイピング破壊	B
42. 0k~42. 4k	高河原	521	パイピング破壊	B
40. 6k~41. 0k	日置江	433	基礎地盤漏水B	重点監視
41. 6k~42. 0k	高河原	440	法崩れ、すべりA	重点監視
40. 0k+60~40. 2k+40	日置江	160		要注意
38. 4k~38. 8k+70	茶屋新田	470		要注意
41. 2k+20~42. 4k	高河原	1,390		要注意
(日置江地内)		(250)		
(日置江地内)		(250)		
48. 0k+75~48. 8k	本荘~今泉	800	堤防の脆弱性	A
48. 2k+100~48. 4k	本荘	130		要注意
(加納地内)		(200)		
鶉(鶉大橋上流300m)		200	月の輪工	B
六条江東(大平川(排)合流点)から北鶉(総合学園前)		2,100	積土のう工	B
(玄番上流)		(300)		
(境橋下流)		(1,950)		
下佐波(柴川橋)から高桑(境川橋)		2,600	月の輪工、積土のう工	B
0. 0k~1. 0k	下尻毛	1,062	すべり破壊	B
1. 8k~2. 4k	下尻毛	582	堤防の脆弱性	B
0. 0k~1. 0k	下尻毛	1,062	パイピング破壊	B
1. 8k~2. 4k	下尻毛	582	パイピング破壊	B
2. 4k~4. 0k	下尻毛	1,670	河積不足	B
2. 0k~2. 4k	尻毛	383	基礎地盤漏水B	重点監視
4. 8k+40~5. 0k	木田	160		要注意
(両岸)		(1,800)		
(鳥羽川合流点上流両岸)		(500)		
(岩野田小学校前より薬大まで両岸)		(100)		
5. 0k~5. 4k	正木	400		要注意
5. 0k~5. 4k	正木	400	河積不足、越水危険箇所	B
5. 0k~5. 4k	正木	400	パイピング破壊	B
5. 2k+50~5. 4k+120	正木	280		要注意
4. 0k~5. 0k	萱場~正木	1,000	河積不足、越水危険箇所	B
4. 0k~5. 0k	萱場~正木	1,000	パイピング破壊	B
左岸・岩利(本郷橋から安食橋)		1,180	積土のう工	A
右岸・岩利(本郷橋から安食橋)		1,200	畳張工、シート張工、杭打積土のう工	B
(伊自良川合流点上流両岸)		(2,000)		

※重点区間を含む箇所は、ゴシック文字

3. 岐阜市水防団分担区域及び重要水防箇所

水防団名	河川名	担当区域		堤防延長	種別
		自	至		
三輪	長良川	中屋	加野	右岸 2,500m	堤防高不足
	武儀川	三輪	中屋	右岸 3,000m	堤体強度不足
	石田川	西山	山県市境	両岸 2,000m	
岩	長良川	芥見境	日野境	左岸 700m	(堤防決壊漏水越水)
	寺前川	岩田坂	長良川合流点	両岸 1,500m	( " )
	境川	岩滝地域	全域	右岸 300m	( " )
常磐	戸石川	椿洞	打越	両岸 4,000m	(越水堤防決壊)
西郷	板屋川	西郷地域全川		左岸 4,300m	(越水漏水)
				右岸 3,900m	
網代	板屋川	網代地域全川		左岸 2,700m	(越水漏水)
				右岸 1,800m	
七郷	板屋川	東改田、東板屋地内		右岸 700m	(越水漏水)
	根尾川	川部、上尻毛、西改田地内		両岸 2,500m	(越水漏水)

消防署・分団名	河川名	担当区域		堤防延長	種別
		自	至		
中消防署		管内全域			( " )
南消防署		"			( " )
北消防署		"			( " )
中消防団梅林分団	新荒田川	岩戸	東栄町	右岸 1,000m	( " )
中消防団白山分団	"	入舟町5丁目	入舟町2丁目	右岸 800m	( " )
中消防団華陽分団	"	田神3丁目	八幡町	右岸 1,100m	( " )

木曾川右岸地帯水防事務組合（岐阜市関係）

地区隊名	河川名	担当区域		堤防延長	種別
		自	至		
茜部	新荒田川	茜部地区全域		両岸 2,100m	疎通能力不足
	荒田川			両岸 1,100m	(越水漏水)
	境川			両岸 1,700m	漏水
厚見	新荒田川	厚見地区全域		右岸 700m	(越水漏水)
	境川			右岸 3,200m	
長森南	境川	長森南地内全域		左岸 5,100m	( " )
				右岸 2,000m	
	新荒田川			右岸 4,000m	(護岸不備)疎通能力不足
長森北 (長森北、西、東)	新荒田川	岩戸	東栄町	左岸 2,000m	(越水漏水)
	"	長森北・長森東・長森西地内全域		左岸 3,500m	( " )
柳津西	境川	柳津町丸野2丁目	柳津町丸野5丁目	左岸 1,750m	漏水
柳津東	境川	柳津町東塚3丁目	柳津町北塚4丁目	左岸 2,200m	"

位置	地先名	延長 (m)	摘要 (水防工法)	重要度
世保(武儀川合流点から下流)		1,000	積土のう工	A
春近(長良川合流点から上流)		750	積土のう工 杭打積土のう工	B
(左巻上流)		(240)		
(岩田西1丁目より上流)		(300)		
(岩滝前付近)		(250)		
(椿洞地内より下流両岸)		(700)		
(西郷地内)		(2,000)		
(網代地内)				
(東板屋橋上流)		(700)		
(七郷地内)		(1,800)		

位置	地先名	延長 (m)	摘要 (水防工法)	重要度
(梅林地内)		(1,000)		
(白山地内)		(800)		
(華陽地内)		(300)		

位置	地先名	延長 (m)	摘要 (水防工法)	重要度
右岸・茜部辰新(茜部橋から境川合流点)		800	積土のう工、 杭打積土のう工	B
左岸・茜部辰新(茜部橋から境川合流点)		800		B
(茜部地内)		(1,100)		
右岸・境川1丁目(下流鶉地先)		800	月の輪工	B
(入舟樋門より下流両岸)		(700)		
(野田橋付近両岸)		(800)		
高田3丁目(野上島橋)から上川手(中野畑橋)		3,800	積土のう工、 杭打積土のう工	A
(手力橋より下流右岸)		(1,000)		
(競輪場東より上流)		(500)		
(長森北地内)		(1,000)		
(競輪場東より上流)		(500)		
鶉大橋下流		1,500	月の輪工、 積土のう工	B
柳津町東塚3丁目～鶉大橋下流		1,800	月の輪工、 積土のう工	B

## 4. 水防関係機関

連絡先	所在地	連絡方法
岐阜県水防隊本部	岐阜市藪田南2丁目1番1号 県庁	272-1111(代) 272-8585(直通)
国土交通省中部地方整備局 木曾川上流河川事務所	〃 忠節町5	251-1321
水防支隊(岐阜土木事務所)	〃 藪田南5丁目14-53 〇K Bふれあい会館 第1棟8階 岐阜土木事務所	214-9603
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸6番地	271-4107~9
中部運輸局岐阜運輸支局	〃 日置江2648-1	279-3716
岐阜市災害対策本部	〃 司町40番地1 岐阜市役所 〃 災害対策本部(災害対策本部室) (〃 水防対策課)	265-4141(代) 265-5246・7 (214-4854)
岐阜市消防本部	〃 美江寺町2丁目9	262-8151
岐阜中消防署	〃 美江寺町2丁目9 中消防署	262-7165
岐阜南消防署	〃 茜部本郷1丁目12 南消防署	272-2012
岐阜北消防署	〃 鷺山1769-496 北消防署	231-5308
岐阜中警察署	岐阜市美江寺町2丁目10	263-0110
岐阜北警察署	〃 上土居2丁目2-22	233-0110
岐阜南警察署	〃 茜部菱野1丁目88	276-0110
岐阜羽島警察署	〃 柳津町梅松3丁目108	387-0110
岐阜市西部事務所	〃 下鶴飼1丁目88-3	239-0004
岐阜市東部事務所	〃 芥見4丁目63	243-1001
岐阜市北部事務所	〃 福光東2丁目6番13号	231-0641
岐阜市南部東事務所	〃 城南通1丁目20	271-0361
岐阜市南部南事務所	〃 市橋2丁目6-1	272-2021
岐阜市日光事務所	〃 日光町9丁目1-3	232-1480
柳津地域事務所	〃 柳津町宮東1丁目1番地	387-0111
日本放送協会岐阜放送局	〃 京町2-3	265-3561
(株)岐阜放送	〃 橋本町2丁目52 岐阜シティ・タワー43 4階	264-1181
西日本電信電話(株)岐阜支店	〃 八ツ寺町1-15 NTT八ツ寺ビル4階	214-8417
中部電力パワーグリッド(株) 岐阜営業所	〃 美江寺町2-5	0120-924-148



**5. 水防倉庫及び格納資器材**

No.1

番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
管理水防団	市	金華	島	市	則武	三輪	三輪	三輪	藍川	藍川	芥見	芥見
面 積	(983.77)	59.9	26.7	64.5	69.1	16.2	27.2	27.2	19.6	28.0	30.8	32.1 (詰所併用)
構 造	(鉄骨)	ブ`ロ`ク	鉄骨	ブ`ロ`ク	ブ`ロ`ク	鉄骨	ブ`ロ`ク	ブ`ロ`ク	鉄骨	鉄骨	鉄骨	鉄骨
水防倉庫名 品名	(基盤 整備部 倉庫)	金華	早田 東町 (防災ST)	忠節	早田川	北野西	春近	溝口	藍川	加野	大退	芥見
ペンチ(丁)	24	2	2	30	2	2	3	2	2	2	2	2
片手ハンマー(丁)	30	2	1	10	2	2	1	2	1	1	1	2
かま(丁)	100	10	18	60	15	10	12	10	10	10	10	10
おの(丁)		2	2	20	2	2	2	2	2	2	2	2
なた(丁)	5	1	1	10	1	1	1	1	1	1	1	1
唐くわ(丁)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
のこぎり(丁)	15	2	3	30	4	2	2	2	2	2	2	3
シノ	12	2	3	10	3	2	4	2	2	4	2	5
クリッパー	10	1	1	30	1	2	1	1	1	1	1	1
トビロ			1	5	1					5		1
たこ(丁)	29	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
掛矢(丁)	85	10	10	20	10	10	10	10	10	10	10	10
つるはし(丁)	7	5	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5
スコップ(丁)	225	20	25	40	20	20	20	20	20	20	20	20
草 箕	50	10	10	30	10	10	10	10	10	10	10	10
土のう袋(枚)	25,000	24,400	5,000	5,000	18,000	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
なわ(丸)		30	40	50	30	40	21	20	20	30	20	20
P P 縄		12	10	20	30	25	25	15	10	15	10	10
鉄線(kg)		100	150	500	60	150	120	50	50	20	150	50
丸太 1.2 m		270	60	300	300	110	120	100	90	70	50	120
〃 1.5 m	40	90	60	25	210	100	90	80	15	110	30	90
〃 2.0 m	150	140	50	75	340	60	70	55	60	60	40	80
〃 3.0 m	100	50	180	25	50	20	30	40		55	80	50
〃 4.0 m	16	45	14	30	30		40	45				10
発動発電機			1	8	2	1	1	1		1		1
電気コード(巻)			1	11	1	1	1			1		2
投光器			2	18	1	2	2			2		2
強カライト				3						1		2
ハンドマイク												
救命ロープ		3					1	1		2		2
救助用ボート舟	2	1			2		1	1		1	1	1
天幕(青色シート)	80	15	15	20	35	30	20	20	10		15	40
ビニールシート(巻)		5	1	2	2		1					
タタミ					30		6	6				
手カギ												4
ヘッドランプ												
手廻しサイレン												

※なお、救命胴衣・夜光チョッキ・ヘルメットについては各団にて保管場所を定める。

番 号	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
管理水防団	岩	日野	日野	長良	長良	長良	長良	長良西	長良西	岩野田	岩野田	岩野田
面 積	33.12 (詰所併用)	29.8	27.2	27.2	65.19	26.93	30.10 (詰所併用)	26.7	27.2	27.2	27.2	27.2
構 造	鉄筋	ブロック	ブロック	ブロック	ブロック	ブロック	鉄筋	鉄骨	ブロック	ブロック	ブロック	ブロック
水防倉庫名 品名	岩	日野南	日野	長良 古津	雄総	堀田	法久寺	桃林 (防災ST)	八代	岩崎	三田洞	粟野
ペンチ(丁)	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
片手ハンマー(丁)	1	1	2	2	2	1	3	2	1	1	2	1
かま(丁)	12	14	10	10	25	10	13	10	13	10	10	12
おの(丁)	2	2	2	2	3	2	2	3	2	2	3	2
なた(丁)	2	1	1	2	2	2	1	2	1	1	1	1
唐くわ(丁)	2	2	2	2	2	3	3	3	2	2	1	2
のこぎり(丁)	2	2	5	2	3	2	4	2	2	2	3	4
シノ	2	2	2	2	4	2	4	2	2	2	2	2
クリッパー	1	1	1	1	3	1	2	1	1	2	1	2
トビロ	1		2		6							1
たこ(丁)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
掛矢(丁)	10	10	10	10	15	10	10	10	10	10	10	10
つるはし(丁)	5	5	5	5	5	5	5	9	5	5	5	5
スコップ(丁)	20	20	20	20	23	20	25	20	20	20	20	20
草 箕	10	10	10	10	13	10	10	10	10	10	10	10
土のう袋(枚)	5,000	5,000	5,300	5,000	8,000	5,000	5,000	5,000	5,000	6,000	6,000	8,000
なわ(丸)	16	15	15	25	25	15	20	15	20	23	17	20
P P 縄	12	12	15	9	12	10	10	22	15	15	5	33
鉄線(kg)	50	100	40	40	50	50	200	150	100	50	200	150
丸太 1.2 m	130	80	70	100	240	50		200	70	220	50	140
〃 1.5 m	80	150	110	50	200	30	20	47	70	100	120	100
〃 2.0 m	80	130	90	40	350	25	100	66	40	60	70	60
〃 3.0 m	30	50	110	25	25		110	40	45	60	55	30
〃 4.0 m	5		25	10	20		60	30	30	20		
発動発電機	2	1	1	1	1		1		1	1	1	1
電気コード(巻)	2	1	1	1			2		1	1	1	1
投光器	3	3	1	2			2		2	2	2	3
強カライト												
ハンドマイク							2					
救命ロープ	4	20		1			8		2			4
救助用ボート舟	1	1	2	1	1		2	1	1	1		1
天幕(青色シート)	10	40	10	20	20	10	30	50	25	20	30	31
ビニールシート(巻)	1	1						1		1	1	
タタミ		8		27					33			
手カギ		3					20					10
ヘッドランプ												
手廻しサイレン				1			3					

No.3

番 号	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
管理水防団	常磐	常磐	鷲山	方県	方県	方県	網代	西郷	黒野	黒野	黒野	木田
面 積	27.2	27.2	27.2	27.2	27.2	27.2	24.32	37.45	27.2	27.2	26.0	16.0
構 造	ブロック	ブロック	ブロック	ブロック	ブロック	ブロック	鉄骨	鉄骨	ブロック	ブロック	鉄骨	鉄骨
水防倉庫名 品名	樁洞	上土居	下土居	石谷	安食	岩利	網代	西郷	下鶴飼	折立	交人	柿ヶ瀬 第一
ペンチ(丁)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
片手ハンマー(丁)	1	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	2
かま(丁)	10	10	12	11	10	21	10	15	10	26	10	16
おの(丁)	2	2	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2
なた(丁)	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1
唐くわ(丁)	2	3	2		1	2	2		1	2	2	1
のこぎり(丁)	2	2	2	2	3	3	2	2	3	1	2	2
シノ	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2
クリッパー	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
トビロ									1		1	2
たこ(丁)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4
掛矢(丁)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9
つるはし(丁)	5	5	3	5	5	5	5	5	5	5	5	6
スコップ(丁)	20	25	19	20	20	20	20	20	20	20	20	23
草 箕	10	12	11	10	10	10	10	10	10	10	10	20
土のう袋(枚)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	6,500	5,000	5,000
なわ(丸)	17	15	15	18	11	30	18	16	22	20	20	16
P P 縄	10	8	10	9	14	6	10	8	10	7	10	14
鉄線(kg)	70	50	50	30	100	40	50	150	20	100	50	60
丸太 1.2 m	90	90	45	80	30	60	60	100	75	70	120	40
〃 1.5 m	100	20	100	50	60	75	90	50	50	40	80	40
〃 2.0 m	100	20	200	140	35	32	10	50	13	80	70	15
〃 3.0 m	30	20	75	200	80	51		50	140	50	20	80
〃 4.0 m		40	65	4	20			50		60	20	
発動発電機		2	2		2		1	1		1	1	
電気コード(巻)		2	1		2		2			1	1	1
投光器		4	2		1		3	1		2	2	1
強カライト			3									1
ハンドマイク												
救命ロープ		3	4		9		8	11				4
救助用ボート舟		1	1		1	1	1	1	1	1	1	
天幕(青色シート)	30	15	30	40	34	6	14	10	17	5	10	7
ビニールシート(巻)							1		1			1
タタミ		20	10		40		7					
手カギ												
ヘッドランプ												
手廻しサイレン												

番 号	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
管理水防団	木田	木田	木田	島	合渡	合渡	合渡	島	島	島	合渡	島
面 積	27.2	27.2	28.6	29.8	28.54	27.2	27.2	44.8	29.5	29.5	25.06 (詰所併用)	28.00 (詰所併用)
構 造	ブロック	ブロック	ブロック	ブロック	鉄骨	ブロック	ブロック	鉄筋	ブロック	ブロック	鉄骨	鉄骨
水防倉庫名 品名	柿ヶ瀬 第二	木田	尻毛	旦島	曾我屋	寺田	一日 市場	菅生	東島	島田	河渡	早田 岩倉
ペンチ(丁)	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	2
片手ハンマー(丁)	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
かま(丁)	20	40	10	10	5	11	4	11	16	20	20	10
おの(丁)	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2
なた(丁)	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1
唐くわ(丁)	2	2	2	2	1	1	2	3	3	2	1	2
のこぎり(丁)	3	3	2	3	2	4	4	3	3	2	2	3
シノ	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2
クリッパー	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1
トビロ	5	2	1			1						
たこ(丁)	5	5	5	3	5	5	5	5	5	5	5	5
掛矢(丁)	10	10	10	10	5	11	10	10	10	10	10	10
つるはし(丁)	5	5	5	5	3	5	5	5	5	5	5	5
スコップ(丁)	22	20	20	15	10	20	20	41	20	20	24	20
草 箕	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	14	10
土のう袋(枚)	5,000	5,000	6,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	6,800	5,000	5,000
なわ(丸)	32	30	13	20	20	30	31	40	30	20	20	35
P P 縄	15	5	15	3	10	5	4	14		5	20	10
鉄線(kg)	100	40	50	40	100	100	100	100	25	50	100	150
丸太 1.2 m	140	70	200	20	56	30	70		50	50	40	100
〃 1.5 m	100	20	110	20	30	40	50	40	50		40	100
〃 2.0 m	70	50	80	20	30	10	100	100	50	2	30	60
〃 3.0 m	60	100	20	10	30	20	45	100	190		50	60
〃 4.0 m	20	30	20		10	15	70	50	150	5	70	20
発動発電機	1	1	1	1		1	1	1			1	1
電気コード(巻)	2	2	1			1	1				1	1
投光器	3	4	2			2	2				1	1
強カライト							2					
ハンドマイク							1					
救命ロープ	2	2	3			5	5		1		4	
救助用ボート舟	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1
天幕(青色シート)	20	9	10	3	10	10	11	20	30	20	40	30
ビニールシート(巻)	1		1				3			3	1	2
タタミ						4						34
手カギ							6					
ヘッドランプ												
手廻しサイレン												

No.5

番 号	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
管理水防団	金華	京郷	本荘	鏡島	鏡島	鏡島	鏡島	市橋	日置江	日置江	日置江	日置江
面 積	28.00 (詰所併用)	27.2	35.6	37.4	27.2	33.8	27.2	27.2	29.8	28.1	27.2	33.75
構 造	鉄筋	ブロック	鉄筋	鉄骨	ブロック	鉄骨	ブロック	ブロック	ブロック	鉄筋	ブロック	鉄骨
水防倉庫名 品名	金華 (大宮陸開)	大縄場	本荘	菖蒲池	大名田	港	江崎	下奈良	高河原 第一	高河原 第二	日置江 第一	日置江 第二
ペンチ(丁)	2	5	2	2	2	2	2	2	2		2	2
片手ハンマー(丁)	1	2	1	1	3	1	1	1	2		2	2
かま(丁)	7	22	10	16	12	10	25	12	13		13	10
おの(丁)	2	2	2	3	3	3	2	3	2		2	3
なた(丁)	1	2	1	1	2	1	1	1	1		1	2
唐くわ(丁)	2	2	2	2	2	2	7	2	2		2	2
のこぎり(丁)	3	5	2	2	5	5	2	4	3		3	3
シノ	8	10	2	5	2	2	2	2	2		2	2
クリッパー	6	3	1	1	1	1	1	1	1		1	1
トビロ	3		2					2				
たこ(丁)	5	5	5	6	5	5	5	5	5		5	5
掛矢(丁)	10	11	10	10	10	10	12	12	11		10	10
つるはし(丁)	5	5	5	5	5	6	5	5	5		5	5
スコップ(丁)	20	20	20	19	20	21	20	20	20		20	20
草 箕	13	12	10	14	10	10	23	10	10		10	10
土のう袋(枚)	5,000	8,000	6,000	3,500	1,500	2,000	2,000	7,000	5,000		5,000	5,000
なわ(丸)	15	36	30	20	15	30	40	30	25		15	20
P P 縄	15	5	10	10	10	10	20	10	10		10	7
鉄線(kg)	100	150	200	125	50	20	30	100	100		100	280
丸太 1.2 m	170	250	140	120	66	170	170	150	20		60	35
〃 1.5 m	70	50	80			140	50	110	25		155	
〃 2.0 m	50	20	80	100	580	100	50	68	30		30	
〃 3.0 m	40	20	40	420	390	450	54	92	150		60	700
〃 4.0 m		20		130	80	55	50	50	55	500	30	700
発動発電機	2	2	1			2		1	1		1	
電気コード(巻)	2	2	1		2			1	1		1	
投光器	3	6	2		2			2	1		2	
強カライト		3	4		13		10	4	3		2	
ハンドマイク							1					
救命ロープ	11	10	5				3	10	2			
救助用ボート舟		1	1		1			1	1		1	
天幕(青色シート)	34	20	20	20				55	15		15	5
ビニールシート(巻)	1	1	1				1	1				
タタミ		6			3	10			25			
手カギ		10			20							
ヘッドランプ												
手廻しサイレン												

番 号	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	計
管理水防団	日置江	加納	三里	七郷	三輪	佐波	佐波	佐波	鶉	国 (長良西)	
面 積	27.2	27.2	27.2	26.24 (詰所併用)	27.2	24.8	33.81	27.2	33.75	(27)	
構 造	ブロック	ブロック	ブロック	鉄骨	ブロック	鉄骨	ブロック	ブロック	ブロック	(鉄筋)	
水防倉庫名 品名	茶屋 新田	加納	三里	七郷	三輪 宮前	高桑	坂巻	玄蕃	鶉	(国:長良 陸間)	
ペンチ(丁)	2	2	3	2	2	2	3	3	2	1	197
片手ハンマー(丁)	1	2	2	2	2	2	3	3	2		147
かま(丁)	10	10	13	20	10	8	13	10	10	8	1,024
おの(丁)	2	2	1	2	2	3	2	4	2		161
なた(丁)	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	96
唐くわ(丁)	2				2					1	122
のこぎり(丁)	2	3	2	2	1	5	8	4	4	1	231
シノ	2	2	3	2	1	4	4	4	4		191
クリッパー	1	2	1	1	2	3	3	3	3		132
トビロ										1	44
たこ(丁)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	2	364
掛矢(丁)	10	10	12	10	10	15	15	15	10	5	793
つるはし(丁)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	352
スコップ(丁)	20	20	20	24	20	27	27	28	30	9	1,662
草 箕	10	10	10	14	10	15	5	15	10		791
土のう袋(枚)	7,200	5,000	5,000	5,000	6,000	5,000	5,000	8,000	8,000	3,600	413,800
なわ(丸)	23	23	20	16	40	40	25	60	50	10	1,669
P P 縄	11	9	10	28	20	12	13	21	10	1	826
鉄線(kg)	50	40	50	40	100	50	50	50	60		6,050
丸太 1.2 m	75	150	100	36	100	170	60	30	80		6,778
〃 1.5 m	168	50	100	40	100	15	100	20			4,645
〃 2.0 m	60	80	80	20	60	70	20	40	150		5,346
〃 3.0 m	40	50	50		20	80	130	80	40		5,657
〃 4.0 m	10	20		4	25	40	20	100	120		3,208
発動発電機	1	1	1	1	1			1	1	2	65
電気コード(巻)	2	2	1	1	1			1	1	2	69
投光器	1	1	1	1	2			1	1	2	108
強カライト	2	4	2					1	1	5	66
ハンドマイク		2	1						1	1	9
救命ロープ	3	4	8	4				4	2	5	180
救助用ボート舟	1	1	1	1	1			1	1		55
天幕(青色シート)	5		10	10	20	7	10	10	5		1,313
ビニールシート(巻)	2	1	3	2	1	1	2	1	1		49
タタミ	5										273
手カギ		2									75
ヘッドランプ		5							30		35
手廻しサイレン										1	5

## 6. 水防団員詰所

水防管理団体が管理する水防団員詰所は、下記表のとおりである。

番号	詰所名	所在地	番号	詰所名	所在地
1	岩野田	岩崎3丁目	21	鏡島	鏡島西1丁目地先
2	早田岩倉	岩倉町4丁目地先(詰所併用倉庫)	22	江崎	江崎南地先
3	島新町	島新町	23	市橋	下奈良2丁目地先
4	旦島	守口町4丁目	24	加納	加納舟田町地先
5	日野	日野大松地先	25	三里	清本町7丁目
6	黒野	折立字長瀬地先	26	日置江	高河原字屋敷前畑
7	方県	安食三内前	27	茶屋新田	茶屋新田字南手地先
8	金華	大宮町1丁目地先(詰所併用倉庫)	28	木田	木田馬場
9	一日市場	一日市場字村下地先	29	鷺山	下土居3丁目地先
10	寺田	寺田字堤際地先	30	岩	岩田西1丁目(詰所併用倉庫)
11	長良西	長良丘1丁目地先	31	西郷	中西郷字西門
12	八代	若福町地先	32	網代	雛倉字市場
13	法久寺	長良法久寺町(詰所併用倉庫)	33	則松	則松3丁目
14	常磐	上土居字足谷地先	34	則武	則武西1丁目地先
15	三輪宮前	三輪字宮前	35	七郷	東改田腰前田地先(詰所併用倉庫)
16	森東	森東	36	大縄場	青柳町5丁目地先
17	芥見	芥見町屋2丁目(詰所併用倉庫)	37	河渡	河渡1丁目(詰所併用倉庫)
18	藍川	加野4丁目	38	鶉	鶉字前堤外地先
19	京郷	忠節町1丁目地先	39	佐波	柳津町下佐波5丁目地先
20	本荘	桜木町2丁目	—	—	—

注 1) 水防団員詰所・水防倉庫内訳

水防団員詰所：39ヶ所(詰所併用倉庫：7ヶ所含む)

水防倉庫：68ヶ所(詰所併用倉庫：7ヶ所含む、防災・健康ステーション内倉庫：2ヶ所含む)

2) 詰所・倉庫の位置については、別紙「水防団員詰所及び水防倉庫位置図」参照

## 7. その他水防施設

施設名称	住所	連絡先	面積 (㎡)	構造	摘要
岐阜市長良川 防災・健康 ステーション	岐阜市早田字 北堤外地内	TEL:296-2220 FAX:296-2221	1,182.25 (早田東、桃林 水防倉庫含む)	鉄骨造 2階建	(長良川岐阜河川防 災ステーション)

## 8. 水防上重要な関係を有する水門等一覧

○ マイターゲート    △ スルースゲート    □ 転倒ゲート

用排水施設水防対策要領								
	河川名	名 称	位 置	管理者	操作の基準	備 考	型式	委託状況
1	伊自良川	守山樋管	岩 利	岐阜市	非常時 閉	取水樋門	△	—
2	伊自良川	北洞前樋管	岩 利	岐阜県	非常時 閉	取水樋門	○	—
【3～4 は欠番】								
5	伊自良川	石谷川及び南谷川 逆水樋門	石 谷	岐阜県	非常時 閉	別紙操作基準 による	△	○
【6～9 は欠番】								
10	伊自良川	交人第一樋門	大学北 1	岐阜県	非常時点検	逆水樋門	○	—
11	伊自良川	城田寺川逆水樋門	城 田 寺	岐阜県	非常時 閉	別紙操作基準 による	△	○
12	伊自良川	一日市場樋管	一日市場	国 土 交通省	非常時 閉	別紙操作基準 による	△	○
13	【欠 番】							
14	村山川	交人第二樋門	大学北 2	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	○
15	鶺鴒川都 市下水路	町裏用水堰	黒野西町	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
16	板屋川	蛭川逆水樋門	黒 野	岐阜県	非常時 閉	別紙操作基準 による	△	○
17	板屋川	南柿ヶ瀬逆水樋門	南柿ヶ瀬	岐阜県	非常時 閉	別紙操作基準 による	△	○
18	伊自良川	福満排水樋管	木 田	国 土 交通省	非常時点検	別紙操作基準 による	△	○
19	伊自良川	権現樋管	木 田	国 土 交通省	非常時点検	別紙操作基準 による	△	○
20	板屋川	塚分樋管	木 田 5	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
21	板屋川	朝丸橋西樋管	木 田	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
22	板屋川	朝丸橋東樋管	北柿ヶ瀬	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
23	板屋川	中西郷樋門	中西郷 1	岐阜市	非常時 閉	取水樋門	□	○
24	金谷用水	金谷用水第一樋門	上西郷 2	岐阜市	非常時 閉	取水樋門	□	○
25	金谷用水	金谷用水第二樋門	上西郷 8	岐阜市	非常時 閉	取水樋門	□	○



	河川名	名 称	位 置	管理者	操作の基準	備 考	型式	委託状況
26	小西郷排水路	西改田田梨樋門	西 改 田	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	○
27	根尾川	西改田米野樋門	西 改 田	岐阜市	非常時 開	取水樋門	角落し	○
28	【廃 止】							
29	【廃 止】							
30	鳥羽川	栗野樋門	栗 野 東	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	—
31	鳥羽川	西栗野樋門	栗 野 西	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	—
32	鳥羽川	西洞支川逆水樋門	上 岩 崎	岐阜県	非常時 閉	別紙操作基準による	△	○
33	鳥羽川	西洞川逆水樋門	上 岩 崎	岐阜県	非常時 閉	別紙操作基準による	△	○
34	鳥羽川	岩崎逆水樋門	岩 崎	岐阜県	非常時 閉	別紙操作基準による	△	○
35	鳥羽川	上土居京田樋門	上 土 居	中濃水	非常時 閉	取水樋門	△	—
36	鳥羽川	若福町樋門	若 福 町	中濃水	非常時 閉	取水樋門	△	—
37	鳥羽川	戸石川樋門	上 土 居	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	○
38	【欠 番】							
39	山県用水	寺沖樋門	栗 野	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
40	山県用水	眼鏡樋門	栗野東3	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
41	月野山排水路	月野山第一樋門	栗野西5	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
42	月野山排水路	月野山第二樋門	栗野西5	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	○
43	月野山排水路	岩崎第一樋門	岩 崎	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
44	月野山排水路	岩崎第二樋門	岩 崎	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
45	岩崎西排水路	岩崎西排水樋門	岩 崎	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
46	西洞川	西洞川樋門第一	岩 崎	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
47	西洞川	西洞川樋門第二	岩 崎	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
48	末洞川	大橋樋門第一	栗野西1	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	○
49	末洞川	大橋樋門第二	栗野西1	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	○

## 8. 水防上重要な関係を有する水門等一覧

	河川名	名 称	位 置	管理者	操作の基準	備 考	型式	委託状況
50	鷺山排水路	正木北部調整池	正木北町	岐阜市	非常時点検	調整池	ポンプ	○
51	金華排水路	下土居樋門	下土居	岐阜市	非常時開	取水樋門	△	○
52	金華排水路	雨屋樋門	鷺山雨屋	岐阜市	非常時開	取水樋門	□	休止
53	【欠 番】							
54	西山排水路	西山第二樋門	長良子正賀	岐阜市	非常時開	取水樋門	□	休止
55	西山排水路	諏訪第一樋門	長良友瀬	岐阜市	非常時開	取水樋門	□	○
56	諏訪排水路	諏訪第二樋門	長良友瀬	岐阜市	非常時開	取水樋門	□	○
57	十道川	加野第一樋門	加野	岐阜市	非常時開	取水樋門	□	○
58	【欠 番】							
59	十道川	加野第三樋門	加野	岐阜市	非常時開	取水樋門	□	○
60	【欠 番】							
61	石田川	黒岩井堰	山県岩	岐阜市	非常時開	取水樋門	角落し	○
62	長良川右岸	春近第一樋門	春近	岐阜市	非常時点検	進水樋門	○	—
63	長良川右岸	春近第二樋門	春近	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	—
64	長良川右岸	福富川逆水樋門	溝口	岐阜県	非常時閉	別紙操作基準による	△	○
65	長良川右岸	十道川樋門	加野	岐阜県	非常時点検	逆水樋門	○	○
66	長良川右岸	古津樋門	古津	岐阜市	非常時閉	逆水樋門	△	○
67	長良川右岸	中川原排水樋管	雄総緑町4	岐阜市	非常時閉	別紙操作基準による	△	○
68	【欠 番】							
69	【欠 番】							
70	長良川左岸	左巻樋門	岩田西1	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
71	長良川左岸	堂後第一樋門	日野堂後	岐阜市	非常時閉	逆水樋門	△	○
72	長良川左岸	堂後第二樋門	日野堂後	岐阜県	非常時点検	逆水樋門	○	○
73	長良川左岸	日野悪水樋門	日野	国土交通省	非常時閉	別紙操作基準による	△	○
74	長良川左岸	忠節用水逆水樋門	元浜町	岐阜県	非常時閉	別紙操作基準による	△	○

	河川名	名 称	位 置	管理者	操作の基準	備 考	型式	委託状況
75	長良川 右 岸	大前町樋門	大 前 町	岐阜市	非常時 閉	排水樋門	△	○
76	長良川 右 岸	鵜飼屋第一樋門	西 鵜 飼	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
77	長良川 右 岸	鵜飼屋第二樋門	東 鵜 飼	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
78	長良川 右 岸	長良丘悪水樋門	田 ヶ 脇	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
79	長良川 右 岸	東島排水樋管	菅 生	国 土 交通省	非常時 閉	別紙操作基準 による	△	○
80	長良川 右 岸	樋爪川排水樋門	河 渡 1	国 土 交通省	非常時点検	別紙操作基準 による	△	○
81	【欠 番】							
82	長良川 左 岸	新大江川樋門	茶屋新田	国 土 交通省	非常時 閉	別紙操作基準 による	△	○
83	長良川 左 岸	忠節用水取入樋管	鏡 岩	岐阜市	非常時 閉	取水樋門	△	—
84	忠節用水	第一樋門	鏡 岩	岐阜市	非常時 閉	取水樋門	△	—
85	忠節用水	第二樋門	御 手 洗	岐阜市	非常時 閉	取水樋門	△	—
86	忠節用水	分水樋門	御 手 洗	岐阜市	非常時 開	排水樋門	△	—
87	【欠 番】							
88	忠 節 排水路	御杉町樋門	御 杉 町	岐阜市	非常時 閉	排水樋門	□	—
89	今 泉 排水路	御杉町分水樋門	御 杉 町	岐阜市	非常時 開	排水樋門	□	—
90	忠 節 排水路	真砂町樋門	真砂町9	岐阜市	非常時 開	排水樋門	△	—
91	明德三里 排水路	沖の橋樋門	徹明町7	岐阜市	非常時 開	排水樋門	△	—
92	明德三里 排水路	中村分水樋門	吹上町5	岐阜市	非常時 開	排水樋門	△	—
93	明德三里 排水路	清本町分水樋門	清本町10	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	—
94	宇佐川 排水路	中ノ町樋門	本 庄 中ノ町3	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	—
95	宇佐川 排水路	柳森樋門	宇 佐 1	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	—
96	宇佐川 排水路	宇佐樋門	宇佐東町	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	—
97	北一色2号 支線排水路	北一色第一樋門	北一色7	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	休止
98	沓 掛 排水路	沓掛第一樋門	花沢町4	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
99	野一色 排水路	野一色第一樋門	北一色10	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	○

## 8. 水防上重要な関係を有する水門等一覧

	河川名	名 称	位 置	管理者	操作の基準	備 考	型式	委託状況
100	野一色排水路	野一色第二樋門	北一色4	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	○
101	【欠 番】							
102	寺前川	新池溜池樋門	岩田坂4	岐阜市	非常時 開	取水樋門	栓	○
103	寺前川	古池溜池樋門	岩田東1	岐阜市	非常時 開	取水樋門	栓	○
104	領下川	盛坪樋門	上川手	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
105	【欠 番】							
106	【欠 番】							
107	新荒田川	入舟北樋門	入舟町3	岐阜市	非常時巡視	取水樋門	△	○
108	【欠 番】							
109	新荒田川	新荒田川光樹町樋門	光 樹 町	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
110	新荒田川	新荒田川西川手 2丁目樋門	西川手2	岐阜県	非常時点検	逆水樋門	○	—
111	新荒田川	新荒田川西川手 5丁目樋門	西川手5	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
112	荒田川	江添樋門	江 添3	岐阜県	非常時点検	逆水樋門	○	—
113	荒田川	鶉樋門	北 鶉2	岐阜県	非常時点検	逆水樋門	○	—
114	【欠 番】							
115	論田川	今嶺第一樋門	今 嶺	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	○	—
116	大堀川排水路	今嶺第二樋門	今 嶺4	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	休止
117	境 川	高田樋門	高 田2	岐阜市	非常時 閉	取水樋門	△	○
118	境 川	厚見中学校西樋門	上川手	岐阜市	非常時 閉	取水樋門	△	○
119	境 川	厚見小学校前樋門	上川手	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
120	境 川	下川手宮樋門	下川手宮	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	○
121	境 川	石切樋門	下川手	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	○
122	境 川	東村中樋門	下川手	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	○
123	境 川	下川手北樋門	下川手	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	○
124	境 川	東川手4丁目樋門	東川手4	岐阜市	非常時 開	逆水樋門	○	○

	河川名	名 称	位 置	管理者	操作の基準	備 考	型式	委託状況
125	境 川	野瀬樋門	茜部野瀬 4	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	○
126	境 川	玄蕃樋門	柳津町 上佐波東 4	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	—
127	【廃 止】							
128	五十石 排水路	五十石第二樋門	茶屋新田	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
129	大江川	大江川逆水樋門	羽島市 小熊町	岐阜県	非常時 閉	別紙操作基準 による	△	○
130	【廃 止】							
131	大江川	中島第一樋門	柳津町 高桑西 3	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	○	○
132	大江川	中島第二樋門	柳津町 高桑西 3	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
133	大江川	中島第三樋門	柳津町 高桑西 3	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
134	大江川	大脇樋門	日置江	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
135	大江川	八千ヶ尻樋門	日置江 2	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○
136	旧大江川	北鶉 4 丁目樋門	北 鶉 4	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	—
137	北一色 2 号 支線排水路	北一色樋門第二	北一色 7	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	○
138	梶 川 排水路	清本町 3 丁目(梶川) 樋門	清本町 3	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	休止
139	蛭川都市 下水路	折立流量調整堰	折 立	岐阜市	非常時 開	排水樋門	△	○
140	蛭川都市 下水路	蛭川分派支線 第一樋門	折 立	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
141	【廃 止】							
142	論田川	今嶺第三樋門	藪田西 1	岐阜県	非常時 閉	排水樋門	○	—
143	論田川	大菅排水路樋門	今 嶺 7	岐阜市	非常時点検	排水樋門	○	○
144	論田川	湊排水路樋門	今 嶺 4	岐阜市	非常時点検	排水樋門	○	○
145	沓 掛 排水路	雪見町樋門	雪見町 2	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	休止
146	寺前川	寺前川堰	岩田西 2	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	○
147	原 川	栗野西 6 丁目樋門	栗野西 6	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
148	打越第 1 排水路	打越第一排水路樋門	打 越	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	○
149	南長森 排水路	南長森排水路堰	切 通 1	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	○

## 8. 水防上重要な関係を有する水門等一覧

	河川名	名 称	位 置	管理者	操作の基準	備 考	型式	委託状況
150	打越第2排水路	打越第二排水路樋門	打 越	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	○
151	新海草川排水路	本荘西1丁目樋門	本荘西1	岐阜市	非常時 開	取水樋門	□	○
152	新海草川排水路	本荘西4丁目樋門	本荘西4	岐阜市	非常時 開	取水樋門	△	○
153	天神川	天神川可動橋	福光東1	岐阜市	非常時 上	取水樋門	樋	○
154	法泉寺排水路	法泉寺樋門	渋谷町	岐阜市	非常時 閉	逆水樋門	△	○
155	逆 川	日野中央公園調整池	日野南1	岐阜市	非常時点検	調 整 池	ポンプ	○
156	長良川右岸	十道川下流樋門	加 野	岐阜県	非常時点検	逆水樋門	○	○
157	逆 川	日野橋公園・日野3号調整池	日野南8	岐阜市	非常時点検	調 整 池	ポンプ	○
158	長良川右岸	岩舟川排水樋管	志 段 見	国 土 交通省	非常時点検	逆水樋門	△	○
159	正 木排水路	正木1号調整池	正木中3	岐阜市	非常時点検	調 整 池	ポンプ	○
160	北一色排水路	北一色排水路樋門	北一色3	岐阜市	非常時 閉	取水樋門	△	○
161	鷺 山排水路	鷺山第二1号調整池	鷺山東2	岐阜市	非常時点検	調 整 池	ポンプ	○
162	鷺 山排水路	鷺山第二2号調整池	鷺山東1	岐阜市	非常時点検	調 整 池	ポンプ	○
163	鷺山1号排水路	鷺山・下土居1号調整池	下 土 居	岐阜市	非常時点検	調 整 池	ポンプ	○
164	荒田川	高河原第一ポンプ	高 河 原	岐阜市	非常時点検	排水ポンプ	ポンプ	○
165	荒田川	高河原第二ポンプ	高 河 原	岐阜市	非常時点検	排水ポンプ	ポンプ	○
166	則 武排水路	則武新田中央公園調整池	則 武	岐阜市	非常時点検	調 整 池	—	○
167	鷺山1号排水路	さぎしも公園調整池	下 土 居	岐阜市	非常時点検	調 整 池	—	○
168	高田東第一排水路	高田東第一排水路樋門	高 田 5	岐阜市	非常時点検	逆水樋門	○	○

## 9. 排水機場等一覧

### (1) 排水機場等

施設名称	電話番号 (FAX)
新荒田川論田川排水機場 (高河原地先)	279-1165
荒田川論田川第二排水機場 (高河原地先)	279-0624
両満川排水機場 (江口地先)	232-6052
早田川排水機場 (則武西1丁目9-1地先)	233-4500
正木川排水機場 (正木地先)	294-2036
新堀川排水機場 (折立地先)	239-7553
日野揚排水機場 (日野地先)	248-0495
根尾川排水機場 (曾我屋地先)	230-1708
山田川排水機場 (芥見字祇園地先)	244-0103
天神川排水機場 (上土居地先)	296-3573
城田寺排水機場 (城田寺字明正)	232-3639
雄総排水ポンプ場 (雄総桜町1丁目)	296-3405 (296-3406)
今泉排水機場 (桜木町2丁目)	251-7398
大江排水機場 (茶屋新田字芝地新田)	279-1521
大江五十石排水機場 (茶屋新田字芝地新田)	279-1521 (大江排水機場)
荒田論田排水機場 (高河原字仲原)	279-2683
玄蕃排水機場 (柳津町上佐波東3丁目)	279-3237

### (2) 陸閘等

施設名称			
長良陸閘	大宮陸閘	長良南町陸閘	材木町陸閘
今町陸閘	上茶屋町陸閘	大宮町第二陸閘	大前町陸閘
金碧町陸閘	法久寺町陸閘	築地陸閘	港町陸閘 (No.215~227)
鶉飼屋陸閘 (No.101~127)	尻毛第一陸閘	旦ノ島陸閘	長良古津陸閘
山先陸閘	雄総陸閘		

(3) 樋門、樋管等

施設名称			
新大江川ひ門	日野悪水ひ管	樋爪川排水ひ門	東島ひ管
一日市場悪水ひ管	権現ひ管	福満排水ひ管	岩舟排水ひ管
南柿ヶ瀬逆水樋門	蛭川逆水樋門	福富川逆水樋門	石谷川及び 南谷川逆水樋門
岩崎逆水樋門	大江川逆水樋門	城田寺逆水樋門	西洞川逆水樋門
西洞川支川逆水樋門	忠節用水逆水樋門	中川原樋管	

(4) 排水ポンプ等

施設名称			
一日市場可搬式 排水ポンプ	下川手可搬式 排水ポンプ	日野可搬式 排水ポンプ	領下排水機場
中川原可搬式 排水ポンプ	南柿ヶ瀬可搬式 排水ポンプ	藍川地区（十道川） 排水ポンプ設備	



## 10. 各排水機場の運転始動の標準水位

【岐阜市】 (国土交通省及び岐阜県所管の排水機場で操作業務を受託している排水機場を含む。)

排水機場名	標準水位 (内)	摘 要	自家発 設備の 有無
城田寺排水機場	11.10	ローラーゲート閉扉 ディーゼルエンジン177kW 2基 ポンプ口径1,200mm 2基 排水量6.60 m <sup>3</sup> /S	有
雄 総 排水ポンプ場	18.60	ローラーゲート閉扉 ガスタービンエンジン326PS(240kw) 2基 ポンプ口径1,000mm 2基 排水量6.15 m <sup>3</sup> /S	有
今泉排水機場	11.80	ローラーゲート閉扉 ディーゼルエンジン162kW 2基 ポンプ口径1,130mm 2基 排水量5.00 m <sup>3</sup> /S	有
大江排水機場	5.12	ローラーゲート閉扉 ディーゼルエンジン500PS 2基 ポンプ口径1,500mm 2基 排水量10.00 m <sup>3</sup> /S	有
大江五十石 排水機場	5.00 4.70	モーター300PS(220kw) 2基 モーター163PS(120kw) 1基 ポンプ口径1,200mm 2基 排水量5.66 m <sup>3</sup> /S ポンプ口径900mm 1基 排水量1.52 m <sup>3</sup> /S	無
荒田論田 排水機場	6.50	ローラーゲート閉扉 モーター510PS(375kw) 1基 モーター200PS(150kw) 1基 ポンプ口径1,320mm 2基 排水量7.08 m <sup>3</sup> /S ポンプ口径965mm 2基 排水量3.68 m <sup>3</sup> /S	無
玄蕃排水機場	5.80	ローラーゲート閉扉 モーター30kw 1基 ポンプ口径500mm 1基 排水量0.50 m <sup>3</sup> /S	無
日野揚排水機場	21.20	各ローラーゲート操作 モーター250kw 2基 ポンプ口径1,000mm 2基 排水量4.00 m <sup>3</sup> /S	有
早田川排水機場	10.20	ローラーゲート閉扉 ガスタービンエンジン394PS(290kw) 1基 ガスタービンエンジン385PS(283kw) 2基 ディーゼルエンジン 450PS(331kw) 1基 ポンプ口径1,500mm 4基 排水量20.00 m <sup>3</sup> /S	有
正木川排水機場	11.90	ローラーゲート閉扉 ディーゼルエンジン230PS(169kw) 3基 ポンプ口径1,200mm 3基 排水量10.00 m <sup>3</sup> /S	有
新堀川排水機場	10.00	ローラーゲート閉扉 ガスタービンエンジン1基 460PS(338kw), 478PS(351kw) 1基 ディーゼルエンジン520PS 2基 ポンプ口径1,500mm 4基 排水量20.00 m <sup>3</sup> /S	有
新荒田川論田川 排水機場	6.50	ローラーゲート閉扉 ガスタービンエンジン680PS(500kw) 2基 ポンプ口径1,700mm 2基 排水量13.00 m <sup>3</sup> /S	有
荒田川論田川第二 排水機場	6.50	ローラーゲート閉扉 ディーゼルエンジン1,250PS(919kw) 2基 ポンプ口径2,000mm 2基 排水量20.00 m <sup>3</sup> /S	有
根尾川排水機場	9.00	ローラーゲート閉扉 ディーゼルエンジン510PS(375kw) 2基 ポンプ口径1,500mm 2基 排水量10.00 m <sup>3</sup> /S	有
両満川排水機場	8.00	ローラーゲート閉扉 ガスタービンエンジン501PS(369kw) 1基 ディーゼルエンジン 550PS(404kw) 2基 ポンプ口径1,350mm 3基 排水量12.00 m <sup>3</sup> /S	有
山田川排水機場	28.20	ローラーゲート閉扉 ディーゼルエンジン160PS 2基 ポンプ口径1,000mm 2基 排水量5.00 m <sup>3</sup> /S	有
天神川排水機場	14.00	ローラーゲート閉扉 ディーゼルエンジン140PS 2基 ポンプ口径1,000mm 2基 排水量4.00 m <sup>3</sup> /S	有

【参考】

排水機場名		標準水位 (内)	摘 要
境川排水機場		6.00	ローラーゲート閉扉。 ディーゼルエンジン 490PS (360kw) 5基 ポンプ口径 1,800mm 5基 排水量 35.00 m <sup>3</sup> /S
糸貫天王排水機場		糸貫 8.00 天王 7.50	ローラーゲート閉扉。ガスタービンエンジン 768PS (565kw) 2基 ガス タービンエンジン 1,060PS (780kw) 4基ディーゼルエンジン 700PS (514kw) 1基 ポンプ口径 1,800mm 7基 排水量 56.00 m <sup>3</sup> /S
境川第二排水機場		6.00	ローラーゲート閉扉。 ガスタービンエンジン 740PS (544kw) 2基 ディーゼルエンジン 820PS (603kw) 2基 ポンプ口径 2,000mm 4基 排水量 40.00 m <sup>3</sup> /S
羽 島 用 水	東野田排水機場	6.10	モーター40PS (30kw) 1基 ポンプ口径 600mm 1基 排水量 0.60 m <sup>3</sup> /S
	蘇西排水機場	6.10	モーター50PS (38kw) 1基 モーター110PS (85kw) 1基 ポンプ口径 600mm 1基 排水量 0.67 m <sup>3</sup> /S ポンプ口径 900mm 1基 排水量 1.80 m <sup>3</sup> /S
	逆川排水機場	4.30	モーター400PS (300kw) 3基 ディーゼルエンジン 495PS 1基 ポンプ口径 1,350mm 3基 砂防量 12.09 m <sup>3</sup> /S ポンプ口径 1,500mm 1基 砂防量 4.80 m <sup>3</sup> /S
	正木排水機場	※ 4.60	ディーゼルエンジン 750PS 2基 ポンプ口径 1,650mm 2基 排水量 12.20 m <sup>3</sup> /S ※逆川排水機場の運転状況を考慮して、これに必要な排水を行うものと し、その時期は適時とする

# 11. 洪水予報等受報様式

## (1) 国管理河川受報様式

### ア) 洪水予報



正規

## 長良川中流氾濫危険情報

長良川中流洪水予報第〇号  
洪水警報  
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
木曾川上流河川事務所 岐阜地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】長良川中流では、氾濫危険水位に到達し、  
氾濫のおそれあり**

(主 文)

【警戒レベル4相当】長良川の忠節水位観測所（岐阜市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。岐阜市、瑞穂市では、長良川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
長良川中流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

長良川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
忠節 水位観測所 (岐阜市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
墨俣 水位観測所 (大垣市)	〇〇日〇0時〇〇分の状況	XX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	忠節水位観測所	墨俣水位観測所	
	岐阜市	大垣市	
レベル4水位 氾濫危険水位 <sup>※</sup>	5.50	7.70	
レベル3水位 避難判断水位 <sup>※</sup>	5.30	7.20	
レベル2水位 氾濫注意水位	2.00	4.00	
レベル1水位 水防団待機水位	1.00	2.50	
受け持ち区間	長良川	長良川	
	左岸 岐阜市	左岸 岐阜市、羽島市	
	右岸 岐阜市、瑞穂市	右岸 瑞穂市、大垣市、 海津市、安八町、 輪之内町	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	岐阜県岐阜市-、 岐阜県大垣市-、 岐阜県羽島市-、 岐阜県各務原市-、 岐阜県羽島郡岐南町-、 岐阜県羽島郡笠松町-、 岐阜県海津市-、 岐阜県安八郡輪之内町-、 岐阜県安八郡安八町-、 岐阜県本巣郡北方町-、 岐阜県瑞穂市-、 岐阜県本巣市-	岐阜県岐阜市-、 岐阜県大垣市-、 岐阜県羽島市-、 岐阜県各務原市-、 岐阜県羽島郡岐南町-、 岐阜県羽島郡笠松町-、 岐阜県海津市-、 岐阜県安八郡輪之内町-、 岐阜県安八郡安八町-、 岐阜県本巣郡北方町-、 岐阜県瑞穂市-、 岐阜県本巣市-、 岐阜県養老郡養老町-	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp">https://www.river.go.jp</a> <a href="https://frl.river.go.jp">https://frl.river.go.jp</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 木曽川上流河川事務所 流水管理センター 電話：058-251-3235（内線）441

気象関係：気象庁 岐阜地方气象台 電話：058-271-4107

イ) 大雨特別警報解除後の洪水への呼びかけ「河川氾濫に関する情報」(臨時洪水予報)

長良川中流洪水予報(臨時)  
令和〇年〇月〇日〇時〇分  
国土交通省 木曾川上流河川事務所  
気象庁 岐阜地方气象台

**「岐阜県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」**

岐阜県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、〔長良川の洪水はこれから警戒が必要です / 岐阜県に降った大雨による洪水が、これから長良川の下流に到達します〕。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ **長良川中流** では、**氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)** を発表中です。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
長良川	忠節水位観測所 (岐阜県岐阜市)	氾濫危険水位超過	水位上昇中
長良川	帯俣水位観測所 (岐阜県大垣市)	氾濫危険水位超過	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。  
川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>  
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先  
水位関係：国土交通省 木曾川上流河川事務所 流水管理センター tel:058-251-3235(内線)441  
気象関係：気象庁 岐阜地方气象台 tel:058-271-4107

ウ) 水位到達情報

発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者
国土交通省 木曾川上流河川事務所	→	機関名	→	機関名	→	機関名

正規

### 伊自良川氾濫危険情報

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 国土交通省 木曾川上流河川事務所発表  
 (第〇号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】伊自良川の古川橋水位観測所（岐阜市）では、〇日〇時〇分頃に、**避難指示**の発令の目安となる氾濫危険水位（5.70m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

（参考）

伊自良川 古川橋水位観測所（岐阜市）  
 （受け持ち区間は 伊自良川左岸：岐阜市、右岸：岐阜市）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	5.70m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	5.50m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	4.20m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

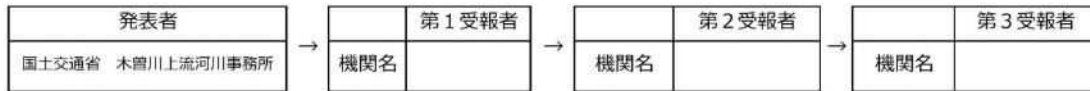
問い合わせ先  
 国土交通省 木曾川上流河川事務所 流水管理センター 電話：058-251-3235（内線）441

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

エ) 水防警報



正規

**水 防 警 報 ( 出 動 )**

発令河川 長良川	基準水位観測所 忠節水位観測所	発表番号 第〇号
令和〇年〇月〇日〇時〇分	国土交通省 木曾川上流河川事務所	発表

【現 況】

**長良川の忠節水位観測所（岐阜市）の水位は、  
〇日〇時〇分現在〇〇. 〇〇mです。  
忠節水位観測所の水位は、出動水位に達し、  
上昇しています。**

【発 表】

**水防機関は出動してください。**

木曾川上流河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
今渡				
犬山				
笠松				
起				
忠節			○	
墨俣				
古川橋				
岡島				
万石				
烏江				
塩田橋				
高湊				
山口				

(参考)

長良川 忠節水位観測所（岐阜市）  
 (受け持ち区間は 長良川左岸：岐阜市、右岸：岐阜市・瑞穂市)  
 問い合わせ先  
 国土交通省 木曾川上流河川事務所 流水管理センター 電話：058-251-3235 (内線) 441

(参考)

忠節（岐阜県岐阜市）  
 計画高水位 : 6.68m  
 氾濫危険水位 : 5.50m  
 避難判断水位 : 5.30m  
 氾濫注意水位 : 2.00m  
 水防団待機水位 : 1.00m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>

(2) 県管理河川受報様式

ア) 洪水予報



**正規**

**木曾川水系長良川氾濫警戒情報**

木曾川水系長良川上流洪水予報第  
洪水警戒報  
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
岐阜土木事務所・美濃土木事務所・岐阜地方气象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】木曾川水系長良川上流では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文)

【警戒レベル3相当】木曾川水系長良川上流の芥見水位観測所（岐阜県岐阜市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、**高齢者等避難**の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル3相当】木曾川水系長良川上流の美濃水位観測所（岐阜県美濃市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、**高齢者等避難**の発令の目安となる「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
長良川上流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

木曾川水系長良川上流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
芥見 水位観測所 (岐阜市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X↑	■	■	■	■
	〇〇日〇1時〇0分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	〇〇日〇2時〇0分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	〇〇日〇3時〇0分の予測	XXX.X	■	■	■	■
美濃 水位観測所 (美濃市)	〇〇日〇0時〇0分の状況	XX.X↑	■	■	■	■
	〇〇日〇1時〇0分の予測	XX.X	■	■	■	■
	〇〇日〇2時〇0分の予測	XX.X	■	■	■	■
	〇〇日〇3時〇0分の予測	XX.X	■	■	■	■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。



(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	芥見水位観測所	美濃水位観測所	
	岐阜市	美濃市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	7.3	4.2	
レベル3水位 避難判断水位※	7.0	3.8	
レベル2水位 氾濫注意水位	5.0	3.2	
レベル1水位 水防団待機水位	4.0	2.0	
受け持ち区間	長良川	長良川	
	左岸 岐阜市、関市	左岸 美濃市、関市	
	右岸 岐阜市、関市	右岸 美濃市、関市	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	岐阜県岐阜市溝口、長良古津、日野北、岩田西、向加野、上芥見	岐阜県関市上白金、小屋名、池尻、小瀬、保戸島、下有知、干疋、下白金 美濃市前野、曾代、笠神、極楽寺、中央、生楯、志摩、安毛、横越	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の  
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

岐阜県ホームページ 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/">http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/">http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/</a>

問い合わせ先

水位関係：岐阜土木事務所 施設管理課 河川砂防管理係 電話：058-214-9603  
美濃土木事務所 施設管理課 施設管理係 電話：0585-33-4011（内線）306  
気象関係：気象庁 岐阜地方気象台 電話：058-271-4107

イ) 水位到達情報

氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）発表受報様式

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">川</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">第 報</p>	<p style="font-size: 24px; margin: 0;">観測所</p>	<p style="font-size: 24px; margin: 0;">氾濫危険情報</p>
<p>令和 年 月 日 時 分</p> <p>岐阜県 土木事務所 発表</p>		
<p>【主文】</p> <p>【警戒レベル4相当情報 [洪水]】 時 分現在</p> <p>観測所の水位は、 m cmで、避難指示 の発令の目安となる氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） m cmに到達しました。</p> <p>市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。</p>		
<p>（参考） 川 水位観測所 （〇〇市〇〇町）</p> <p>（受け持ち区間） ~</p> <p>○ 氾濫危険水位 m 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</p> <p>避難判断水位 m 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</p> <p>氾濫注意水位 m 氾濫の発生に対する注意を求める段階</p> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間内の第1位危険個所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位</p>		

★市町村担当者様

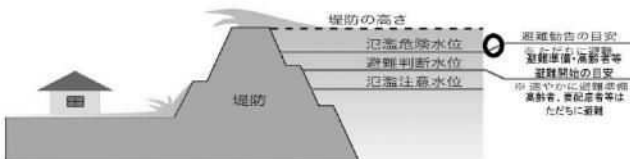
「氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）」が発表された旨、首長に伝達してください。

早期の **避難指示** の発令を検討する必要があります。

<p>氾濫危険情報の伝達経過</p> <p>FAX伝達終了時刻</p> <p>年 月 日 時 分</p>
--

氾濫の危険のある地区	m	cm

氾濫危険情報の確認先				
伝達確認先	電話番号	確認者	被確認者	確認時刻



※上記の表に記載しきれない場合は、別紙にて対応します。 (参考)「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	スマートフォンから	携帯電話から
	<a href="http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/">http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/</a>	<a href="http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/sp/">http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/sp/</a>	<a href="http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/">http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/</a>

- ★市町村担当者の皆様へ : 本件の問い合わせは、発表土木事務所へお願いします。
- ★報道機関関係者の皆様へ : 本件の問い合わせは、岐阜県河川課 (058-272-8603) へお願いします。

別紙

## ●●川「▲▲」水位観測所 氾濫危険地区追加情報

●●川「▲▲」の水位が〇.〇mに達しました。  
次の地区では、氾濫の危険があります。市町村長が発令する避難情報に十分注意してください。

グループ	危険水位(m)	氾濫の危険のある地区
3		
2		
1		

「▲▲」の水位は、「岐阜県 川の防災情報」で知ることができます。

岐阜県 川の防災情報

検索

URL:

<http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

※岐阜県では、川の状態やその地域の地形などから地区を分けて、その地区毎に「きめ細かな水位情報」を提供しています。

ウ) 水防警報

※水位上昇の選択の目安

15cm未満 かんまんに	直近30分の水位上昇量 15cm以上30cm未満 刻々	30cm以上 急激に
-----------------	-----------------------------------	---------------

水防警報発表受報用紙

\_\_\_\_\_ 水防警報 第 \_\_\_\_\_ 号 (準備) 出動 (情報 解除)

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

岐阜県 \_\_\_\_\_ 土木事務所長 発表

順序	本文
イ	_____ 時 _____ 分現在 _____ の水位は _____ m _____ cmで _____ の水位 _____
ロ	_____ 時 _____ 分現在 _____ の水位は _____ m _____ cmで _____
ハ	_____ 上昇中である。
ニ	これが最高水位と _____
ホ	_____ 上流 _____ の水位は _____ m _____ cmで _____ 上昇中である。 _____ 流量は _____ m <sup>3</sup> /s
ヘ	_____ 時 _____ 分発表の _____ 川洪水 _____ によれば _____ 時に _____ の水位は _____ m _____ cmになる見込みである。
ト	_____ 地方気象台発表の _____ によれば今後なお _____ 上流山間部 _____ 川流域 _____ 県地方 _____ 部 _____ に _____ mmの _____ が予想される。
チ	減水中である。
リ	_____ の _____ 水位は _____ 時に _____ m _____ cm _____ _____ 流量は _____ 時に _____ m <sup>3</sup> /s _____

順序	本文
ヌ	_____ 市 _____ 地方では _____
ル	河川の水位は一旦 _____ 再び _____
ヲ	本地区 _____ せられたい。
ワ	本地区の水防警報を解除する
力	(イ〜ワ以外の補足事項)

(注) I. 記入要領 { \_\_\_\_\_ の部分は名称、地名、数字を入れる。  
\_\_\_\_\_ の部分は字句の不要な場合に使う。  
発信者は始めに一句毎に読み、次に通して読む。  
必ずくり返して、2度読むこと。  
受信者は間違いないよう必ず復唱すること。

II. 通達要領

(水防隊本部用)

水防警報の伝達結果	_____ 時 _____ 分
一斉指令(無報)終了時刻	_____ 時 _____ 分
ファックス伝達終了時刻	_____ 時 _____ 分

水防警報対象水位観測所	_____	計画高	_____
水防団待機	_____	注意	_____
水位	_____	水位	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

★市町村担当者様へ：本件の問合せは、発表土木事務所へお願い致します。  
★報道機関関係者の方へ：本件の問合せは、岐阜県河川課(058-272-8603)へお願い致します。

## 12. 水防工法

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水 居住側 (川裏) 対策	釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
	水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
	水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
	漏水 川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)
むしろ張り工		川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
継ぎむしろ張り工		川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現在
漏水	川側(川表)対策	シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
		竹流し工(木流し工)	竹(樹木)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端(天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り返して連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端(天端)〜居住側堤防斜面(裏のり)	ひ控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるものでひ控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう

13. 量水標設置場所及び水位基準

河川名	量水標名	所在地	水位 (単位：m)					計画高位
			水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難 判断水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫 危険水位 (危険水位)	
長良川	稲成	郡上市八幡町稲成	2.00	3.00	-	3.10	3.70	-
	美濃	美濃市港町	2.00	3.20	-	3.80	4.20	6.60
	芥見	岐阜市芥見	4.00	5.00	-	7.00	7.30	7.39
	長良橋	長良西鶴飼	17.36	18.54	19.63	(20.90)	(21.10)	21.79
	忠節	岐阜市忠節町	1.00	2.00	3.50	5.30	5.50	6.68
	墨俣	大垣市墨俣町	2.50	4.00	5.00	7.20	7.70	7.94
伊自良川	古川橋	岐阜市木田柿ヶ瀬	2.40	4.20	5.40	5.50	5.70	6.20
	伊自良	山県市小倉	1.30	1.70	-	2.20	2.50	-
木曾川	笠松	笠松町柳原町	7.60	10.40	11.30	13.40	13.60	14.15
揖斐川	岡島	揖斐川町岡島	0.50	1.30	2.40	3.40	4.10	5.32
鳥羽川	東深瀬	山県市東深瀬	1.90	2.30	-	2.80	3.20	-
津保川	関	関市上白金	3.00	4.00	-	5.70	5.80	-
武儀川	谷口	関市武芸川町谷口	1.50	2.50	-	3.20	3.40	-
境川	馬橋	岐阜市蔵前	10.00	10.20	-	10.30	10.60	-
板屋川	御望	岐阜市御望	1.80	2.20	-	2.60	2.90	-

水位観測機関：国土交通省木曾川上流河川事務所、岐阜県



## (2) 操作要領

### ① 排水機場等

1. 新荒田川論田川排水機場操作要領
2. 荒田川論田川第二排水機場操作要領
3. 両満川排水機場操作要領
4. 早田川排水機場操作要領
5. 正木川排水機場操作要領
6. 新堀川排水機場操作要領
7. 日野揚排水機場操作要領
8. 根尾川排水機場操作要領
9. 山田川排水機場操作要領
10. 天神川排水機場操作要領
11. 城田寺排水機場及び城田寺川逆水樋門操作要領
12. 雄総排水ポンプ場操作規程
13. 今泉排水樋門及び今泉排水機場操作規程
14. 荒田論田、大江、大江五十石排水機場操作要領
15. 玄蕃排水機場及び玄蕃排水樋門操作要領

### ② 陸閘

1. 長良陸閘操作規則
2. 大宮陸閘操作規則
3. 長良南町陸閘操作要領
4. 材木町、今町、上茶屋町、大宮第二陸閘操作要領
5. 大前町、金碧町、法久寺町、築地陸閘操作要領
6. 港町陸閘No.215、217、218、224、225、226、227 操作要領
7. 鵜飼屋陸閘No.101、102、104、106、107、110、113、114、115、116、119、123、127 操作要領
8. 尻毛第1、且ノ島陸閘操作規則
9. 古津陸閘操作要領

10. 山先陸閘操作要領
11. 雄総陸閘操作要領

### ③ 樋門、樋管等

1. 新大江川ひ門操作要領
2. 日野悪水ひ管操作要領
3. 樋爪川排水ひ門操作要領
4. 東島ひ管操作要領
5. 一日市場悪水ひ管操作要領
6. 権現ひ管操作要領
7. 福満排水ひ管操作要領
8. 岩舟排水ひ管操作要領
9. 南柿ヶ瀬逆水樋門操作要領
10. 蛭川逆水樋門操作要領
11. 福富川逆水樋門操作要領
12. 石谷川逆水樋門及び南谷川逆水樋門操作要領
13. 岩崎逆水樋門操作要領
14. 大江川逆水樋門操作要領
15. 西洞川逆水樋門操作要領
16. 西洞川支川逆水樋門操作要領
17. 忠節用水逆水樋門操作要領
18. 中川原樋管操作要領

※別紙様式は、掲載省略とする。

## ① 排水機場等

1. 新荒田川論田川排水機場操作要領
2. 荒田川論田川第二排水機場操作要領
3. 両満川排水機場操作要領
4. 早田川排水機場操作要領
5. 正木川排水機場操作要領
6. 新堀川排水機場操作要領
7. 日野揚排水機場操作要領
8. 根尾川排水機場操作要領
9. 山田川排水機場操作要領
10. 天神川排水機場操作要領
11. 城田寺排水機場及び城田寺川逆水樋門操作要領
12. 雄総排水ポンプ場操作規程
13. 今泉排水樋門及び今泉排水機場操作規程
14. 荒田論田、大江、大江五十石排水機場操作要領
15. 玄蕃排水機場及び玄蕃排水樋門操作要領



# 1. 新荒田川論田川排水機場操作要領

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 樋管等の操作の方法等（第6条—第11条）
- 第3章 警戒体制（第12条—第14条）
- 第4章 雑則（第15条—第19条）

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市高河原地先木曾川水系長良川左支川荒田川、論田川の新荒田論田川排水機ひ管（以下「樋管」という。）及び新荒田川論田川排水機場（以下「機場」という。）ならびに荒田川閘門、論田川閘門の操作については、この操作要領の定めるところによる。

### （操作の目的）

第2条 樋管及び機場ならびに荒田川閘門、論田川閘門（以下「樋管等」という。）の操作は、荒田川、論田川流域の内水を排除すること、及び長良川の洪水の荒田川、論田川への逆流を防止することを目的とする。

### （用語の定義）

第3条 この操作要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「樋管等の操作」とは、機場のポンプ排水施設と樋管、閘門のゲートの操作をいう。
- (2) 「内水位」とは、論田川閘門の荒田川、論田川側の量水標において測定した荒田川、論田川の水位をいう。
- (3) 「長良川水位」とは、論田川閘門の長良川側の量水標において測定した長良川の水位をいう。
- (4) 「機側操作」とは、機場の操作室において、カメラ映像や水位計データ等を確認しながら行う操作をいう。

### （操作の基本方針）

第4条 樋管等の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管等の操作は、第6条、第7条、第8条、第12条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

(施設の名称)

第5条 施設の名称は、次の各号によるものとする。

- (1) 機場のポンプは、下流側より排水機1号、排水機2号という。
- (2) 樋管のゲートは、排水ゲートという。
- (3) 長良川左岸堤防前面ゲートを下流側より荒田川マイターゲート、論田川スイングゲートという。
- (4) 堤防後面ゲートを下流側より荒田川予備ゲート、論田川予備ゲートという。

## 第2章 樋管等の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第6条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、長良川水位が標高6.00メートルを越え、さらに上昇するおそれのあるときを洪水時といい、次の各号に定めるところにより樋管等を操作するものとする。

- (1) 長良川から荒田川、論田川への逆流が始まるまでの間においては、荒田川マイターゲート、論田川スイングゲート及び荒田川、論田川の各予備ゲートの全開を確認すること。
- (2) 長良川から荒田川、論田川への逆流が始まったときは、荒田川マイターゲート、論田川スイングゲートの全閉を確認すること。
- (3) 荒田川マイターゲート、論田川スイングゲートが事故、その他の理由により全閉できなく逆流する場合、又は逆流の恐れがある場合は、荒田川、論田川の各予備ゲートを全閉すること。
- (4) 荒田川、論田川の各ゲートを全閉している場合において、内水位が長良川水位より高くなったときは、これをすみやかに全開すること。
- (5) 内水位が標高6.00メートルに達し更に上昇する恐れのある場合は、機場の運転準備にはいるものとする。
- (6) 内水位が標高6.50メートル以上で長良川への自然排水が不可能となり更に上昇すると予想されるときは機場のポンプを始動することができる。
- (7) 長良川水位が低下し、荒田川マイターゲート、論田川スイングゲートが開き自然排水が可能となったとき又は、内水位が標高6.00メートル未満になり再び上昇する恐れがなくなったときは、機場のポンプの運転を停止するものとする。
- (8) 機場のポンプの運転を開始するときは、荒田川マイターゲート、論田川スイング

ゲートの全閉を確認し、排水ゲートを全開するものとする。

(9) 機場のポンプの運転時以外は、排水ゲートは常に全閉しておくものとする。

(10) (6) 及び (11) により機場のポンプを運転している場合において、長良川水位が標高 12.75メートル（計画高水位）を超え、更に上昇する恐れがあるときは、機場のポンプの運転を停止し、排水ゲートを全閉するものとする。

(11) (10) により機場のポンプの運転を停止している場合において、長良川水位が標高 12.75メートル以下となったときは、排水ゲートを全開し、機場のポンプの運転を開始するものとする。

（はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第7条 所長は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5.50メートル（標高18.06メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに樋管等の操作体制を確立するものとする。

（平水時における操作の方法）

第8条 所長は、荒田川、論田川水位が標高6.00メートル未満であるとき（第6条の操作により荒田川、論田川水位が標高6.00メートル未満となる時は除く。）は、樋管のゲートを全閉し、機場のポンプの運転を停止しておくとともに、荒田川マイターゲート、論田川スイングゲートの全開を確認する。

（操作方法の特例）

第9条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により樋管等を操作することができるものとする。

（通知及び周知）

第10条 所長は、樋管等を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、樋管等を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流に

において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

- 3 所長は、第6条により機場のポンプの運転を停止したときは、関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 排水したポンプの名称
- (5) 操作した際行った、通知及び警告の状況
- (6) 第9条に該当するときは操作の理由
- (7) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第12条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 内水位が標高6.00メートルに達し、さらに上昇のおそれのあるとき。
- (2) その他内水被害が発生するおそれのあるとき。

(警戒体制における措置)

第13条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において樋管等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋管等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋管等の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。



## 第4章 雑則

### (点検及び整備)

第15条 所長は、樋管等を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

### (地震発生後の点検)

第16条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋管等及び樋管等を操作するために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に忠節水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋管等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。  
前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

### (観測)

第17条 所長は、長良川水位及び荒田川、論田川水位、その他樋管等を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

### (記録の作成と保存)

第18条 所長は、樋管等の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

### (細則)

第19条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

### (附則)

#### 第20条

- (1) 機場の運転順序は、第1排水機場と第2排水機場間で連絡・調整を行い、運転が一方の排水機場あるいはポンプに偏ることがないように運転するものとする。
- (2) この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。
- (3) 長良川の整備水準を上回るおそれのある洪水が発生した場合等で堤防決壊等に

よる甚大な被害を回避するため、出水時における排水機場の運転調整等の適切な措置が講じられるよう関係機関等と調整を図るものとし、関係機関等の合意が得られた場合には速やかに、この要領を改定するものとする。

## 新荒田川論田川排水機場操作細則

### (通則)

第1条 木曾川系長良川左支川荒田川、論田川の新荒田川論田川排水機場及び新荒田川論田川排水機ひ管、荒田川閘門、論田川閘門の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによるものとする。

### (警戒体制における措置)

第2条 要領第13条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

### (関係機関との連絡)

第3条 要領第10条第1項、第3項及び要領第13条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

### (点検及び整備)

第4条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1、2により行うものとする。

### (地震発生後の点検)

第5条 要領第16条に規定する点検は、別紙様式-8、9により行うものとする。

### (退避)

第6条 要領第7条に規定する退避は、新荒田論田川排水機場の安全な場所に退避するものとする。

### (観測)

第7条 要領第17条に規定する観測は、別紙様式-3、4により行うものとする。

### (記録等)

第8条 要領第18条に規定する日報、月報及び年報は、別紙様式-5、6、7により作成するものとする。

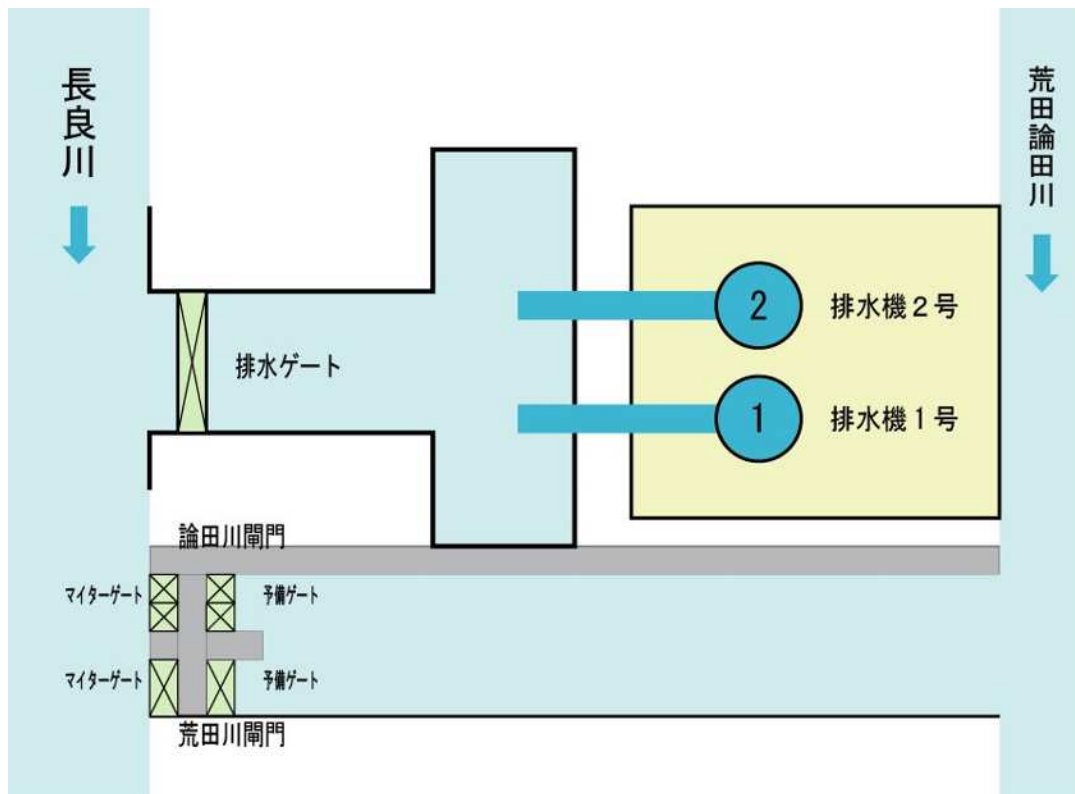
(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

■新荒田川論田川排水機場



施設の名称

## 2. 荒田川論田川第二排水機場操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 樋管等の操作の方法等（第6条―第11条）
- 第3章 警戒体制（第12条―第14条）
- 第4章 雑則（第15条―第19条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市高河原地先木曾川水系長良川左支川の荒田川、論田川の荒田川論田川第2排水機ひ管（以下、「樋管」という。）及び荒田川論田川第二排水機場（以下「機場」という。）の操作は、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋管及び機場（以下「樋管等」という。）の操作は、長良川の洪水の荒田川、論田川への逆流を防止すること、及び荒田川、論田川流域の内水を排除することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「樋管等の操作」とは、機場のポンプ排水施設と樋管のゲートの操作をいう。
- (2) 「内水位」とは、論田川閘門の荒田川、論田川側の量水標において測定した荒田川、論田川の水位をいう。
- (3) 「長良川水位」とは、樋管の長良川側の量水標において測定した長良川の水位をいう。
- (4) 「機側操作」とは、機場の操作室において、カメラ映像や水位計データ等を確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋管等の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管等の操作は、第6条、第7条、第8条、第12条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

(施設の名称)

第5条 施設の名称は、次の各号によるものとする。

- (1) 機場のポンプは、上流側より排水機1号、排水機2号という。
- (2) 樋管のゲートは、排水ゲート2号という。
- (3) 機場内ゲートは、排水ゲート1号という。

## 第2章 樋管等の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第6条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、荒田川、論田川水位が標高6.00メートルを越え、さらに上昇するおそれのある場合を洪水時といい、次の各号に定めるところにより樋管等を操作するものとする。

- (1) 荒田川、論田川水位が、標高6.00メートルに達し、さらに上昇するおそれのある場合は、機場の運転準備に入るものとする。
  - (2) 荒田川、論田川水位が標高6.50メートル以上で、かつ長良川への自然排水が不可能となり、内水がさらに上昇すると予想される場合は、機場のポンプを始動するものとする。
  - (3) 荒田川、論田川水位が標高6.00メートル以下に低下した場合は、機場のポンプの運転を停止するものとする。
  - (4) ゲートの操作方法は、常時排水ゲート1号及び2号は全閉しておくものとするが、長良川水位よりも荒田川、論田川の水位が高くなったときは、速やかに排水ゲート2号、1号の順に全開し、自然排水させるものとする。
  - (5) 機場のポンプの運転を開始するときは、前号の状態から排水ゲート2号を全開し、排水ゲート1号は全閉するものとする。
  - (6) 荒田川、論田川の洪水時以外は樋管及び機場内ゲート（排水ゲート2号及び排水ゲート1号）は、常に全閉しておくものとする。
  - (7) 機場のポンプを運転している場合において、長良川水位が標高12.99メートル（計画高水位）を超え、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を停止し、排水ゲート2号を全閉するものとする。
  - (8) 前号により機場のポンプの運転を停止している場合において、長良川水位が標高12.99メートル以下となったときは、排水ゲート2号を全開し、機場のポンプの運転を開始するものとする。
- 2 所長は、前項により樋管を操作する場合においては、樋管の長良川側及び荒田川、論田川側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第7条 所長は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5.50メートル(標高18.06メートル)を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員(以下「機側操作員」という。)に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに樋管等の操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第8条 所長は、荒田川、論田川水位が標高6.00メートル未満であるとき(第6条の操作により荒田川、論田川水位が標高6.00メートル未満となることを除く。)は、樋管及び場内ゲート(排水ゲート2号及び排水ゲート1号)を全開し、機場のポンプの運転を停止しておくものとする。

(操作方法の特例)

第9条 所長は、事故、その他止むを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第10条 所長は、樋管等を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、樋管等を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

3 所長は、第6条により機場のポンプの運転を停止したときは、関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

(1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 排水したポンプの名称
- (5) 操作した際行った、通知及び警告の状況
- (6) 第9条に該当するときは操作の理由
- (7) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

#### (警戒体制の実施)

第12条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 荒田川、論田川水位が標高6.00メートルに達し、さらに上昇のおそれのあるとき。
- (2) その他内水被害が発生するおそれのあるとき。

#### (警戒体制における措置)

第13条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において樋管等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋管等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋管等の管理上必要な措置をとること。

#### (警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑則

#### (点検及び整備)

第15条 所長は、樋管等を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第16条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋管等及び樋管等を操作するために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に忠節水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋管等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

(観測)

第17条 所長は、長良川水位及び荒田川、論田川水位、その他樋管等を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第18条 所長は、樋管等の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第19条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

(附則)

第20条

- (1) 機場の運転順序は、第1排水機場と第2排水機場間で連絡・調整を行い、運転が一方の排水機場あるいはポンプに偏ることがないように運転するものとする。
- (2) この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。
- (3) 長良川の整備水準を上回るおそれのある洪水が発生した場合等で堤防決壊等による甚大な被害を回避するため、出水時における排水機場の運転調整等の適切な措置が講じられるよう関係機関等と調整を図るものとし、関係機関等の合意が得られた場合には速やかに、この要領を改定するものとする。



## 荒田川論田川第二排水機場操作細則

### (通則)

第1条 木曾川水系長良川左支川荒田川、論田川の荒田川論田川第二排水機場及び荒田川論田川第2排水機ひ管の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

### (警戒体制における措置)

第2条 要領第13条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

### (関係機関との連絡)

第3条 要領第10条第1項、第3項及び要領第13条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

### (点検及び整備)

第4条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1、2により行うものとする。

### (地震発生後の点検)

第5条 要領第16条に規定する点検は、別紙様式-8、9により行うものとする。

### (退避)

第6条 要領第7条に規定する退避は、荒田川論田川第二排水機場の安全な場所に退避するものとする。

### (観測)

第7条 要領第17条に規定する観測は、別紙様式-3、4により行うものとする。

### (記録等)

第8条 要領第18条に規定する日報、月報及び年報は、別紙様式-5、6、7により作成するものとする。

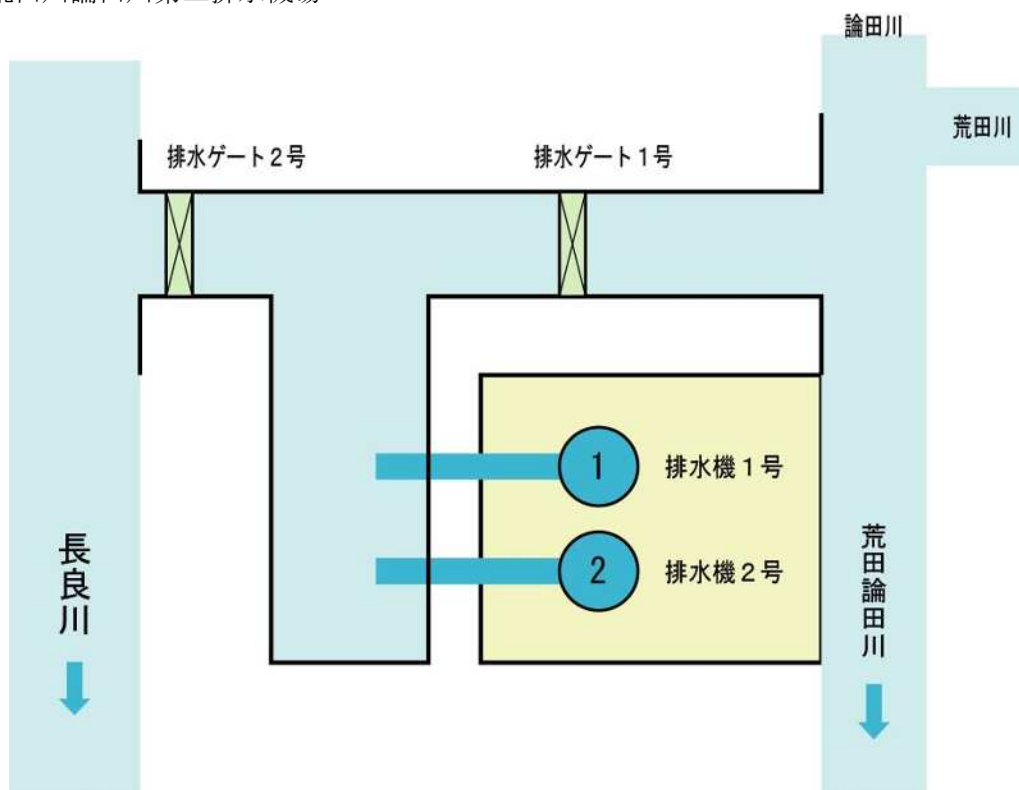
### (附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

■ 荒田川論田川第二排水機場



施設の名称

## 3. 両満川排水機場操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 樋管等の操作の方法等（第6条―第11条）
- 第3章 警戒体制（第12条―第14条）
- 第4章 雑則（第15条―第19条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市江口地先木曾川水系長良川右岸支川両満川の両満川排水ひ管（以下、「樋管」という。）及び両満川排水機場（以下「機場」という。）の操作は、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋管及び機場（以下「樋管等」という。）の操作は、長良川の洪水の両満川への逆流を防止すること、及び両満川流域の内水を排除することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「樋管等の操作」とは、機場のポンプ排水施設と樋管のゲートの操作をいう。
- (2) 「両満川水位」とは、樋管の両満川側の量水標において測定した両満川の水位をいう。
- (3) 「長良川水位」とは、樋管の長良川側の量水標において測定した長良川の水位をいう。
- (4) 「機側操作」とは、機場の操作室において、カメラ映像や水位計データ等を確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋管等の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管等の操作は、第6条、第7条、第8条、第12条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

(施設の名称)

第5条 施設の名称は、次の各号によるものとする。

- (1) 機場のポンプは、上流側より排水機1号、排水機2号及び排水機3号という。
- (2) 樋管のゲートは、上流側より排水ゲート1号、排水ゲート2号、排水ゲート3号及び排水ゲート4号という。
- (3) 機場内ゲートは、排水ゲート5号という。

## 第2章 樋管等の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第6条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、両満川水位が標高7.50メートルを越え、さらに上昇するおそれのある場合を洪水時といい、次の各号に定めるところにより樋管等を操作するものとする。

- (1) 両満川水位が標高7.50メートルに達し、さらに上昇するおそれのある場合は、機場の運転準備に入るものとする。
- (2) 両満川水位が標高8.00メートル以上で、かつ長良川への自然排水が不可能なり、内水がさらに上昇すると予想される場合は、機場のポンプの運転を開始するものとする。
- (3) 両満川水位が標高7.50メートル以下に低下した場合は、機場のポンプの運転を停止するものとする。
- (4) 長良川から両満川への逆流が始まるまでの間においては、排水ゲート1号、2号、3号、4号及び排水ゲート5号を全開にしておくものとする。
- (5) 長良川から両満川への逆流が始まったときは、排水ゲート1号、2号、3号、4号をすみやかに全閉するものとする。
- (6) 機場のポンプの運転を開始するときは、前号の状態から排水ゲート5号を全閉し、排水ゲート4号は全開するものとする。
- (7) 樋管の排水ゲート1号、2号、3号、5号を全閉し、機場のポンプの運転を停止している場合において、両満川水位が長良川水位より高いときは、樋管のゲートを全開するものとする。
- (8) 機場のポンプを運転している場合において、両満川水位が長良川水位より高くなったときは、機場のポンプの運転を停止し樋管のゲートを全開するものとする。
- (9) 機場のポンプを運転している場合において、長良川水位が標高16.13メートル（計画高水位）を越え、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を停止し、排水ゲート4号を全閉するものとする。
- (10) 前号により機場のポンプの運転を停止している場合において、長良川水位が標

高16. 13メートル以下となったときは、排水ゲート4号を全開し、機場のポンプの運転を開始するものとする。

- 2 所長は、前項により樋管を操作する場合においては、樋管の長良川側及び両満川側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第7条 所長は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5.50メートル(標高18.06メートル)を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員(以下「機側操作員」という。)に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに樋管等の操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第8条 所長は、両満川水位が標高7.50メートル未満であるとき(第6条の操作により両満川水位が標高7.50メートル未満となる場合を除く。)は、樋管及び機場内ゲート(排水ゲート1号～4号及び排水ゲート5号)を全開し、機場のポンプの運転を停止しておくものとする。

(操作方法の特例)

第9条 所長は、事故、その他止むを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第10条 所長は、樋管等を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 所長は、樋管等を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。
- 3 所長は、第6条により機場のポンプの運転を停止したときは、関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 排水したポンプの名称
- (5) 操作した際行った、通知及び警告の状況
- (6) 第9条に該当するときは操作の理由
- (7) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第12条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 両満川水位が標高7.50メートルに達し、さらに上昇のおそれのあるとき。
- (2) その他内水被害が発生するおそれのあるとき。

(警戒体制における措置)

第13条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において樋管等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管等を操作するために必要な機械器具の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋管等の管理に必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他機場の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第15条 所長は、樋管等を操作するための機械、器具等については、細則で定めると

ころにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第16条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋管等及び樋管等を操作するために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に忠節水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋管等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。  
前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

(観測)

第17条 所長は、長良川水位及び両満川水位、その他樋管等を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第18条 所長は、樋管等の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第19条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

(附則)

第20条

- (1) この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。
- (2) 長良川の整備水準を上回るおそれのある洪水が発生した場合等で堤防決壊等による甚大な被害を回避するため、出水時における排水機場の運転調整等の適切な措置が講じられるよう関係機関等と調整を図るものとし、関係機関等の合意が得られた場合には速やかに、この要領を改定するものとする。

## 両満川排水機場操作細則

### (通則)

第1条 木曾川水系長良川両満川排水機場及び両満川排水ひ管の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

### (警戒体制における措置)

第2条 要領第13条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

### (関係機関との連絡)

第3条 要領第10条第1項、第3項及び要領第13条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

### (点検及び整備)

第4条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1、2により行うものとする。

### (地震発生後の点検)

第5条 要領第16条に規定する点検は、別紙様式-8、9により行うものとする。

### (退避)

第6条 要領第7条に規定する退避は、両満川排水機場の安全な場所に退避するものとする。

### (観測)

第7条 要領第17条に規定する観測は、別紙様式-3、4により行うものとする。

### (記録等)

第8条 要領第18条に規定する日報、月報及び年報は、別紙様式-5、6、7により作成するものとする。

### (附則)

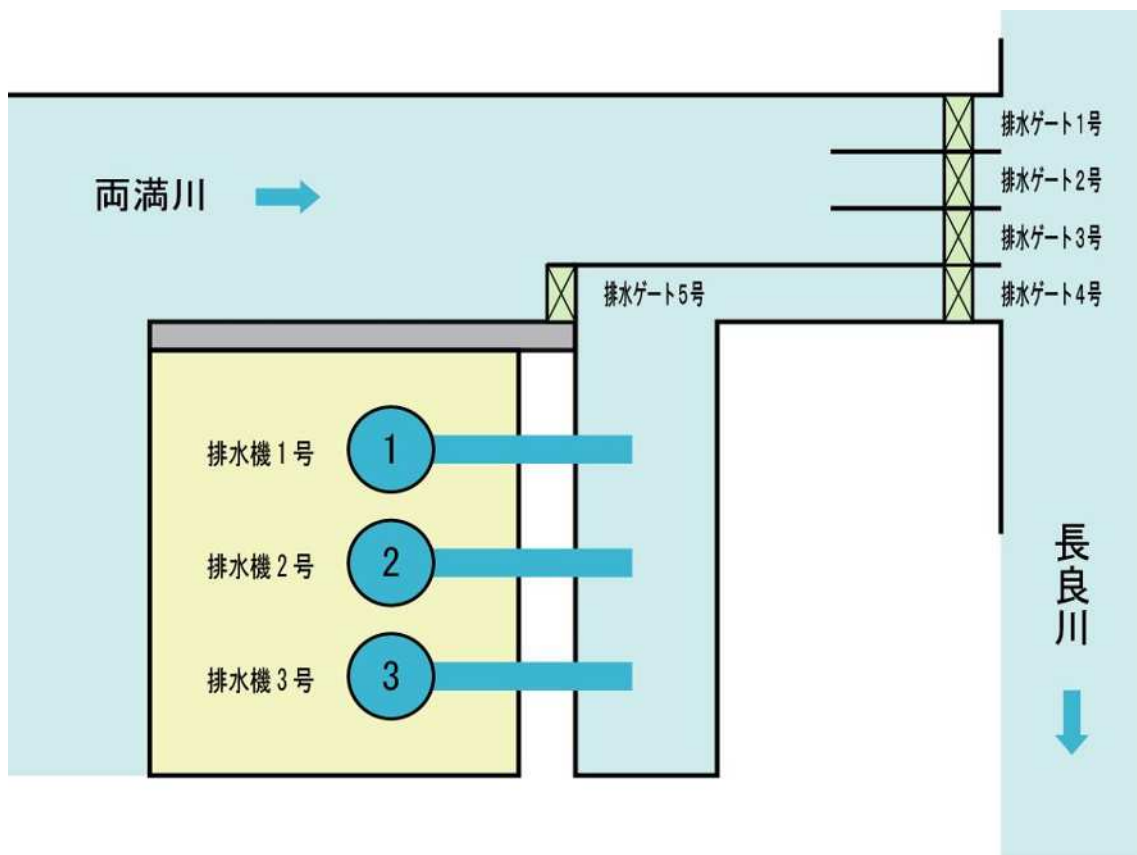
この操作細則は平成27年7月23日より施行する。



別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

■ 両満川排水機場



施設の名称

## 4. 早田川排水機場操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 樋管等の操作の方法等（第6条—第11条）
- 第3章 警戒体制（第12条—第14条）
- 第4章 雑則（第15条—第19条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市則武西1丁目字9番1号地先木曾川水系伊自良川左支川早田川、則武川の早田川則武川排水ひ管（以下、「樋管」という。）及び早田川排水機場（以下「機場」という。）の操作は、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋管及び機場（以下「樋管等」という。）の操作は、伊自良川の洪水の早田川、則武川への逆流を防止すること、及び早田川、則武川流域の内水を排除することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「樋管等の操作」とは、機場のポンプ排水施設と樋管のゲートの操作をいう。
- (2) 「早田川水位」とは、樋管の早田川、則武川側の量水標において測定した早田川、則武川の水位をいう。
- (3) 「伊自良川水位」とは、樋管の伊自良川側の量水標において測定した伊自良川の水位をいう。
- (4) 「機側操作」とは、機場の操作室において、カメラ映像や水位計データ等を確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋管等の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管等の操作は、第6条、第7条、第8条、第12条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

(施設の名称)

第5条 施設の名称は、次の各号によるものとする。

- (1) 機場のポンプは、上流側より排水機1号、排水機2号、排水機3号及び排水機4号という。
- (2) 樋管のゲートは、上流側より排水ゲート1号及び排水ゲート2号という。
- (3) 機場内ゲートは、排水ゲート3号という。

## 第2章 樋管等の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第6条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、早田川水位が標高9.70メートルを越え、さらに上昇するおそれのある場合を洪水時といい、次の各号に定めるところにより樋管等を操作するものとする。

- (1) 早田川水位が、標高9.70メートルに達し、さらに上昇するおそれのある場合は、機場の運転準備に入るものとする。
- (2) 早田川水位が標高10.20メートル以上で、かつ伊自良川への自然排水が不可能となり、内水がさらに上昇すると予想される場合は機場のポンプの運転を開始するものとする。
- (3) 早田川水位が標高10.00メートル以下に低下した場合は、機場のポンプの運転を停止するものとする。
- (4) 伊自良川から早田川への逆流が始まるまでの間においては、排水ゲート1号、2号及び排水ゲート3号を全開にしておくものとする。
- (5) 伊自良川から早田川への逆流が始まったときは、排水ゲート1号及び2号をすみやかに全閉するものとする。
- (6) 機場のポンプの運転を開始するときは、前号の状態から排水ゲート3号を全閉し、排水ゲート2号は全開するものとする。
- (7) 樋管の排水ゲート1号、3号を全閉し、機場のポンプの運転を停止している場合において、早田川水位が伊自良川水位より高いときは、樋管のゲートを全開するものとする。
- (8) 機場のポンプを運転している場合において、早田川水位が伊自良川水位より高くなったときは、機場のポンプの運転を停止し樋管のゲートを全開するものとする。
- (9) 機場のポンプを運転している場合において、伊自良川水位が標高15.54メートル（計画高水位）を越え、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を停止し、排水ゲート2号を全閉するものとする。

(10) 前号により機場のポンプの運転を停止している場合において、伊自良川水位が標高15.54メートル以下となったときは、排水ゲート2号を全開し、機場のポンプの運転を開始するものとする。

2 所長は、前項により樋管を操作する場合においては、樋管の伊自良川側及び早田川側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第7条 所長は、前条の操作を行っている場合において、古川橋水位観測所における水位が5.70メートル（標高15.13メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに樋管等の操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第8条 所長は、早田川の水位が標高9.70メートル未満であるとき（第6条の操作により早田川の水位が標高11.40メートル未満となるときを除く。）は、樋管及び場内ゲート（排水ゲート1号、2号及び排水ゲート3号）を全開し、機場のポンプの運転を停止しておくものとする。

(操作方法の特例)

第9条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第10条 所長は、樋管等を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、樋管等を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

3 所長は、第6条により機場のポンプの運転を停止したときは、関係機関に通知す

るものとする。

(操作に関する記録)

第11条 機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 排水したポンプの名称
- (5) 操作した際行った、通知及び警告の状況
- (6) 第9条に該当するときは操作の理由
- (7) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第12条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 早田川水位が標高9.70メートルに達し、さらに上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他内水被害が発生するおそれのあるとき。

(警戒体制における措置)

第13条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において樋管等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋管等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋管等の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

## 第4章 雑則

### (点検及び整備)

第15条 所長は、樋管等を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

### (地震発生後の点検)

第16条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋管等及び樋管等を操作するために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に古川橋水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋管等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

### (観測)

第17条 所長は、伊自良川水位及び早田川水位、その他樋管等を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

### (記録の作成と保存)

第18条 所長は、樋管等の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

### (細則)

第19条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

### (附則)

第20条

- (1) この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。
- (2) 伊自良川の整備水準を上回るおそれのある洪水が発生した場合等で堤防決壊等による甚大な被害を回避するため、出水時における排水機場の運転調整等の適切な措置が講じられるよう関係機関等と調整を図るものとし、関係機関等の合意が得られた場合には速やかに、この要領を改定するものとする。

## 早田川排水機場操作細則

### (通則)

第1条 木曾川水系伊自良川左支川早田川の早田川排水機場及び早田川則武川排水ひ管の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

### (警戒体制における措置)

第2条 要領第13条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

### (関係機関との連絡)

第3条 要領第10条第1項、第3項及び要領第13条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

### (点検及び整備)

第4条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1、2により行うものとする。

### (地震発生後の点検)

第5条 要領第16条に規定する点検は、別紙様式-8、9により行うものとする。

### (退避)

第6条 要領第7条に規定する退避は、早田川排水機場の安全な場所に退避するものとする。

### (観測)

第7条 要領第17条に規定する観測は、別紙様式-3、4により行うものとする。

### (記録等)

第8条 要領第18条に規定する日報、月報及び年報は、別紙様式-5、6、7により作成するものとする。

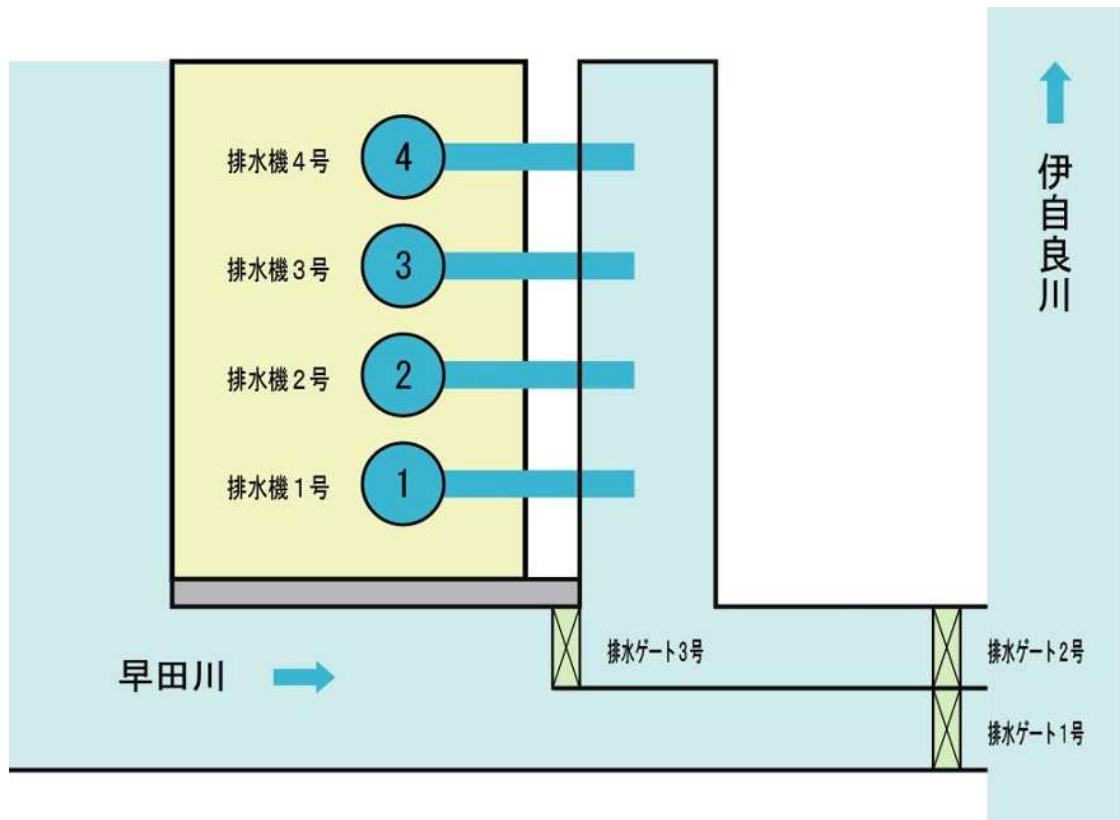
### (附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

■ 早田川排水機場



施設の名称



## 5. 正木川排水機場操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 樋管等の操作の方法等（第6条－第11条）
- 第3章 警戒体制（第12条－第14条）
- 第4章 雑則（第15条－第19条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市正木地先木曾川水系伊自良川左支川正木川、鷺山川の正木川排水ひ門（以下、「樋門」という。）及び正木川排水機場（以下「機場」という。）の操作は、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋門及び機場（以下「樋門等」という。）の操作は、伊自良川の洪水の正木川、鷺山川への逆流を防止すること、及び正木川、鷺山川流域の内水を排除することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「樋門等の操作」とは、機場のポンプ排水施設と樋門のゲートの操作をいう。
- (2) 「正木川、鷺山川水位」とは、樋門の正木川、鷺山川側の量水標において測定した正木川、鷺山川の水位をいう。
- (3) 「伊自良川水位」とは、樋門の伊自良川側の量水標において測定した伊自良川の水位をいう。
- (4) 「機側操作」とは、機場の操作室において、カメラ映像や水位計データ等を確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋門等の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋門等の操作は、第6条、第7条、第8条、第12条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

(施設の名称)

第5条 施設の名称は、次の各号によるものとする。

- (1) 機場のポンプは、上流側より排水機1号、排水機2号及び排水機3号という。
- (2) 樋門のゲートは、上流側より排水ゲート1号及び排水ゲート2号という。
- (3) 機場内ゲートは、排水ゲート3号という。

## 第2章 樋管等の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第6条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、正木川、鷺山川水位が標高11.40メートルを超え、さらに上昇するおそれのある場合を洪水時といい、次の各号に定めるところにより樋門等を操作するものとする。

- (1) 正木川、鷺山川の水位が、標高11.40メートルに達し、さらに上昇するおそれのある場合は、機場の運転準備にはいるものとする。
- (2) 正木川、鷺山川水位が標高11.90メートル以上で、かつ伊自良川への自然排水が不可能となり、内水がさらに上昇すると予想される場合は機場のポンプの運転を開始するものとする。
- (3) 正木川、鷺山川水位が標高11.40メートル以下に低下した場合は、機場のポンプの運転を停止するものとする。
- (4) 伊自良川から正木川、鷺山川への逆流が始まるまでの間においては、排水ゲート1号、2号及び排水ゲート3号を全開にしておくものとする。
- (5) 伊自良川から正木川、鷺山川への逆流が始まったときは、排水ゲート1号及び2号をすみやかに全閉するものとする。
- (6) 機場のポンプの運転を開始するときは、前号の状態から機場内ゲートの排水ゲート3号を全閉し、排水ゲート2号は全開するものとする。
- (7) 樋管の排水ゲート1号、3号を全閉し、機場のポンプの運転を停止している場合において、正木川、鷺山川水位が伊自良川水位より高いときは、樋門のゲートを全開するものとする。
- (8) 機場のポンプを運転している場合において、正木川、鷺山川水位が伊自良川水位より高くなったときは、機場のポンプの運転を停止し、樋門のゲートを全開するものとする。
- (9) 機場のポンプを運転している場合において、伊自良川水位が標高15.67メートル（計画高水位）を超え、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を停止し、排水ゲート2号を全閉するものとする。

(10) 前号により機場のポンプの運転を停止している場合において、伊自良川水位が標高15.67メートル以下となったときは、排水ゲート2号を全開し、機場のポンプの運転を開始するものとする。

2 所長は、前項により樋門を操作する場合においては、樋管の伊自良川側及び正木川、鷺山川側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第7条 所長は、前条の操作を行っている場合において、古川橋水位観測所における水位が5.70メートル（標高15.13メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに樋門等の操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第8条 所長は、正木川、鷺山川水位が標高11.40メートル未満であるとき（第6条の操作により正木川、鷺山川水位が標高11.40メートル未満となることを除く。）は、樋門及び機場内ゲート（排水ゲート1号、2号及び排水ゲート3号）を全開し、機場のポンプの運転を停止しておくものとする。

(操作方法の特例)

第9条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第10条 所長は、樋管等を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、樋門等を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

3 所長は、第6条により機場のポンプの運転を停止したときは、関係機関に通知す

るものとする。

(操作に関する記録)

第11条 機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 排水したポンプの名称
- (5) 操作した際行った、通知及び警告の状況
- (6) 第9条に該当するときは操作の理由
- (7) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第12条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 正木川、鷺山川水位が標高11.40メートルに達し、さらに上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他内水被害が発生するおそれのあるとき。

(警戒体制における措置)

第13条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において樋門等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋門等を操作するために必要な機械器具の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門等の管理に必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他、樋門等の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第15条 所長は、樋門等を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第16条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋門等及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

(1) 出水により24時間以内に古川橋水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。

(2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋門等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

(観測)

第17条 所長は、伊自良川水位及び正木川、鷺山川水位、その他樋門等を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第18条 所長は、樋門等の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第19条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

(附則)

第20条

(1) この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。

(2) 伊自良川の整備水準を上回るおそれのある洪水が発生した場合等で堤防決壊等による甚大な被害を回避するため、出水時における排水機場の運転調整等の適切な措置が講じられるよう関係機関等と調整を図るものとし、関係機関等の合意が得られた場合には速やかに、この要領を改定するものとする。

## 正木川排水機場操作細則

### (通則)

第1条 木曾川水系伊自良川左支川正木川、鷺山川の正木川排水機場及び正木川排水ひ門の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

### (警戒体制における措置)

第2条 要領第13条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

### (関係機関との連絡)

第3条 要領第10条第1項、第3項及び要領第13条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

### (点検及び整備)

第4条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1、2により行うものとする。

### (地震発生後の点検)

第5条 要領第16条に規定する点検は、別紙様式-8、9により行うものとする。

### (退避)

第6条 要領第7条に規定する退避は、正木川排水機場の安全な場所に退避するものとする。

### (観測)

第7条 要領第17条に規定する観測は、別紙様式-3、4により行うものとする。

### (記録等)

第8条 要領第18条に規定する日報、月報及び年報は、別紙様式-5、6、7により作成するものとする。

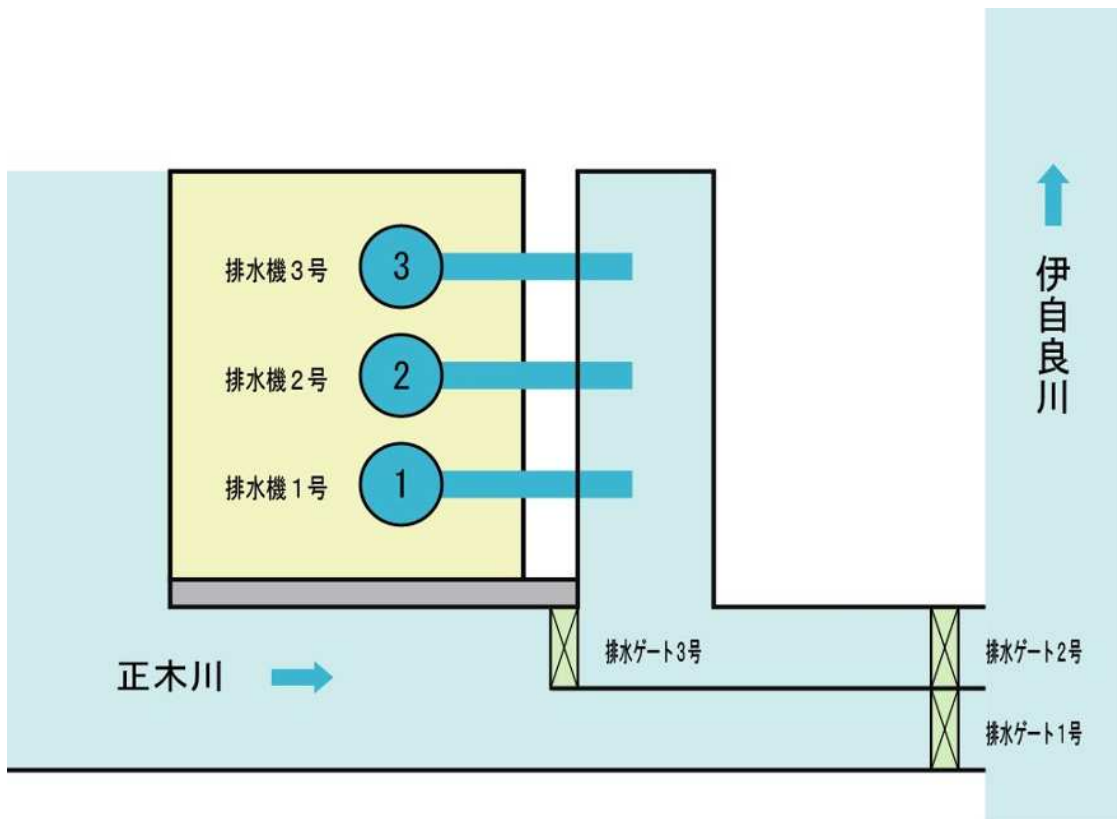
### (附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

■ 正木川排水機場



施設の名称

## 6. 新堀川排水機場操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 樋管等の操作の方法等（第6条―第11条）
- 第3章 警戒体制（第12条―第14条）
- 第4章 雑則（第15条―第19条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市折立地先木曾川水系伊自良川の右支川新堀川の新堀川排水ひ管（以下、「樋管」という。）、折立ひ門（以下「樋門」という。）及び新堀川排水機場（以下「機場」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋門、樋管及び機場（以下「樋管等」という。）の操作は、伊自良川の洪水の新堀川への逆流を防止すること、新堀川流域の内水を排除することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「樋管等の操作」とは、機場のポンプ排水施設と樋門、樋管のゲートの操作をいう。
- (2) 「新堀川水位」とは、樋管の新堀川側の量水標において測定した新堀川の水位をいう。
- (3) 「伊自良川水位」とは、樋管の伊自良川側の量水標において測定した伊自良川の水位をいう。
- (4) 「機側操作」とは、機場の操作室において、カメラ映像や水位計データ等を確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋管等の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管等の操作は、第6条、第7条、第8条、第12条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。



(施設の名称)

第5条 施設の名称は、次の各号によるものとする。

- (1) 機場のポンプは、上流側より排水機4号、排水機3号、排水機2号及び排水機1号という。
- (2) 樋管のゲートは、上流側より排水ゲート1号、排水ゲート2号及び排水ゲート3号といい、機場より下流の新堀川に設置されているゲートを排水ゲート5、6号(樋門ゲート)という。
- (3) 新堀川調整池のゲートは、堤内ゲート4号という。

## 第2章 樋管等の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第6条 木曾川上流河川事務所長(以下「所長」という。)は、伊自良川水位が標高10.00メートルを超え、さらに上昇するおそれのある場合を洪水時といい、次の各号に定めるところにより樋管等を操作するものとする。

- (1) 新堀川水位が標高9.50メートルに達し、さらに上昇するおそれのある場合は、機場の運転準備に入るものとする。
- (2) 新堀川水位が標高10.00メートル以上で、かつ伊自良川への自然排水が不可能となり、内水がさらに上昇すると予想される場合は排水機ポンプの運転を開始するものとする。
- (3) 新堀川水位が標高9.50メートル以下に低下した場合は、機場のポンプの運転を停止するものとする。
- (4) 伊自良川から新堀川への逆流が始まるまでの間においては、排水ゲート1号、2号、3号、5号、6号及び堤内ゲート4号を全開にしておくものとする。
- (5) 伊自良川から新堀川への逆流が始まったときは、排水ゲート1号、2号、3号、5号、6号をすみやかに全閉するものとする。
- (6) 機場のポンプの運転を開始するときは、前号の状態から堤内ゲート4号を全閉し、排水ゲート1号は全開するものとする。
- (7) 樋管の排水ゲート2号、3号、4号を全閉し、機場のポンプの運転を停止している場合において、新堀川水位が伊自良川水位より高いときは、樋管のゲートを全開するものとする。
- (8) 機場のポンプを運転している場合において、新堀川水位が伊自良川水位より高くなったときは、機場のポンプの運転を停止し樋門のゲートを全開するものとする。
- (9) 機場のポンプを運転している場合において、伊自良川水位が標高15.68メー

トル（計画高水位）を超え、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を停止し、排水ゲート1号を全閉するものとする。

(10) 前号により機場のポンプの運転を停止している場合において、伊自良川水位が標高15.68メートル以下となったときは、排水ゲート1号を全開し、機場のポンプの運転を開始するものとする。

2 所長は、前項により樋門を操作する場合においては、樋管の伊自良川側及び新堀川側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第7条 所長は、前条の操作を行っている場合において、古川橋水位観測所における水位が5.70メートル（標高15.13メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに樋管等の操作体制を確立するものとする。

（平水時における操作の方法）

第8条 所長は、新堀川水位が標高10.00メートル未満であるとき（第6条の操作により新堀川水位が標高10.00メートル未満となるときを除く。）は、樋管ゲート及び場内ゲート（排水ゲート1号～3号及び場内ゲート4号）、樋門のゲート（排水ゲート5号、6号）を全開し、機場のポンプの運転を停止しておくものとする。

（操作方法の特例）

第9条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のある場合は必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により樋管等を操作することができるものとする。

（通知及び周知）

第10条 所長は、樋管等を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、樋管等を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流に

において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

- 3 所長は、第6条により機場のポンプの運転を停止したときは、関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 排水したポンプの名称
- (5) 操作した際行った、通知及び警告の状況
- (6) 第9条に該当するときは操作の理由
- (7) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第12条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 新堀川水位が標高9.50メートルに達し、さらに上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他内水被害が発生するおそれのあるとき。

(警戒体制における措置)

第13条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において樋管等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管等を操作するために必要な機械器具の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋管等の管理に必要な気象及び水象の情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋管等の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

## 第4章 雑則

### (点検及び整備)

第15条 所長は、樋管等を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

### (地震発生後の点検)

第16条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋管等及び樋管等を操作するために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に古川橋水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋管等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

### (観測)

第17条 所長は、伊自良川水位及び新堀川水位、その他樋管等を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

### (記録の作成と保存)

第18条 所長は、樋管等の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

### (細則)

第19条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

### (附則)

第20条

- (1) この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。
- (2) 伊自良川の整備水準を上回るおそれのある洪水が発生した場合等で堤防決壊等による甚大な被害を回避するため、出水時における排水機場の運転調整等の適切な措置が講じられるよう関係機関等と調整を図るものとし、関係機関等の合意が得られた場合には速やかに、この要領を改定するものとする。

## 新堀川排水機場操作細則

### (通則)

第1条 木曾川水系伊自良川新堀川排水機場及び新堀川排水ひ管、折立ひ門の(新堀川)操作については、操作要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

### (警戒体制における措置)

第2条 要領第13条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

### (関係機関との連絡)

第3条 要領第10条第1項、第3項及び要領第13条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

### (点検及び整備)

第4条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1、2により行うものとする。

### (地震発生後の点検)

第5条 要領第16条に規定する点検は、別紙様式-8、9により行うものとする。

### (退避)

第6条 要領第7条に規定する退避は、新堀川排水機場の安全な場所に退避するものとする。

### (観測)

第7条 要領第17条に規定する観測は、別紙様式-3、4により行うものとする。

### (記録等)

第8条 要領第18条に規定する日報、月報及び年報は、別紙様式-5、6、7により作成するものとする。

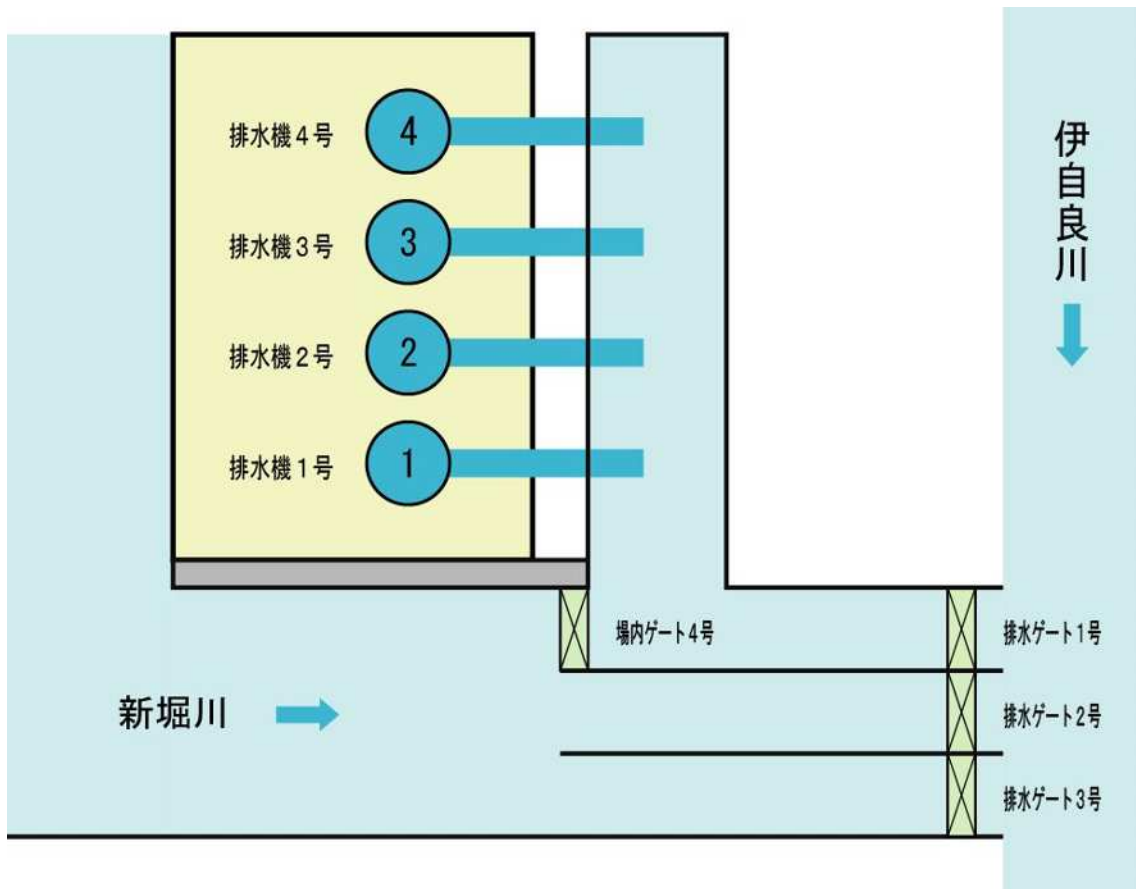
### (附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

■新堀川排水機場



施設の名称

## 7. 日野揚排水機場操作要領

### 7-1. 排水編

#### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 機場操作の方法等（第2条―第8条）
- 第3章 洪水警戒体制（第9条―第11条）
- 第4章 雑則（第12条―第15条）

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

- 第1条 岐阜市日野地先の木曾川水系長良川の日野揚排水機場（以下「機場」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。
- 2 機場の揚水に関する操作については、国土交通省が別に定める木曾川水系長良川日野揚排水機場操作規則（揚水）による。

#### 第2章 機場操作の方法等

##### （施設の名称）

- 第2条 施設の名称は、次の各号によるものとする。
- (1) 排水のためのポンプ施設は、長良川に遠い方から1号揚排水ポンプ及び2号揚排水ポンプという。
  - (2) 長良川左岸堤防前面にあるゲートを取水ゲートという。
  - (3) 山下川放水路と機場との境界に位置するゲートを排水路ゲートという。
  - (4) 長良川導水路と吐出水槽との境界に位置するゲートを浄化吐出ゲートという。
  - (5) 吐出水槽と連絡ボックスとの境界に位置するゲートを排水吐出ゲートという。
  - (6) 接合柵に位置するゲートを接合柵ゲートという。

##### （はん濫危険水位以下の洪水時における操作の方法）

- 第3条 岐阜市長（以下「市長」という。）は、準用河川山下川量水標において測定した水位（以下「山下川水位」という。）が標高21.10メートルを超えるときを洪水時といい、次の各号に定めるところにより機場を操作するものとする。

- (1) 山下川水位が標高21.10メートルに達し、さらに上昇するおそれのあるときは、浄化吐出ゲート、接合柵ゲートを全閉し排水路ゲート、排水吐出ゲート、取水ゲートを全開するものとする。
- (2) 山下川水位が標高21.20メートルに達し、さらに上昇するおそれのあるときは、1号揚排水ポンプ及び2号揚排水ポンプの運転を開始するものとする。
- (3) 前号により機場のポンプを運転している場合において、山下川水位が標高20.90メートルになったときは、1号揚排水ポンプ及び2号揚排水ポンプを停止し排水吐出ゲート、排水路ゲート、取水ゲートを全閉するものとする。
- (4) 第2号により機場のポンプを運転している場合において、長良川水位計において測定した長良川の水位（以下「長良川水位」という。）が標高25.36メートルを超え、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のすべてのポンプの運転を停止し取水ゲートを全閉するものとする。
- (5) 前号の規定により機場のポンプの運転を停止している場合において、長良川水位が25.26メートル以下になったときは取水ゲートを全開し、機場のポンプの運転を開始するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず長良川に災害発生のおそれがある場合又は機場の排水が長良川に悪影響を及ぼすと認められた場合には、排水規制するものとする。なお、その実施内容については別に定める水防計画に定める。

（はん濫危険水位を上回る洪水時における操作の方法）

第4条 市長は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5.50メートル（標高18.06メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機場の操作室におけるカメラ映像や水位計データ等を確認しながら行う操作（以下「機側操作」という。）を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、市長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに機場の操作体制を確立するものとする。

（平水時における操作の方法）

第5条 市長は、山下川水位が標高20.90メートル未満となったときは、1号揚排水ポンプを停止し浄化吐出ゲート、接合柵ゲート、排水路ゲート、排水吐出ゲート、取水ゲートを全閉にしておくものとする。



(操作方法の特例)

第6条 市長は、事故、修繕その他やむを得ない事情があるときは、必要限度において、前二条に規定する方法以外により機場を操作することができるものとする。

(通知)

第7条 市長は、次に掲げる機場の操作をしようとするときは、あらかじめ国土交通省木曽川上流河川事務所長（以下「事務所長」という。）に通知するものとする。

- (1) 第3条第4号により機場のポンプの運転を停止するとき。
- (2) 第3条第5号により機場のポンプの運転を開始するとき。
- (3) 第3条第6号により機場の操作をするとき。

(操作に関する記録)

第8条 機場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を別紙様式1により記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 排水したポンプの名称
- (5) 操作した際行った、通知の状況
- (6) 第6条に該当するときは操作の理由
- (7) その他参考となるべき事項

### 第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良川について、水防法に基づく洪水注意報又は洪水警報が出されたとき。
- (2) 山下川水位が標高20.90メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (3) 日野悪水樋管において洪水警戒体制が実施されたとき。
- (4) その他洪水の発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 市長は、洪水警戒体制においては次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 操作時において機場を適切に管理することができる要員を確保すること。

- (2) 機場及び機場を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 機場の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他機場の管理上必要な措置をとること。

（洪水警戒体制の解除）

第11条 市長は、洪水が終わったとき又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

#### 第4章 雑則

（点検及び整備）

第12条 市長は、事務所長と協議の上、機場及び機場を操作するために必要な機械、器具等について、出水期(5月～10月)においては毎月2回以上、その他の時期については毎月1回以上、別紙様式2により点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（地震発生後の点検）

第13条 市長は、気象庁の地震情報の「岐阜市」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに機場及び機場を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

（観測）

第14条 市長は、長良川水位及び山下川水位、その他機場を操作するために必要な事項を別紙様式3により観測するものとする。

（記録の作成と保存）

第15条 市長は、機場の管理に関する事項については別紙様式4により、点検簿、日報、月報、年報を作成し、これを保存するものとする。

（附則）

この操作要領は、平成7年4月1日から施行する。

（附則）

この操作要領は、令和2年6月1日から施行する。

## 7-2. 揚水編

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 機場操作の方法等（第4条—第10条）
- 第3章 雑則（第11条—第15条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

- 第1条 岐阜県岐阜市日野地先木曾川水系長良川日野揚排水機場（以下「機場」という。）の揚水に関する操作については、この操作規則の定めるところによる。
- 2 内水排除に関する操作については、岐阜市が別に定める「木曾川水系長良川日野揚排水機場操作要領 排水編 岐阜市 平成7年4月」によるところとする。

#### （操作の目的）

- 第2条 機場の操作は、長良川より揚水を行い、新荒田川、境川、荒田川に導水することにより長良川の支川を浄化することを目的とする。

#### （操作の基本方針及び要件）

- 第3条 操作の基本方針は、長良川において余剰水があり、かつ気象条件等に問題が無い場合において、揚水を行うものとする。操作の要件は以下の通りとする。
- (1) 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、別に定める長良川の忠節水位観測所にて観測した水位より換算された流量（以下「長良川忠節流量」という。）を元に、制限流量と比較を行った上で揚水量を算定し揚水実施の可否を決定する。ただし、岐阜県岐阜土木事務所長（以下「岐阜土木事務所長」という。）より導水停止の要請を受けている場合には揚水を実施しない。
- (2) 気象条件等については、岐阜県「岐阜市」地域に大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報、雷注意報が発表されていないこと。

### 第2章 機場の操作方法等

#### （施設の名称）

- 第4条 施設の名称は次の各号によるものとする。

- (1) 揚排水ポンプは、長良川から遠い方から1号揚排水ポンプ及び2号揚排水ポンプという。
- (2) 長良川左岸堤防前面にあるゲートを取水ゲートという。
- (3) 山下川放水路と機場との境界に位置するゲートを排水路ゲートという。
- (4) 長良川導水路と吐出水槽との境界に位置するゲートを浄化吐出ゲートという。
- (5) 吐出水槽と連絡ボックスとの境界に位置するゲートを排出吐出ゲートという。
- (6) 接合枡に位置するゲートを接合枡ゲートという。

(操作の方法)

第5条 所長は、次の各号に定めるところにより機場を操作する。

- (1) 揚水操作は、排出吐出ゲート、排水路ゲートを全閉し、浄化吐出ゲート、接合枡ゲート、取水ゲートを全開し、沈砂池に設置された水位計により最低吸水位（標高15.75m）以上及びHWL水位（標高21.00m）以下であることを確認し揚排水ポンプの運転を開始する。
- (2) 前号により、揚排水ポンプを運転している場合において、沈砂池に設置された水位計における確認により、最低吸水位を下回ったとき、またはHWL水位を超えたとき、あるいは操作細則の定めにより揚水の停止を判断した場合は、すみやかに揚排水ポンプの運転を停止し、浄化吐出ゲート、接合枡ゲート、取水ゲートを全閉する。

(揚水をしない場合の操作方法)

第6条 所長は、前条による操作以外においては、取水ゲート、排水路ゲート、排出吐出ゲート、接合枡ゲート、浄化吐出ゲートは全閉にしておくものとする。

(操作方法の特例)

第7条 所長は、事故、その他やむを得ない事情があるときは、必要の程度において、第5条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。

(地震警戒時等の処置)

第8条 所長は東海地震の予知情報または警戒宣言などの大規模地震に関する情報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれのある場合や、操作時において震度5弱以上の地震が発生した場合にはすみやかに揚排水ポンプの運転を停止し、浄化吐出ゲート、接合枡ゲート、取水ゲートを全閉する。

(通知)

第9条 所長は、次に掲げる判断及び機場操作をするときは、あらかじめ岐阜土木事務所長に通知するものとする。

- (1) 第3条第1項により揚水を行わないとき。
- (2) 第5条第1項により揚排水ポンプの運転を開始するとき。
- (3) 第5条第2項により揚排水ポンプの運転を停止するとき。
- (4) 第7条により機場の操作をするとき。
- (5) 第8条により機場の操作をするとき。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、機場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲート及びポンプの名称
- (4) 揚水量
- (5) 第7条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、機場を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第12条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに機場及び機場を操作するために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水等により24時間以内に忠節水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他の原因により機場等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

2 前項の他、震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、機場の点検を行うものとする。

(観測)

第13条 長良川忠節流量、その他機場を操作するため必要な事項について、細則で定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第14条 所長は、機場の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第15条 本操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は細則で定める。

(附則)

この操作規則は、平成28年1月12日より実施する。

## 日野揚排水機場操作細則（揚水）

(通則)

第1条 木曾川水系長良川日野揚排水機場の操作については、操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この操作細則（以下「細則」という。）に定めるところによるものとする。

(制限流量)

第2条 規則第3条第一項の制限流量は、下記のとおりとする。

忠節地点取水後流量 39.0 m<sup>3</sup>/s

(揚水量)

第3条 規則第3条1項の揚水量は、次の各号に定めるところによる。

(1) 長良川本川の忠節水位流量観測所の午前8時20分時の観測値より下記の式より算出し、揚水量を決定する。

余剰水量＝長良川忠節流量－制限流量

揚水量＝余剰水量 $\leq$ 2.0m<sup>3</sup>/sのときは、余剰水の範囲内の流量

揚水量＝余剰水量 $\geq$ 2.0m<sup>3</sup>/sのときは、2.0m<sup>3</sup>/s

ただし、揚水量はポンプ運転特性より余剰水量に対し下表によるものとする。

余剰水量m <sup>3</sup> /s	揚水量m <sup>3</sup> /s
0.1 ~ 0.4	0.0
0.5 ~ 0.9	0.5
1.0 ~ 1.4	1.0
1.5 ~ 1.9	1.5
2.0 ~	2.0

- (2) 揚水の開始又は揚水の再開を行う場合は、当日の午前8時20分の観測値より余剰水を算定以後、揚水時間内の毎正時の余剰水に変化がある場合でも、同日中の揚水量の変更は、原則として行わないものとする。ただし長良川忠節流量が制限流量以下となった場合は揚水を停止するものとする。

(ポンプの運転時間等)

第4条 規則第5条1号の揚排水ポンプの運転については、次の各号とする。

- (1) 揚排水ポンプの運転は、午前8時20分時の観測値より算出した揚水量を午前9時に運転を開始し、午後5時に運転を停止する。
- (2) 揚排水ポンプの運転は、岐阜県岐阜土木事務所長(以下「岐阜土木所長」という。)より導水停止の要請を受けるまで、連続運転をする。
- (3) 浄化用水の導水については、11月1日から翌年3月31日までとする。

(点検及び整備)

第5条 規則第11条に規定する点検及び整備は、様式-1、様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式2-4により行うものとする。

(観測)

第6条 規則第13条に規定する観測は、様式-1に掲げる事項について行うものとする。

(日報等)

第7条 規則第14条に規定する日報等には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 気象及び水象に関する観測記録については、様式-1によるものとする。
- (2) ポンプ及びゲートの操作に関する記録は、様式-1によるものとする。
- (3) 点検及び整備に関する記録は、様式4-1によるものとする。
- (4) その他

(導水状況報告等)

第8条 所長は、毎年2月末日までに岐阜県より、導水された各河川の状況報告を受け  
るものとする。

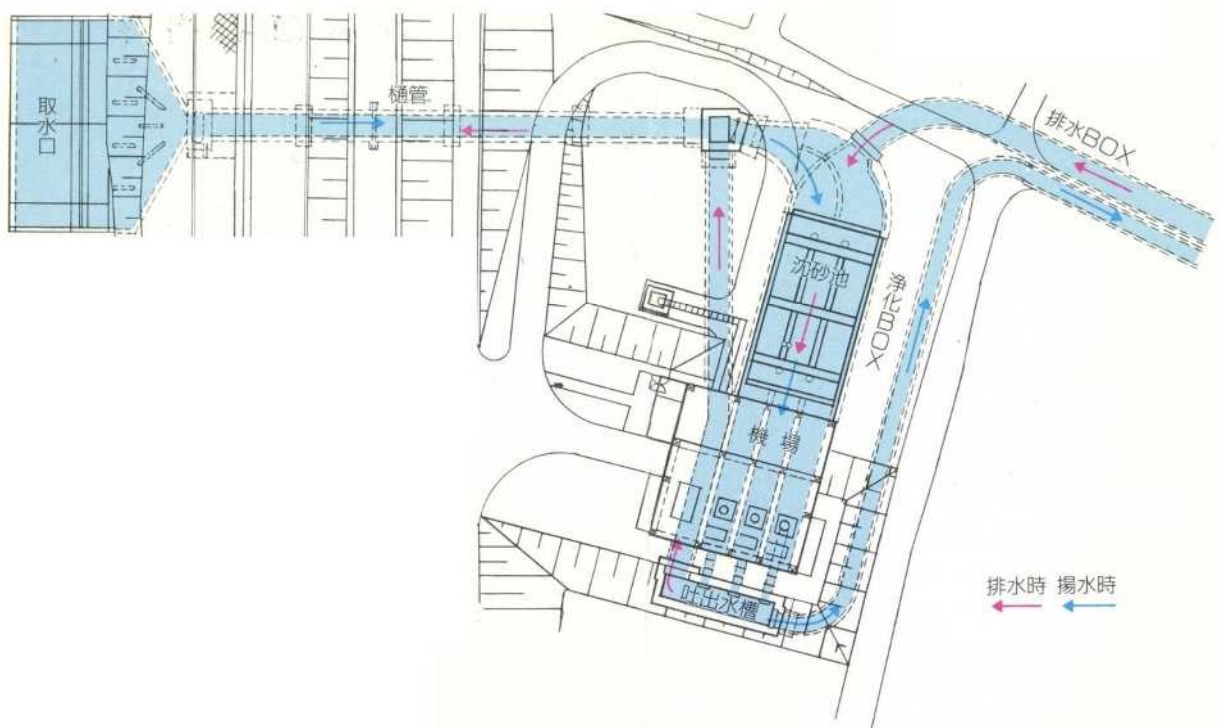
(附則)

この操作細則は平成28年1月12日より実施することとし、特に変更事項が無い場  
合には、継続することとする。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

■ 日野揚排水機場



施設の名称



## 8. 根尾川排水機場操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 樋管等の操作の方法等（第6条—第11条）
- 第3章 警戒体制（第12条—第14条）
- 第4章 雑則（第15条—第19条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市曾我屋地先木曾川水系伊自良川右支川根尾川の根尾川排水ひ門（以下、「樋門」という。）及び根尾川排水機場（以下「機場」という。）の操作は、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋門及び機場（以下「樋門等」という。）の操作は、伊自良川の洪水の根尾川への逆流を防止すること、及び根尾川流域の内水を排除することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「樋門等の操作」とは、機場のポンプ排水施設と樋門のゲートの操作をいう。
- (2) 「根尾川水位」とは、樋門の根尾川側の量水標において測定した根尾川の水位をいう。
- (3) 「伊自良川水位」とは、樋門の伊自良川側の量水標において測定した伊自良川の水位をいう。
- (4) 「機側操作」とは、機場の操作室において、カメラ映像や水位計データ等を確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋門等の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋門等の操作は、第6条、第7条、第8条、第12条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

(施設の名称)

第5条 施設の名称は、次の各号によるものとする。

- (1) 機場のポンプは、上流側より排水機1号、排水機2号という。
- (2) 樋門のゲートは、上流側より排水ゲート1号、排水ゲート2号、排水ゲート3号という。
- (3) 機場内ゲートは、排水ゲート4号という。

## 第2章 樋管等の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第6条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、根尾川水位が標高8.50メートルを越え、さらに上昇するおそれのある場合を洪水時といい、次の各号に定めるところにより樋門等を操作するものとする。

- (1) 根尾川水位が、標高8.50メートルに達し、さらに上昇するおそれのある場合は、機場の運転準備に入るものとする。
- (2) 根尾川水位が標高9.00メートル以上で、かつ伊自良川への自然排水が不可能となり、内水がさらに上昇すると予想される場合は機場のポンプの運転を開始するものとする。
- (3) 根尾川水位が標高8.50メートル以下に低下した場合は、機場のポンプの運転を停止するものとする。
- (4) 伊自良川から根尾川への逆流が始まるまでの間においては、排水ゲート1号、2号、3号及び排水ゲート4号を全開にしておくものとする。
- (5) 伊自良川から根尾川への逆流が始まったときは、排水ゲート1号、2号、3号をすみやかに全閉するものとする。
- (6) 機場のポンプの運転を開始するときは、前号の状態から排水ゲート4号を全閉し、排水ゲート3号は全開するものとする。
- (7) 樋門の排水ゲート1号、2号、4号を全閉し、機場のポンプの運転を停止している場合において、根尾川水位が伊自良川水位より高いときは、樋門のゲートを全開するものとする。
- (8) 機場のポンプを運転している場合において、根尾川水位が伊自良川水位より高くなったときは、機場のポンプの運転を停止し樋門のゲートを全開するものとする。
- (9) 機場のポンプを運転している場合において、伊自良川水位が標高15.31メートル（計画高水位）を越え、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を停止し、排水ゲート3号を全閉するものとする。
- (10) 前号により機場のポンプの運転を停止している場合において、伊自良川水位が

標高15.31メートル以下となったときは、排水ゲート3号を全開し、機場のポンプの運転を開始するものとする。

- 2 所長は、前項により樋門を操作する場合においては、樋門の伊自良川側及び根尾川側の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第7条 所長は、前条の操作を行っている場合において、古川橋水位観測所における水位が5.70メートル(標高15.13メートル)を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員(以下「機側操作員」という。)に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに樋門等の操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第8条 所長は、根尾川水位が標高8.50メートル未満であるとき(第6条の操作により根尾川水位が標高8.50メートル未満となる場合を除く。)は、樋門及び機場内ゲート(排水ゲート1号～3号及び排水ゲート4号)を全開し、機場のポンプの運転を停止しておくものとする。

(操作方法の特例)

第9条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第10条 所長は、樋門等を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 所長は、樋門等を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。
- 3 所長は、第6条により機場のポンプの運転を停止したときは、関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 排水したポンプの名称
- (5) 操作した際行った、通知及び警告の状況
- (6) 第9条に該当するときは操作の理由
- (7) その他参考となるべき事項

第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第12条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 根尾川水位が標高8.50メートルに達し、さらに上昇のおそれのあるとき。
- (2) その他内水被害が発生するおそれのあるとき。

(警戒体制における措置)

第13条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において、樋門等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋門等を操作するために必要な機械器具の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他、樋門等の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第15条 所長は、樋門等を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第16条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋門等及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に古川橋水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋門等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。  
前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋門等の点検を行うものとする。

(観測)

第17条 所長は、伊自良川水位及び根尾川水位、その他樋門等を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第18条 所長は、樋門等の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第19条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

(附則)

第20条

- (1) この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。
- (2) 伊自良川の整備水準を上回るおそれのある洪水が発生した場合等で堤防決壊等による甚大な被害を回避するため、出水時における排水機場の運転調整等の適切な措置が講じられるよう関係機関等と調整を図るものとし、関係機関等の合意が得られた場合には速やかに、この要領を改定するものとする。

## 根尾川排水機場操作細則

### (通則)

第1条 木曾川水系伊自良川右支川根尾川の根尾川排水機場及び根尾川排水ひ門の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則に定めるところによる。

### (警戒体制における措置)

第2条 要領第13条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

### (関係機関との連絡)

第3条 要領第10条第1項、第3項及び要領第13条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

### (点検及び整備)

第4条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1、2により行うものとする。

### (地震発生後の点検)

第5条 要領第16条に規定する点検は、別紙様式-8、9により行うものとする。

### (退避)

第6条 要領第7条に規定する退避は、根尾川排水機場の安全な場所に退避するものとする。

### (観測)

第7条 要領第17条に規定する観測は、別紙様式-3、4により行うものとする。

### (記録等)

第8条 要領第18条に規定する日報、月報及び年報は、別紙様式-5、6、7により作成するものとする。

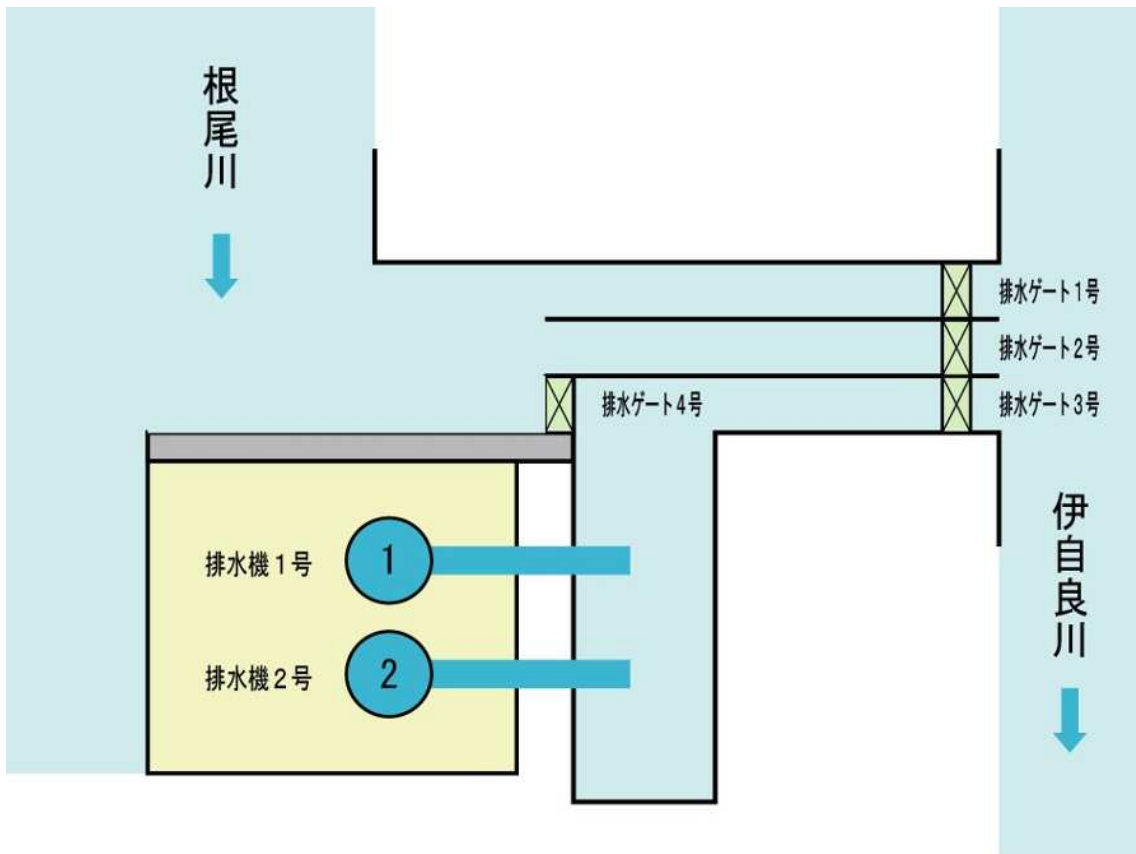
### (附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

■ 根尾川排水機場



施設の名称

## 9. 山田川排水機場操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条－第3条）
- 第二章 機場の操作の方法等（第4条－第9条）
- 第三章 洪水警戒体制（第10条－第12条）
- 第四章 雑則（第13条－第16条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市祇園地先の木曾川水系長良川山田川排水機場（以下「機場」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 機場の操作は、長良川の洪水が山田川へ逆流することの防止及び山田川の洪水を排水することを目的とする。

#### （山田川の水位等）

第3条 山田川水位とは、機場の導水路入口の山田川左岸堤防前面に設置した水位計によって測定した水位で、標高23.90メートルを零点とする。

2 長良川水位とは、山田川樋門の長良川左岸堤防前面に設置した水位計によって測定した水位で、標高23.90メートルを零点とする。

### 第二章 機場の操作の方法等

#### （洪水時における操作の方法）

第4条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という）は、国土交通省芥見水位観測所の水位（以下「芥見水位」という。）が7.30メートル（標高32.094メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、機場を操作するものとする。

(1) 山田川水位が3.60メートル（標高27.50メートル）を超え、さらに上昇のおそれがあるときは、機場の運転準備に入るものとする。



- (2) 山田川水位が4.30メートル（標高28.20メートル）以上で、かつ長良川への自然流下ができなくなり、内水位がさらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を開始するものとする。
- (3) (2)号によりポンプを運転している場合において、山田川水位が3.60メートル（標高27.50メートル）以下になったときは、機場のポンプの運転を停止するものとする。
- (4) (2)号によりポンプを運転している場合において、長良川水位が7.64メートル（標高31.54メートル）の計画高水位を超え、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を停止するものとする。
- (5) (4)号により機場のポンプの運転を停止している場合において、長良川水位が7.64メートル（標高31.54メートル）以下となったときは、ポンプの運転を開始するものとする。
- (6) 長良川水位が3.60メートル（標高27.50メートル）以下でかつ、山田川の水位が3.60メートル（27.50メートル）以下に低下し、出水のおそれがないと認められたときは、洪水時の操作を終了するものとする。

（洪水時における操作員の安全確保）

第5条 所長は、前条の操作を行っている場合においては、芥見水位が7.30メートルを超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機場の操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

（平水時における操作の方法）

第6条 所長は、長良川水位が3.60メートル（標高27.50メートル）以下で、かつ山田川水位が3.60メートル（標高27.50メートル）以下であるときは、山田川樋門を全開し、機場のポンプを停止しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第7条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第8条 所長は、第4条(4)号により機場のポンプの運転を停止したときは、別途、定めるところにより、関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第9条 所長は、機場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第7条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第8条の通知と状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第10条 所長は、次の各号の一つに該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 山田川水位が3.60メートル(標高27.50メートル)を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 長良川について水防法に基づく洪水注意報、洪水警報又は水防警報が発表されたとき。
- (3) 岐阜市について岐阜地方気象台から大雨警報が発表されたとき。
- (4) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 機場を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 機場及び機場等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 機場の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他機場等の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

#### 第四章 雑則

(点検及び整備)

第13条 所長は、機場及び機場等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上別途、定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(水位観測)

第14条 所長は、別途、定めるところにより、長良川水位及び山田川水位を観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第15条 所長は、機場等の管理に関する事項については、別途、定めるところにより記録を作成し、これを保管するものとする。

(細則)

第16条 所長は、本操作要領に定めるもののほか、本操作要領実施のために必要な事項は、細則で定める。

(附則)

本操作規則は、平成10年4月1日から施行する

(附則)

改正後の本操作規則は、平成11年4月27日から施行する。

(附則)

改正後の本操作規則は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

改正後の本操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 山田川排水機場操作細則

### (通則)

第1条 木曾川水系長良川山田川排水機場等の操作については、操作要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

### (機場施設の名称)

第2条 機場施設の名称は次の各号に定めるところによる。

- (1) 機場に設置したポンプの名称は、山田川の下流に向かって右側を1号ポンプ、左側を2号ポンプという。
- (2) 川表ゲートとは、山田川樋門に設置された3門のゲートをいい、山田川の下流に向かって、左から排水ゲート1号、2号、3号という。
- (3) 川裏ゲートとは、排水ゲート1号の設置されている樋門の上流側に設置されたゲートをいう。

### (洪水時におけるゲート及びポンプの操作方法)

第3条 洪水時における機場の操作は、要領第4条、第5条に規定するほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 長良川から山田川への逆流が始まるまでの間においては、排水ゲート1号、2号、3号及び川裏ゲートを全開にし、自然排水を行う。
- (2) 長良川から山田川への逆流が始まったときは、排水ゲート1号、2号、3号を全閉にした後、川裏ゲートを全閉にする。その後、排水ゲート1号を全開にし、ポンプ運転を開始する。

### (平水時における操作の方法)

第4条 平水時における機場の操作は、排水ゲート1号、2号、3号及び、川裏ゲートを全開にし、1号ポンプ及び2号ポンプは停止しておくものとする。

### (操作の際に行う通知)

第5条 要領第8条に規定する関係機関は、別表に掲げるとおりとする。

### (洪水警戒体制時における措置)

第6条 要領第11条第一号に規定する洪水警戒体制時における職員の呼集、業務分担、配置、その他必要な事項については、所長の定めるところによるものとする。

(関係機関との連絡)

第7条 要領第11条第三号に規定する関係機関は、別表に掲げるとおりとする。

(点検及び整備)

第8条 要領第13条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1及び別紙様式-2の項目について行うものとする。

(観測)

第9条 要領第14条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録)

第10条 要領第15条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) ポンプ及びゲートの操作に関する記録を別紙様式-3、-4及び別紙様式-7に記載する。
- (2) 気象及び水象に関する観測記録を、別紙様式-6に記載する。
- (3) 点検及び整備に関する事項を、別紙様式-1及び別紙様式-2に記載する。
- (4) ポンプ及びゲートの巡視記録を、別紙様式-5に記載する。

2 所長は、毎年2月末までに前年の管理年報を知事（県土整備部河川課長）に報告するものとする。

(所長への委任)

第11条 この細則に定めるもののほか、この細則実施のために必要な事項は、別に所長が定めるものとする。

(附則)

この操作細則は、平成10年4月1日から実施する。

(附則)

この操作細則は、平成11年4月27日から実施する。

(附則)

この操作細則は、平成23年4月1日から実施する。

(附則)

この操作細則は、平成31年4月1日から実施する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

## 10. 天神川排水機場操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条－第3条）
- 第二章 機場の操作の方法等（第4条－第9条）
- 第三章 洪水警戒体制（第10条－第12条）
- 第四章 雑則（第13条－第16条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市上土居地先の木曾川水系鳥羽川天神川排水機場（以下「機場」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 機場の操作は、鳥羽川の洪水が天神川へ逆流することの防止及び天神川の洪水を排水することを目的とする。

#### （天神川の水位等）

第3条 天神川水位とは、天神川逆水樋門の内側に設置した水位計によって測定した水位で、標高9.70メートルを零点とする。

2 鳥羽川水位とは、天神川逆水樋門の外側に設置した水位計によって測定した水位で、標高23.90メートルを零点とする。

### 第二章 機場の操作の方法等

#### （洪水時における操作の方法）

第4条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という）は、岐阜県東深瀬水位観測所の水位（以下「東深瀬水位」という。）が3.20メートル（標高28.90メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、機場を操作するものとする。

(1) 天神川水位が4.00メートル（標高13.70メートル）を超え、さらに上昇のおそれがあるときは、機場の運転準備に入るものとする。

- (2) 天神川水位が4.30メートル（標高14.00メートル）以上で、かつ鳥羽川への自然流下ができなくなり、内水位がさらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を開始するものとする。
- (3) (2)号によりポンプを運転している場合において、天神川の水位が3.60メートル（標高13.30メートル）以下になったときは、機場のポンプの運転を停止するものとする。
- (4) (2)号によりポンプを運転している場合において、鳥羽川水位が6.63メートル（標高16.33メートル）の計画高水位を超え、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を停止するものとする。
- (5) (4)号により機場のポンプの運転を停止している場合において、鳥羽川水位が6.63メートル（標高16.33メートル）以下となったときは、ポンプの運転を開始するものとする。

（洪水時における操作員の安全確保）

第5条 所長は、前条の操作を行っている場合において、東深瀬水位が3.20メートルを超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機場の操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

- 2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

（平水時における操作の方法）

第6条 所長は、鳥羽川水位が4.30メートル（標高14.00メートル）以下で、かつ天神川水位が4.30メートル（標高14.00メートル）以下であるときは、天神川樋門を全開し、機場のポンプを停止しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第7条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。

（操作の際に行う通知）

第8条 所長は、第4条(4)号により機場のポンプの運転を停止したときは、別途、定め



るところにより、関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第9条 所長は、機場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第7条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第8条の通知と状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第10条 所長は、次の各号の一つに該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 天神川水位が4.00メートル（標高13.70メートル）を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 鳥羽川について水防法に基づく水防警報が発表されたとき。
- (3) 岐阜市について岐阜地方気象台から大雨警報が発表されたとき。
- (4) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 機場を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 機場及び機場等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 機場の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他機場等の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

#### 第四章 雑則

##### (点検及び整備)

第13条 所長は、機場及び機場等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上別途、定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

##### (水位観測)

第14条 所長は、別途、定めるところにより、鳥羽川水位及び天神川水位を観測するものとする。

##### (記録の作成と保存)

第15条 所長は、機場等の管理に関する事項については、別途、定めるところにより記録を作成し、これを保管するものとする。

##### (細則)

第16条 所長は、本操作要領に定めるもののほか、本操作要領実施のために必要な事項は、細則で定める。

##### (附則)

本操作規則は、平成11年4月1日から施行する

##### (附則)

改正後の本操作規則は、平成18年4月1日から施行する。

##### (附則)

改正後の本操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

### 天神川排水機場操作細則

##### (通則)

第1条 鳥羽川支川天神川排水機場等の操作については、操作要領（以下「要領」と

いう。)に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(機場施設の名称)

第2条 機場施設の名称は次の各号に定めるところによる。

- (1) 機場に設置したポンプの名称は、天神川の下流に向かって左側を1号ポンプ、中央を2号ポンプ、右側を3号ポンプという。
- (2) 逆水樋門ゲートとは、天神川逆水樋門に設置された2門のゲートをいい、天神川の下流に向かって左から排水ゲート1号、2号という。
- (3) 吐出樋門ゲートとは、機場吐出樋門に設置されているゲートをいう。

(洪水時におけるゲート及びポンプの操作方法)

第3条 洪水時における機場の操作は、要領第4条に規定するほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 鳥羽川から天神川への逆流が始まるまでは、逆水樋門排水ゲート1号、2号を全開にしておき、自然排水を行う。
- (2) 鳥羽川から天神川への逆流が始まったときは、逆水樋門排水ゲート1号、2号を全閉にした後、吐出樋門ゲートを全開にし、ポンプの運転を開始する。

(平水時における操作の方法)

第4条 平水時における機場の操作は、逆水樋門排水ゲート1号、2号は全開にしておく。一方吐出樋門ゲートは全閉にし、1号ポンプ、2号ポンプ、3号ポンプは停止しておくものとする。

(操作の際に行う通知)

第5条 要領第8条に規定する関係機関は、別表に掲げるとおりとする。

(洪水警戒体制時における措置)

第6条 要領第11条第一号に規定する洪水警戒体制時における職員の呼集、業務分担、配置、その他必要な事項については、所長の定めるところによるものとする。

(関係機関との連絡)

第7条 要領第11条第三号に規定する関係機関は、別表に掲げるとおりとする。

(点検及び整備)

第8条 要領第13条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1及び別紙様式-2の項目について行うものとする。

(観測)

第9条 要領第14条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録)

第10条 要領第15条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) ポンプ及びゲートの操作に関する記録を別紙様式-3、-4及び別紙様式-7に記載する。
- (2) 気象及び水象に関する観測記録を、別紙様式-6に記載する。
- (3) 点検及び整備に関する事項を、別紙様式-1及び別紙様式-2に記載する。
- (4) ポンプ及びゲートの巡視記録を、別紙様式-5に記載する。

2 所長は、毎年2月末までに前年の管理年報を知事（県土整備部河川課長）に報告するものとする。

(所長への委任)

第11条 この細則に定めるもののほか、この細則実施のために必要な事項は、別に所長が定めるものとする。

(附則)

この操作細則は、平成11年4月1日から実施する。

(附則)

この操作細則は、平成18年4月1日から実施する。

(附則)

この操作細則は、平成31年4月1日から実施する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

## 1 1 . 城田寺排水機場及び城田寺川逆水樋門操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条―第2条）
- 第二章 機場及び樋門の操作の方法等（第3条―第8条）
- 第三章 洪水警戒体制（第9条―第12条）
- 第四章 雑則（第13条―第16条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市城田寺地先の木曾川水系伊自良川・城田寺排水機場（以下「機場」という。）及び城田寺川逆水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 機場及び樋門の操作は、伊自良川の洪水の城田寺川への逆流を防止すること及び城田寺川の排水をすることを目的とする。

### 第二章 機場及び樋門の操作の方法等

#### （はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第3条 岐阜市長（以下「市長」という。）は、岐阜県伊自良水位観測所の水位（以下「伊自良水位」という。）が2.50メートル（標高28.965メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、機場及び樋門を操作するものとする。

#### 2 機場の操作方法

- (1) 機場の計画内水位及び計画外水位は、機場吸水槽内水位及び同吐出水槽内で表示し、それぞれ標高11.10メートル及び13.90メートルとする。
- (2) 湛水防止のため機場による排水量は、計画点で毎秒6.60立方メートルを基準とする。
- (3) 機場の運転は、気象、水象及び農産物の許容湛水状況その他を考慮し、その開始水位は計画内水位標高の11.10メートル以上とし、運転の下限は計画内水位標高の10.40メートルとする。

(4) 機場の操作にあたっては、関連する樋門の操作に十分留意するものとする。

### 3 樋門の操作方法

樋門のゲートは、3門からなり別図のとおりそれぞれ第1号ゲート、第2号ゲート、第3号ゲートとする。

(1) 伊自良川から城田寺川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門の第1号～第3号ゲートを全開しておくこと。

(2) 伊自良川から城田寺川へ逆流が始まったとき又は、城田寺川の水位が前項(1)に規定する計画内水位に達したときは、第2号ゲート及び第3号ゲートを速やかに全閉すること。

(3) 城田寺川の水位が計画内水位に達し、前項の規定により機場を操作するときは、第1号ゲートを全閉し、第2号ゲートを開け機場による湛水防除に対処するものとする。

(4) 城田寺川の水位が、伊自良川の水位より高くなったとき又は、城田寺川の内水位標高が11.10メートル以下となり機場の操作の必要なくなったときは、全ゲートを全開するものとする。

(5) 樋門の操作にあたっては、関連する機場の操作に十分留意するものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第4条 市長は、前条の操作を行っている場合において、伊自良水位が2.50メートル(標高28.965メートル)を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、機場の操作室における水位計データ等を確認しながら行う操作(以下「機側操作」という。)を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員(以下「機側操作員」という。)に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、市長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに機場及び樋門の操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 平水時には機場は停止しておくものとする。

2 樋門のゲートは全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 市長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により機場及び樋門を操作することができる。

できるものとする。

(通知)

第7条 市長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、岐阜市に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 機場及び樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第7条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 市長は、次の各号の一つに該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 機場の水位表示機により伊自川水位が11.10メートルを超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 伊自良川について水防法に基づく水防警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 市長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 機場及び樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 機場及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 機場及び樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第11条 市長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(水位観測記録の作成)

第12条 洪水警戒体制にある間もしくは必要の都度、機場の自記水位記録計により堤内及び堤外の水位を記録するとともに、堤外水位は量水表示機により1時間毎に測定し、洪水日報に記録すること。

2 前項の記録は、岐阜市水防対策課が管理し、岐阜農林事務所長もしくは岐阜土木事務所長が求めたときは、これを提出もしくはその内容を報告するものとする。

#### 第四章 雑則

(点検及び整備)

第13条 市長は、機場及び樋門、機場及び樋門を操作するための機械、器具等については、5月から11月までは毎月1回以上、その他の月においては適宜点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、異状があった場合には、速やかに岐阜土木事務所長に報告するものとする。

(地震発生後の点検)

第14条 市長は、気象庁の地震情報の「岐阜市」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに機場及び樋門、機場及び樋門を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(異例の措置)

第15条 第3条から第5条まで、または、点検整備の場合を除き、機場及び樋門を操作しようとするときは、予め岐阜農林事務所長及び岐阜土木事務所長の承認を受けなければならない。ただし、非常事態の発生により緊急の措置を要するものについてはこの限りではない。この場合、事後速やかに岐阜農林事務所長及び岐阜土木事務所長に報告するとともに、その後の措置について指示を受けなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めていない事項で不都合を生じたときは、その都度、岐阜農林事務所長及び岐阜土木事務所長と協議するものとする。



(附則)

この操作要領は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、令和2年6月1日から施行する。

## 1 2. 雄総排水ポンプ場操作規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 岐阜市雄総桜町地先木曾川水系長良川雄総排水樋管（以下「樋管」という。）及び雄総排水ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）の操作については、この操作規程の定めるところによる。

#### (操作の目的)

第2条 樋管及びポンプ場（以下「ポンプ場等」という。）の操作は、長良川の洪水の雄総中川原排水路（以下「排水路」という。）への逆流を防止すること、及び排水路の内水を排除することを目的とする。

#### (施設の名称)

第3条 施設の名称は、次の各号によるものとする。

- (1) 「樋管」の長良川右岸堤防前面にあるゲートを「樋管ゲート」という。
- (2) 排水路と吐出水槽との境界に位置するゲートを「吐出水槽流入ゲート」という。
- (3) 排水路と沈砂池との境界に位置するゲートを「沈砂池流入ゲート」という。
- (4) ポンプは長良川より遠い方から「1号ポンプ」、「2号ポンプ」、「3号ポンプ」、「4号ポンプ」という。（3号ポンプ、4号ポンプは将来設置予定）

### 第2章 ポンプ場等の操作の方法等

#### (はん濫危険水位以下の洪水時における操作の方法)

第4条 岐阜市長（以下「管理者」という。）は、排水路の水位（以下「排水路水位」という。）が標高18.30メートルを超え、更に上昇するおそれのある場合を洪水時といい、次の定めるところによりポンプ場を操作するものとする。

- (1) 排水路水位が標高18.30メートルを超え、更に上昇するおそれのある場合は、「吐出水槽流入ゲート」を全閉して運転準備に入るものとする。
- (2) 排水路水位が標高18.60メートル以上でかつ、長良川への自然排水が不可能となり、水位が更に上昇するおそれのあるときは、ポンプ場のポンプ（以下「ポンプ」という。）の運転を開始するものとする。

- 2 第1項第2号によりポンプを運転している場合において、排水路水位が標高18.10メートル以下になったときは、ポンプの運転を停止するものとする。
- 3 排水路から長良川へ自然流下しているときは、長良川から排水路へ逆流が始まるまでの間においては、「樋管ゲート」、「吐出水槽流入ゲート」を全開してポンプの運転を停止しておくものとする。
- 4 ポンプを運転している場合において、樋管の川表側にある量水標において測定した長良川の水位（以下「長良川水位」という。）が標高23.67メートルを超え、さらに上昇するおそれがあるときは、ポンプの運転を停止し、「樋管ゲート」を全閉するものとする。
- 5 前項の規定によりポンプを停止している場合において、長良川水位が標高23.67メートル以下になったときは、「樋管ゲート」を全開しポンプの運転を開始するものとする。
- 6 排水路水位が標高18.10メートル以下でかつ、長良川水位が標高18.10メートル以下に低下し、出水のおそれがないと認められたときは、洪水時の操作を終了するものとする。

（はん濫危険水位を上回る洪水時における操作の方法）

第5条 管理者は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5.50メートル（標高18.06メートル）を超え、更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、ポンプ場の操作室におけるカメラ映像や水位計データ等を確認しながら行う操作（以下「機側操作」という。）を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、管理者に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかにポンプ場等の操作体制を確立するものとする。

（平水時における操作の方法）

第6条 平水時における操作の方法は、以下の各号によるものとする。

- (1) 排水路水位が標高18.10メートル未満でかつ、長良川水位が標高18.10メートル未満であるとき（以下「平水時」という。）は「樋管ゲート」及び「吐出水槽流入ゲート」を全開にしておくものとする。
- (2) 平水時はポンプを停止しておくものとする。
- (3) 「沈砂池流入ゲート」は常時開とし点検整備など必要に応じ閉とする。

(操作方法の特例)

第7条 管理者は、点検及び事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法によりポンプ場を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第8条 ポンプ場等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第7条に該当するときは操作の理由
- (5) 操作した際行った、通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良川水位が標高16.90メートルを超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 長良川について水防法に基づく洪水注意報、又は、洪水警報が行われたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 管理者は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時においてポンプ場等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ポンプ場等を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) ポンプ場等の管理上必要な気象及び水象の情報の収集を密にすること。
- (4) その他ポンプ場等の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第11条 管理者は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

#### 第4章 雑則

##### (点検及び整備)

第12条 管理者は、ポンプ場等及びポンプ場等を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、管理者の定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

##### (地震発生後の点検)

第13条 管理者は、気象庁の地震情報の「岐阜市」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにポンプ場等及びポンプ場等を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

##### (観測)

第14条 管理者は、長良川水位、排水路水位その他ポンプ場等を操作するために必要な事項は、管理者の定めるところにより観測するものとする。

##### (記録の作成と保存)

第15条 管理者は、ポンプ場等の管理に関する事項については、管理者の定めるところにより、記録を作成し、これを保存するものとする。

##### (細則)

第16条 この操作規程に定めるもののほか、この操作規程の実施のため必要な事項は、管理者が定めるものとする。

##### (附則)

この操作規程は、平成20年4月1日から施行する。

##### (附則)

この操作規程は、令和2年6月1日から施行する。

## 1 3. 今泉排水樋門及び今泉排水機場操作規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 岐阜市桜木町地先木曾川水系長良川今泉排水樋門（以下「樋門」という。）及び今泉排水機場（以下「機場」という。）の操作については、この操作規程の定めるところによる。

#### (操作の目的)

第2条 樋門及び機場（以下「樋門等」という。）の操作は、長良川の洪水の今泉排水路及び千石今泉排水路への逆流を防止するとともに今泉排水路及び千石今泉排水路の流水を長良川へ排水することにより、今泉排水路及び千石今泉排水路の洪水による被害を軽減することを目的とする。

#### (施設の名称)

第3条 施設の名称は、次の各号によるものとする。

- (1) 樋門のゲートは、長良川堤防前面ゲートを長良川の上流からそれぞれ「1号ゲート」、「2号ゲート」、長良川堤防後面ゲートを長良川の上流からそれぞれ「3号ゲート」、「4号ゲート」という。
- (2) ポンプは長良川の上流からそれぞれ「1号ポンプ」、「2号ポンプ」という。

### 第2章 樋門等の操作の方法等

#### (はん濫危険水位以下の洪水時における操作の方法)

第4条 岐阜市長（以下「管理者」という。）は、樋門の長良川側にある量水標において測定した長良川の水位（以下「長良川水位」という。）が標高11.50メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋門等を操作するものとする。

- (1) 長良川から今泉排水路及び千石今泉排水路へ逆流するまでの間においては、樋門ゲートを全開しておくこと。
- (2) 長良川から今泉排水路及び千石今泉排水路への逆流が始まったときは、樋門の「3号ゲート」、「4号ゲート」を全閉すること。
- (3) 樋門の今泉排水路及び千石今泉排水路側にある量水標において測定した今泉排

水路及び千石今泉排水路の水位（以下「今泉排水路水位」という。）が 標高 11.70メートルを超え、さらに上昇するおそれがあるときは、樋門の「1号ゲート」、「2号ゲート」の全開及び「3号ゲート」、「4号ゲート」の全閉を確認し、機場のポンプ運転を開始すること。

- (4) 前号及び第6号により機場のポンプを運転している場合において、今泉排水路水位が標高 11.70メートル以下になったときは、機場のポンプの運転を停止すること。
  - (5) 第3号及び次号により機場のポンプを運転している場合において、長良川水位が標高 17.88メートルを超え、さらに上昇するおそれがあるときは、機場のポンプの運転を停止するとともに、樋門の「1号ゲート」、「2号ゲート」を全閉すること。
  - (6) 前号により機場のポンプの運転を停止している場合において、長良川水位が標高 17.88メートル以下になったときは、樋門の「1号ゲート」、「2号ゲート」を全開し、機場のポンプの運転を開始すること。
- 2 管理者は、機場のポンプを運転している場合において、長良川水位が標高 11.70メートル未満になったときは、機場のポンプの運転を停止するものとする。
  - 3 管理者は、前項及び第1項第4号により機場のポンプの運転を停止している場合において今泉排水路水位が長良川水位より高くなったときは、樋門の「3号ゲート」、「4号ゲート」を全開するものとする。

（はん濫危険水位を上回る洪水時における操作の方法）

第5条 管理者は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5.50メートル（標高 18.06メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機場の操作室におけるカメラ映像や水位計データ等を確認しながら行う操作（以下「機側操作」という。）を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、管理者に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに樋門等の操作体制を確立するものとする。

（平水時における操作の方法）

第6条 管理者は、長良川水位が標高 11.50メートル未満となったときは、機場のポンプの運転を停止し、樋門のゲートを全開にしておくものとする。

(操作方法の特例)

第7条 管理者は、事故、修繕その他やむを得ない事情があるときは、必要限度において、前三条に規定する方法以外により機場を操作することができるものとする。

(通知)

第8条 管理者は、第4条第1項第4、5号により機場のポンプの運転を停止したときは、管理者の定めるところにより、関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第9条 機場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を別紙様式1により記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第7条に該当するときは操作の理由
- (5) 第8条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良川水位が、標高10.60メートルに達しさらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水のおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第11条 管理者は、洪水警戒体制においては次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 操作時において樋門等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋門等及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置をとること。



(洪水警戒体制の解除)

第12条 管理者は、洪水が終わったとき又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

#### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第13条 管理者は、樋門等及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、管理者の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第14条 管理者は、気象庁の地震情報の「岐阜市」地域において震度4以上の地震が発生したときは、速やかに樋門等及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(観測)

第15条 管理者は、長良川水位、今泉排水路水位その他樋門等を操作するために必要な事項は、管理者の定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第16条 管理者は、樋門等の管理に関する事項については、管理者の定めるところにより記録を作成し、これを保存するものとする。

(細則)

第17条 この操作規程に定めるもののほか、この操作規程の実施のため必要な事項は管理者が定めるものとする。

(附則)

この操作規程は、平成15年7月1日から施行する。

(附則)

この操作規程は、令和2年6月1日から施行する。

## 1 4. 荒田論田、大江、大江五十石排水機場操作要領

### 1 運転水位

- 一 荒田論田排水機場は、内水位がT. P 6. 5 0メートル以上で長良川への自然排水が不可能となり、さらに上昇すると予想されるときは始動することができる。
- 二 いずれの排水機場も、自然排水が不可能となり、さらに上昇すると予想されるときは始動することができる。
- 三 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要限度において、前号に規定する方法以外により排水機場を操作することができるものとする。

### 2 運転前の点検及び準備

#### A ポンプ等について

- 一 グランド・パッキンの点検及び補充、予備の点検
- 二 軸心の狂いの点検、軸心の狂いは動輪（接続箇所）の上下、左右の誤差にて点検
- 三 油圧ポンプの油量の点検及び補充
- 四 主ポンプ、油圧ポンプ、真空ポンプ、注水ポンプ等の軸受け部分が錆ついでいないか点検

#### B 電機関係について

- 一 オイル・スイッチ及びトランスの油量、油質の点検、補充
- 二 カーボン・ブラシの摩滅、破損の点検及び予備の補充  
(注) 白スパーク防止のため、よく磨いておくこと。
- 三 各スイッチの支点部分が運転中に外れると危険なので、外れるか外れないかの点検及び整備
- 四 配電盤あるいは碍子等のホコリは絶縁を悪くするので、よく払い落とし絶縁油にて油拭きをする。
- 五 予備のヒューズ（1 0 Aから6 0 A）、絶縁テープ、ドライバー、ペンチ等の必要器具の点検及び補充
- 六 各軸受の給油、温度には十分注意すること。

### 3 はん濫危険水位を上回る洪水時における操作の方法

#### A 荒田論田、大江、大江五十石排水機場

市長は、排水機場の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5. 5 0メートル（標高1 8. 0 6メートル）を超え、さらに上昇が見込まれ

るときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、排水機場の操作室における水位計データ等を確認しながら行う操作（以下「機側操作」という。）を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、市長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに排水機場の操作体制を確立するものとする。

#### 4 地震発生後の点検

気象庁の地震情報の「岐阜市」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに排水機場等及び排水機場等を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

#### 5 荒田論田、大江五十石排水機場

##### A 始動

##### (1) 電力の供給

- 一 屋外変電室のオイルスイッチを入れる。
- 二 室内にてジスコンスイッチを入れる。
- 三 配電盤の高圧受電主回路スイッチを入れる。
- 四 配電盤の低圧主回路のスイッチを入れていき、運転後必要以外のスイッチは切っておく。

##### (2) 注水ポンプの運転

渦巻きポンプのパッキンの冷却及び気密保持のため供給する。

##### (3) 真空ポンプの運転

渦巻きポンプ内を真空にして吸水槽から吸い上げ、ポンプ内に充満させる。

##### (4) 主電動機の運転

- 一 配電盤の主電動機のスイッチを入れる。（各機号ごとに運転）
- 二 進相機の運転

※ ポンプ揚程の関係上、回転数を低くしたため全負荷時の電動機の力率が悪いので、進相機を備えてこれを100%に改善し、もって電力料金を減少させるようにした。

### 三 起動抵抗器の切換え

※ 回転子巻線に抵抗を入れ、起動時だけ電圧を下げ、起動電流を制限し、加速するにしたがって抵抗を減らし起動後定格電圧に戻すようにしたもの。

四 主電動機の回転が上がったらスイッチで切換え、起動抵抗を抜き起動抵抗器のハンドルを戻しておくこと。

### (5) スルースバルブの開扉

油圧ポンプのスイッチを入れ、油圧でスルースバルブを開いて排水させる。(手動も可能) 排水区域の流出量により、スルースバルブの開きを指示計により調節する。

## B 停止

一 スルースバルブを閉じる。

二 主電動機の運転停止

※ 運転停止後、起動抵抗器へ電力が入るようにスイッチを切換えておくこと。

三 注水ポンプの運転停止

四 低圧主回路、高圧主回路、ジスコン、オイルスイッチを切る。

以上で運転終了する。

## 6 大江排水機場

### A 確認事項

#### (1) 起動前

一 主エンジン・減速機・発電用エンジンの潤滑油が適量であるか確認する。

二 受電を確認する。

三 切換開閉器の状態を確認する。

四 小配管のバルブ類のハンドル位置を確認する。

#### (2) 運転中

一 機器運転中は機器の異音、振動等の状態を点検する。

二 冷却水潤滑水系統が正常か検流計を見る。

三 時々記録をして見て回る。(油・水・空気・回転数・電流・温度等)

### B 自動起動

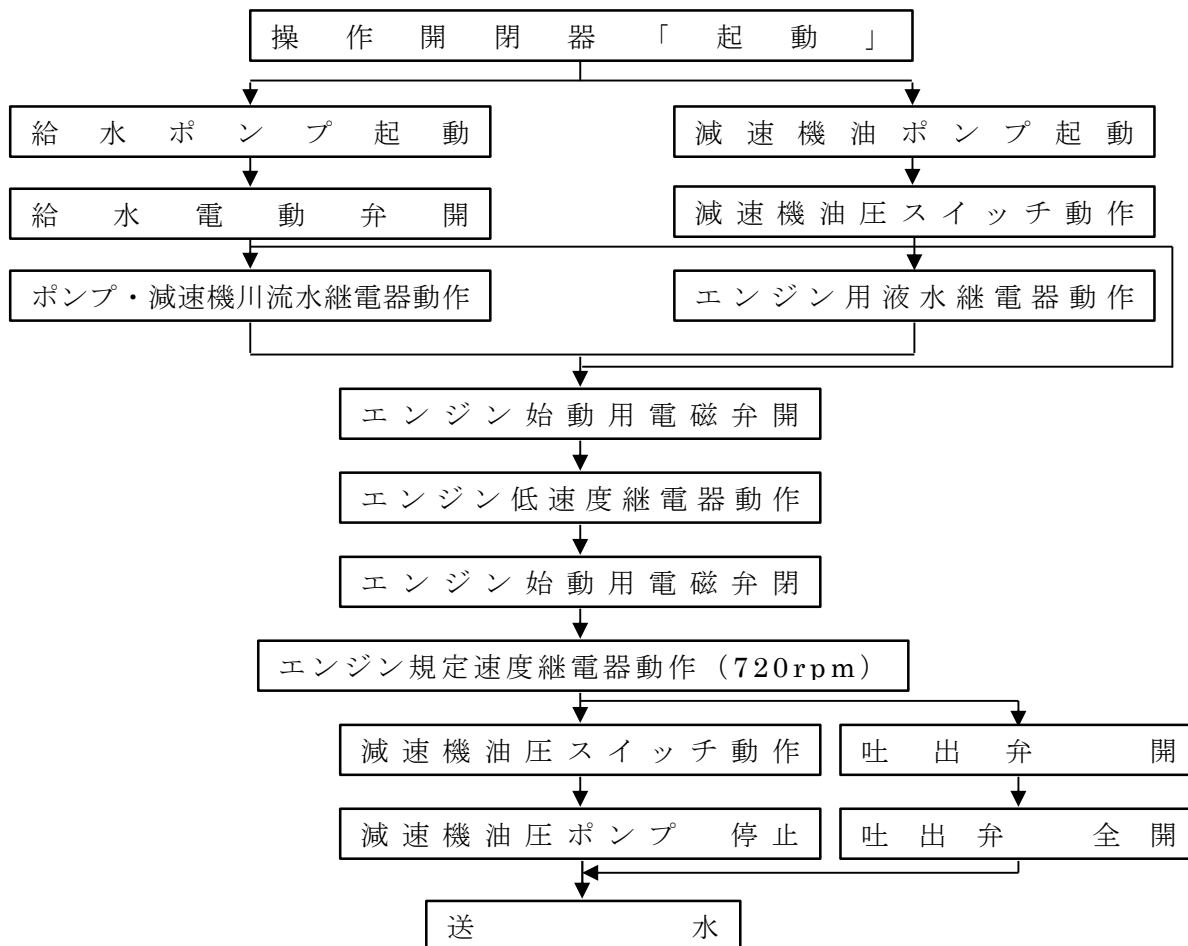
#### (1) 主ポンプ 電時運動

一 現場操作盤の切換開閉器をすべて「運動」側に切換える。

二 制御盤上の「起動準備完了」表示を確認し、主ポンプ操作開閉器を“起動”に入れる。

三 制御盤上に「起動」表示され、以下一連の動作が行われる。

- 四 制御盤上に「運転」表示され正常運転に入る。
- 五 起動から運転までの所要時間は90秒以内を正常とする。

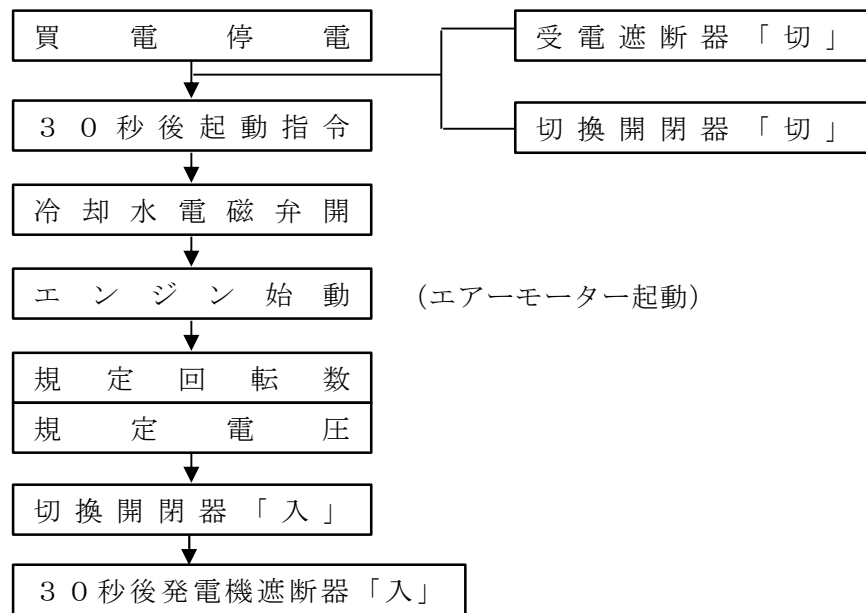


- (2) 主ポンプ 非常時運動（買電運転中停電になった場合）
- 一 主ポンプ、エンジン、給水ポンプ等運転機器は急停止する。
  - 二 停電確認後、自家発電機が自動起動する。
  - 三 機器停止後、約120秒の時間において再起動する。
  - 四 再起動の要領については、1の三以降と同じである。

- (3) 主ポンプ起動前に停電の場合
- 一 切換盤の切換開閉器を自家発電に切換える。
  - 二 発電機を手動起動する。
  - 三 約120秒経過後1の要領に基づいて起動する。

- (4) 自家発電機自動
- 一 給水ポンプ用現場操作盤の切換開閉器を「連動」に切換える。

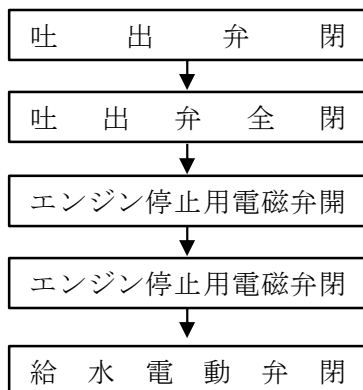
- 二 切換盤の切換開閉器を「自動」側に切換える。
- 三 発電機盤の切換開閉器を「自動」側に切換える。
- 四 停電になると以下一連の動作が行われる。
- 五 発電機盤上に「運動」が表示され正常運転に入る。
- 六 起動から運転までの所要時間は90秒以内を正常とする。



C 自動停止 主ポンプのみ

(1) 主ポンプ

- 一 制御盤上の主ポンプ操作開閉器を「停止」に入れる。
- 二 以下一連の動作が行われる。
- 三 制御盤に「停止」表示され完全停止となる。
- 四 給水ポンプ発電機が全分停止した場合のみ停止する。



## 15. 玄蕃排水機場及び玄蕃排水樋門操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条―第2条）
- 第二章 機場及び樋門の操作の方法等（第3条―第7条）
- 第三章 洪水警戒体制（第8条―第10条）
- 第四章 雑則（第11条―第15条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市柳津町上佐波東3丁目地内の木曾川水系境川・玄蕃排水機場（以下「機場」という。）及び玄蕃排水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 機場及び樋門（以下「機場等」という。）の操作は、境川の洪水の宮上8号雨水幹線（以下「排水路」という。）への逆流を防止すること及び排水路の排水をすることを目的とする。

### 第二章 機場等の操作の方法等

#### （はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第3条 岐阜市長（以下「管理者」という。）は、排水路の水位（以下「内水位」という。）が標高5.60メートルを超え、更に上昇するおそれのある場合を洪水時といい、次の定めるところにより機場等を操作するものとする。

- (1) 内水位が標高5.60メートルを超え、更に上昇するおそれのある場合は、機場の運転準備に入るものとする。
- (2) 内水位が標高5.80メートル以上でかつ、境川への自然排水が不可能となり、水位が更に上昇するおそれのあるときは、機場のポンプ（以下「ポンプ」という。）の運転を開始するものとする。
- 2 ポンプを運転している場合において、内水位が標高5.60メートル以下になったときは、ポンプの運転を停止するものとする。
- 3 排水路から境川へ自然流下しているときは、境川から排水路へ逆流が始まるまでの間においては、樋門を全開してポンプの運転を停止しておくものとする。

- 4 境川から排水路へ逆流が始まったときは、樋門をすみやかに全閉するものとする。
- 5 ポンプを運転している場合において、樋管の川表側にある量水標において測定した境川の水位（以下「境川水位」という。）が標高7.40メートルの計画高水位を超え、さらに上昇するおそれがあるときは、ポンプの運転を停止するものとする。
- 6 前項の規定によりポンプを停止している場合において、境川水位が標高7.40メートル以下になったときは、ポンプの運転を開始するものとする。
- 7 内水位が標高5.60メートル以下でかつ、境川水位が標高5.60メートル以下に低下し、出水のおそれがないと認められたときは、洪水時の操作を終了するものとする。

（はん濫危険水位を上回る洪水時における操作の方法）

第4条 管理者は、前条の操作を行っている場合において、境川栄川橋の境川水位が堤防天端から-0.86メートルを超え、更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機場の操作室におけるカメラ映像や水位計データ等を確認しながら行う操作（以下「機側操作」という。）を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、管理者に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに機場等の操作体制を確立するものとする。

（平水時における操作の方法）

第5条 管理者は、境川水位が5.60メートル未満となったときは、機場のポンプを停止し、樋門を全開にしておくものとする。

（操作方法の特例）

第6条 管理者は、点検及び事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第7条 機場等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容



- (4) 第6条に該当するときは操作の理由
- (5) 操作した際行った、通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制

#### (洪水警戒体制の実施)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 内水位が標高5.60メートルを超え、さらに上昇するおそれがあるとき。  
(管理者は、内水位が標高5.30メートルに達し、更に上昇する恐れがあるとき、操作員に出動要請を行う。)
- (2) 境川について水防法に基づく洪水注意報、又は、洪水警報が行われたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (洪水警戒体制における措置)

第9条 管理者は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において機場等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 機場等を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 機場等の管理上必要な気象及び水象の情報の収集を密にすること。
- (4) その他機場等の管理上必要な措置をとること。

#### (洪水警戒体制の解除)

第10条 管理者は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

### 第四章 雑則

#### (点検及び整備)

第11条 管理者は、機場等及び機場等を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上（非出水期においては2か月に1回以上）、管理者の定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

#### (地震発生後の点検)

第12条 管理者は、気象庁の地震情報の「岐阜市」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに機場等及び機場等を操作するために必要な機械、器具等に

ついて点検を行うものとする。

(観測)

第13条 管理者は、境川水位、内水位その他機場等を操作するために必要な事項は、管理者の定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第14条 管理者は、機場等の管理に関する事項については、管理者の定めるところにより、記録を作成し、これを保存するものとする。

(細則)

第15条 この操作規程に定めるもののほか、この操作規程の実施のため必要な事項は、管理者が定めるものとする。

(附則)

この操作規程は、令和5年4月1日から施行する。

## ② 陸閘

1. 長良陸閘操作規則
2. 大宮陸閘操作規則
3. 長良南町陸閘操作要領
4. 材木町、今町、上茶屋町、大宮第二陸閘操作要領
5. 大前町、金碧町、法久寺町、築地陸閘操作要領
6. 港町陸閘No.215、217、218、224、225、226、227 操作要領
7. 鵜飼屋陸閘No.101、102、104、106、107、110、113、114、115、116、119、123、127 操作要領
8. 尻毛第1、旦ノ島陸閘操作規則
9. 古津陸閘操作要領
10. 山先陸閘操作要領
11. 雄総陸閘操作要領

# 1. 長良陸閘操作規則

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 陸閘の操作の方法等（第3条—第7条）
- 第3章 警報体制（第8条—第10条）
- 第4章 雑則（第11条—第15条）

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市長良地先木曾川水系長良川長良陸閘（以下「陸閘」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

### （操作の目的）

第2条 陸閘の操作は、長良川の洪水の堤内地への流入を防止することを目的とする。

## 第2章 陸閘の操作の方法等

### （洪水時における操作の方法）

第3条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県岐阜市長良地先長良橋水位観測所において測定した長良川の水位（以下「長良橋水位」という。）が標高19.88メートルを超え、更に上昇するおそれがあるときは、陸閘のゲートを全閉するものとする。

2 所長は、第1項により陸閘のゲートを操作した場合において、長良橋水位が標高19.88メートル未満であり、再び上昇するおそれなくなったときは、陸閘のゲートを全開するものとする。

3 所長は、第1項の操作を行っている場合において、長良橋水位が更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、長良橋水位が標高19.88メートル以下であるときは、陸閘のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において第3条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

第6条 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを操作するときは、細則で定めるところによりあらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを操作するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作等に関する記録)

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第6条の通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良橋水位が標高18.54メートルを超え、更に上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第9条 所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他陸閘の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

#### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第12条 所長は、「岐阜市（岐阜市が不明の場合は近隣市町村）」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(観測)

第13条 所長は、長良橋水位及びその他の陸閘を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第14条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、細則で定めるところにより、記録を作成し保存するものとする。

(細則)

第15条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

(附則)

この操作要領は、平成28年1月12日より施行する。

## 長良陸閘操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系長良川長良陸閘の操作については、操作規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この操作細則に定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 規則第6条第1項に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

2 規則第6条第2項に規定する警告は岐阜市水防計画に基づき実施するものとする。

(警戒体制における措置)

第3条 規則第9条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第4条 規則第9条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第5条 規則第11条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第6条 規則第12条に規定する点検は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物などの点検要領」により行うものとする。

(退避)

第7条 規則第3条第3項に規定する退避は、法久寺水防団詰所に退避するものとする。

(観測)

第8条 規則第13条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第9条 規則第14条に規定する記録は、別紙様式-1~5により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成28年1月12日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜土木事務所	加入電話
岐阜市役所	加入電話
岐阜北警察署	加入電話



## 2. 大宮陸閘操作規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第2条）
- 第2章 陸閘の操作の方法等（第3条―第7条）
- 第3章 警報体制（第8条―第10条）
- 第4章 雑則（第11条―第15条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市大宮町地先木曾川水系長良川大宮陸閘（以下「陸閘」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 陸閘の操作は、長良川の洪水の堤内地への流入を防止することを目的とする。

### 第2章 陸閘の操作の方法等

#### （洪水時における操作の方法）

第3条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県岐阜市長良地先長良橋水位観測所において測定した長良川の水位（以下「長良橋水位」という。）が標高19.88メートルを超え、更に上昇するおそれがあるときは、陸閘のゲートを全閉するものとする。

2 所長は、第1項により陸閘のゲートを操作した場合において、長良橋水位が標高19.88メートル未満であり、再び上昇するおそれがなくなったときは、陸閘のゲートを全開するものとする。

3 所長は、第1項の操作を行っている場合において、長良橋水位が更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができ

る。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、長良橋水位が標高19.88メートル以下であるときは、陸閘のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において第3条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

第6条 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを操作するときは、細則で定めるところによりあらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを操作するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作等に関する記録)

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第6条の通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良橋水位が標高18.54メートルを超え、更に上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第9条 所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他陸閘の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

#### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第12条 所長は、「岐阜市（岐阜市が不明の場合は近隣市町村）」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(観測)

第13条 所長は、長良橋水位及びその他の陸閘を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第14条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、細則で定めるところにより、記録を作成し保存するものとする。

(細則)

第15条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

(附則)

この操作要領は、平成28年1月12日より施行する。

## 大宮陸閘操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系長良川大宮陸閘の操作については、操作規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この操作細則に定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 規則第6条第1項に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。  
2 規則第6条第2項に規定する警告は岐阜市水防計画に基づき実施するものとする。

(警戒体制における措置)

第3条 規則第9条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第4条 規則第9条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第5条 規則第11条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第6条 規則第12条に規定する点検は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物などの点検要領」により行うものとする。

(退避)

第7条 規則第3条第3項に規定する退避は、長良橋又は金華山に退避するものとする。

(観測)

第8条 規則第13条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第9条 規則第14条に規定する記録は、別紙様式-1~5により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成28年1月12日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜土木事務所	加入電話
岐阜市役所	加入電話
岐阜北警察署	加入電話

### 3. 長良南町陸閘操作要領

#### 目次

- 第1章 総則（第1条―第2条）
- 第2章 陸閘の操作の方法等（第3条―第7条）
- 第3章 警報体制（第8条―第10条）
- 第4章 雑則（第11条―第15条）

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市長良地先木曾川水系長良川長良南町陸閘（以下「陸閘」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

##### （操作の目的）

第2条 陸閘の操作は、長良川の洪水の堤内地への流入を防止することを目的とする。

#### 第2章 陸閘の操作の方法等

##### （洪水時における操作の方法）

第3条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県岐阜市長良地先長良水位観測所において測定した長良川の水位（以下「長良橋水位」という。）が標高19.64メートルを超え、更に上昇するおそれがあるときは、陸閘のゲートを全閉するものとする。

2 所長は、前項により陸閘のゲートを全閉している場合において、長良橋水位が標高19.64メートル以下になったときは、陸閘のゲートを全開するものとする。

3 所長は、前条の操作を行っている場合において、長良水位観測所における水位が更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を

確立するものとする。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、長良橋水位が標高19.64メートル以下であるときは、陸閘のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前二条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

第6条 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作等に関する記録)

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第6条の通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良橋水位が標高18.30メートルを超え、更に上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第9条 所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他陸閘の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

#### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第12条 所長は、「岐阜市（岐阜市が不明の場合は近隣市町村）」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(観測)

第13条 所長は、長良橋水位及びその他の陸閘を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第14条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、細則で定めるところにより、記録を作成し保存するものとする。

(細則)

第15条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

(附則)



この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。

## 長良南町陸閘操作細則

### (通則)

第1条 木曾川水系長良川長良南町陸閘の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

### (警戒体制における措置)

第2条 規則第6条第1項に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

2 規則第6条第2項に規定する警告は岐阜市水防計画に基づき実施するものとする。

### (警戒体制における措置)

第3条 規則第9条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

### (関係機関との連絡)

第4条 規則第9条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

### (点検及び整備)

第5条 規則第11条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

### (地震発生後の点検)

第6条 規則第12条に規定する点検は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物などの点検要領」により行うものとする。

### (退避)

第7条 規則第3条第3項に規定する退避は、法久寺水防団詰所に退避するものとする。

### (観測)

第8条 規則第13条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第9条 規則第14条に規定する記録は、別紙様式-1~5により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜土木事務所	加入電話
岐阜市役所	加入電話
岐阜北警察署	加入電話

## 4. 材木町、今町、上茶屋町、大宮町第二陸閘操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第2条）
- 第2章 陸閘の操作の方法等（第3条―第7条）
- 第3章 警報体制（第8条―第10条）
- 第4章 雑則（第11条―第15条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市材木町地先木曾川水系長良川材木町陸閘、今町地先木曾川水系長良川今町陸閘、上茶屋町地先木曾川水系長良川上茶屋町陸閘、大宮町地先木曾川水系長良川大宮町第二陸閘（以下「陸閘」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 陸閘の操作は、長良川の洪水の堤内地への流入を防止することを目的とする。

### 第2章 陸閘の操作の方法等

#### （洪水時における操作の方法）

第3条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県岐阜市長良地先長良水位観測所において測定した長良川の水位（以下「長良橋水位」という。）が標高20.38メートルを超え、更に上昇するおそれがあるときは、材木町、今町、上茶屋町陸閘のゲートを全閉し、長良橋水位が標高19.63メートルを超え、更に上昇するおそれがあるときは、大宮町第二陸閘を全閉するものとする。

2 所長は、前項により陸閘のゲートを全閉している場合において、長良橋水位が標高20.38メートル以下になったときは、材木町、今町、上茶屋町陸閘のゲートを全開し、長良橋水位が標高19.63メートル以下になったときは、大宮町第二陸閘のゲートを全開するものとする。

3 所長は、前条の操作を行っている場合において、長良水位観測所における水位が更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状

況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、長良橋水位が標高20.38メートル以下であるときは、材木町、今町、上茶屋町陸閘のゲートを全開、長良橋水位が標高19.63メートル以下であるときは、大宮町第二陸閘のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前二条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

第6条 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作等に関する記録)

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第6条の通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 材木町、今町、上茶屋町陸閘については、長良橋水位が標高19.04メートルを超え、更に上昇のおそれがあるとき。大宮町第二陸閘については、長良橋水位が標高18.29メートルを超え、更に上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第9条 所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他陸閘の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

#### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第12条 所長は、「岐阜市（岐阜市が不明の場合は近隣市町村）」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(観測)

第13条 所長は、長良橋水位及びその他の陸閘を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第14条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、細則で定めるところにより、記録を作成し保存するものとする。

(細則)

第15条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

(附則)

この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。

## 材木町、今町、上茶屋町、大宮町第二陸閘操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系長良川材木町、今町、上茶屋町、大宮町第二陸閘の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 規則第6条第1項に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。  
2 規則第6条第2項に規定する警告は岐阜市水防計画に基づき実施するものとする。

(警戒体制における措置)

第3条 規則第9条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(関係機関との連絡)

第4条 規則第9条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第5条 規則第11条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第6条 規則第12条に規定する点検は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設

及び許可工作物などの点検要領」により行うものとする。

(退避)

第7条 規則第3条第3項に規定する退避は、長良橋又は金華山に退避するものとする。  
に退避するものとする。

(観測)

第8条 規則第13条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第9条 規則第14条に規定する記録は、別紙様式-1~5により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜土木事務所	加入電話
岐阜市役所	加入電話
岐阜中警察署	加入電話

## 5. 大前町、金碧町、法久寺町、築地陸閘操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 陸閘の操作の方法等（第3条—第7条）
- 第3章 警報体制（第8条—第10条）
- 第4章 雑則（第11条—第15条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市大前町地先木曾川水系長良川大前町陸閘、金碧町地先木曾川水系長良川金碧町陸閘、法久寺町地先木曾川水系長良川法久寺町陸閘、築地地先木曾川水系長良川築地陸閘（以下「陸閘」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 陸閘の操作は、長良川の洪水の堤内地への流入を防止することを目的とする。

### 第2章 陸閘の操作の方法等

#### （洪水時における操作の方法）

第3条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県岐阜市長良地先長良水位観測所において測定した長良川の水位（以下「長良橋水位」という。）が標高20.29メートルを超え、更に上昇するおそれがあるときは、陸閘のゲートを全閉するものとする。

2 所長は、前項により陸閘のゲートを全閉している場合において、長良橋水位が標高20.29メートル以下になったときは、陸閘のゲートを全開するものとする。

3 所長は、前条の操作を行っている場合において、長良水位観測所における水位が更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求め



ることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、長良橋水位が標高20.29メートル以下であるときは、陸閘のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前二条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

第6条 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作等に関する記録)

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第6条の通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良橋水位が標高18.95メートルを超え、更に上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

## (警戒体制における措置)

第9条 所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他陸閘の管理上必要な措置をとること。

## (警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

## 第4章 雑則

## (点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

## (地震発生後の点検)

第12条 所長は、「岐阜市（岐阜市が不明の場合は近隣市町村）」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

## (観測)

第13条 所長は、長良橋水位及びその他の陸閘を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

## (記録の作成と保存)

第14条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、細則で定めるところにより、記録を作成し保存するものとする。

## (細則)

第15条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

(附則)

この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。

## 大前町、金碧町、法久寺町、築地陸閘操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系長良川大前町、金碧町、法久寺町、築地陸閘の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 規則第6条第1項に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。  
2 規則第6条第2項に規定する警告は岐阜市水防計画に基づき実施するものとする。

(警戒体制における措置)

第3条 規則第9条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(関係機関との連絡)

第4条 規則第9条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第5条 規則第11条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第6条 規則第12条に規定する点検は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物などの点検要領」により行うものとする。

(退避)

第7条 規則第3条第3項に規定する退避は、法久寺水防団詰所に退避するものとする。に退避するものとする。

(観測)

第8条 規則第13条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第9条 規則第14条に規定する記録は、別紙様式-1~5により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜土木事務所	加入電話
岐阜市役所	加入電話
岐阜北警察署	加入電話

## 6. 港町陸閘No.215、217、218、224、225、226、227

### 操作要領

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 陸閘の操作の方法等（第3条—第7条）
- 第3章 警報体制（第8条—第10条）
- 第4章 雑則（第11条—第15条）

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市湊町地先木曾川水系長良川港町陸閘No.215、217、218、224、鏡岩地先木曾川水系長良川港町陸閘No.225、226、227（以下「陸閘」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

##### （操作の目的）

第2条 陸閘の操作は、長良川の洪水の堤外保全区域への流入を防止することを目的とする。

#### 第2章 陸閘の操作の方法等

##### （洪水時における操作の方法）

第3条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県岐阜市長良地先長良水位観測所において測定した長良川の水位（以下「長良橋水位」という。）が標高19.33メートルを超え、更に上昇するおそれがあるときは、陸閘のゲートを全閉するものとする。

2 所長は、前項により陸閘のゲートを全閉している場合において、長良橋水位が標高19.33メートル以下になったときは、陸閘のゲートを全開するものとする。

3 所長は、前条の操作を行っている場合において、長良水位観測所における水位が更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合

には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、長良橋水位が標高19.33メートル以下であるときは、陸閘のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前二条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

第6条 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作等に関する記録)

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第6条の通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良橋水位が標高17.99メートルを超え、更に上昇のおそれがあるとき。

(2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第9条 所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他陸閘の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

#### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第12条 所長は、「岐阜市（岐阜市が不明の場合は近隣市町村）」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(観測)

第13条 所長は、長良橋水位及びその他の陸閘を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第14条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、細則で定めるところにより、記録を作成し保存するものとする。

(細則)

第15条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

(附則)

この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。

## 港町陸閘No.215、217、218、224、225、226、227 操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系長良川港町陸閘No.215、217、218、224、225、226、227の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 規則第6条第1項に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。  
2 規則第6条第2項に規定する警告は岐阜市水防計画に基づき実施するものとする。

(警戒体制における措置)

第3条 規則第9条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第4条 規則第9条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第5条 規則第11条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第6条 規則第12条に規定する点検は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物などの点検要領」により行うものとする。

(退避)

第7条 規則第3条第3項に規定する退避は、長良橋又は金華山に退避するものとする。



る。に退避するものとする。

(観測)

第8条 規則第13条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第9条 規則第14条に規定する記録は、別紙様式-1~5により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜土木事務所	加入電話
岐阜市役所	加入電話
岐阜中警察署	加入電話

## 7. 鵜飼屋陸閘No.101、102、104、106、107、110、113、 114、115、116、119、123、127 操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 陸閘の操作の方法等（第3条—第7条）
- 第3章 警報体制（第8条—第10条）
- 第4章 雑則（第11条—第15条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市長良丘2丁目20-1番地先木曾川水系長良川鵜飼屋陸閘No.101、長良鵜飼屋町地先木曾川水系長良川鵜飼屋陸閘No.102、104、106、107、114、115、116、119、123、長良字鵜飼96-2番地先木曾川水系長良川鵜飼屋陸閘No.110、長良中鵜飼屋町地先木曾川水系長良川鵜飼屋陸閘No.113、長良旭町地先木曾川水系長良川鵜飼屋陸閘No.127（以下「陸閘」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 陸閘の操作は、長良川の洪水の堤外保全区域への流入を防止することを目的とする。

### 第2章 陸閘の操作の方法等

#### （洪水時における操作の方法）

第3条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県岐阜市長良地先長良水位観測所において測定した長良川の水位（以下「長良橋水位」という。）が標高19.64メートルを超え、更に上昇するおそれがあるときは、陸閘のゲートを全閉するものとする。

2 所長は、前項により陸閘のゲートを全閉している場合において、長良橋水位が標高19.64メートル以下になったときは、陸閘のゲートを全開するものとする。

3 所長は、前条の操作を行っている場合において、長良水位観測所における水位が更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

（平常時における操作の方法）

第4条 所長は、長良橋水位が標高19.64メートル以下であるときは、陸閘のゲートを全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第5条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前二条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

（通知及び警告）

第6条 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

（操作等に関する記録）

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第6条の通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

## (警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良橋水位が標高18.30メートルを超え、更に上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

## (警戒体制における措置)

第9条 所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他陸閘の管理上必要な措置をとること。

## (警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

## 第4章 雑則

## (点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

## (地震発生後の点検)

第12条 所長は、「岐阜市（岐阜市が不明の場合は近隣市町村）」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

## (観測)

第13条 所長は、長良橋水位及びその他の陸閘を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

## (記録の作成と保存)

第14条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、細則で定めるところにより、

記録を作成し保存するものとする。

(細則)

第15条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

(附則)

この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。

## 鵜飼屋陸閘No.101、102、104、106、107、110、113、 114、115、116、119、123、127 操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系長良川鵜飼屋陸閘No.101、102、104、106、107、110、113、114、115、116、119、123、127の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 規則第6条第1項に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。  
2 規則第6条第2項に規定する警告は岐阜市水防計画に基づき実施するものとする。

(警戒体制における措置)

第3条 規則第9条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第4条 規則第9条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第5条 規則第11条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第6条 規則第12条に規定する点検は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設

及び許可工作物などの点検要領」により行うものとする。

(退避)

第7条 規則第3条第3項に規定する退避は、法久寺水防団詰所に退避するものとする。  
に退避するものとする。

(観測)

第8条 規則第13条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第9条 規則第14条に規定する記録は、別紙様式-1~5により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜土木事務所	加入電話
岐阜市役所	加入電話
岐阜北警察署	加入電話

## 8. 尻毛第1、旦ノ島陸閘操作規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第2条）
- 第2章 陸閘の操作の方法等（第3条―第7条）
- 第3章 警報体制（第8条―第10条）
- 第4章 雑則（第11条―第15条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市尻毛地先木曾川水系伊自良川尻毛第1陸閘、旦ノ島地先木曾川水系伊自良川旦ノ島陸閘（以下「陸閘」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 陸閘の操作は、伊自良川の洪水の堤内地への流入を防止することを目的とする。

### 第2章 陸閘の操作の方法等

#### （洪水時における操作の方法）

第3条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜市木田柿ヶ瀬地先古川橋水位観測所において測定した伊自良川の水位（以下「古川橋水位」という。）が標高14.82メートル（5.39メートル）を超え、更に上昇するおそれがあるときは、陸閘のゲートを全閉するものとする。

2 所長は、前項により陸閘のゲートを全閉している場合において、古川橋水位が標高14.82メートル（5.39メートル）以下になったときは、陸閘のゲートを全開するものとする。

3 所長は、第1項の操作を行っている場合において、古川橋水位が更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求め

ることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。  
なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を  
確立するものとする。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、古川橋水位が標高14.82(5.39メートル)メートル以下である  
ときは、陸閘のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において第  
3条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

第6条 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めると  
ころにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところ  
により、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作等に関する記録)

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくもの  
とする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第6条の通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 古川橋水位が標高14.15メートル(4.72メートル)を超え、更に上昇の  
おそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。



(警戒体制における措置)

第9条 所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他陸閘の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

#### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第12条 所長は、「岐阜市（岐阜市が不明の場合は近隣市町村）」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(観測)

第13条 所長は、古川橋水位及びその他の陸閘を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第14条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、細則で定めるところにより、記録を作成し保存するものとする。

(細則)

第15条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

(附則)

この操作要領は、平成28年1月12日より施行する。

## 尻毛第1、且ノ島陸閘操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系伊自良川尻毛第1、且ノ島陸閘の操作については、操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 規則第6条第1項に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。  
2 規則第6条第2項に規定する警告は岐阜市水防計画に基づき実施するものとする。

(警戒体制における措置)

第3条 規則第9条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第4条 規則第9条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第5条 規則第11条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第6条 規則第12条に規定する点検は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物などの点検要領」により行うものとする。

(退避)

第7条 規則第3条第3項に規定する退避は、尻毛第1陸閘においては根尾川排水機場、且ノ島陸閘においては早田川排水機場に退避するものとする。

(観測)

第8条 規則第13条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第9条 規則第14条に規定する記録は、別紙様式-1~5により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成28年1月12日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜土木事務所	加入電話
岐阜市役所	加入電話
岐阜北警察署	加入電話

## 9. 古津陸閘操作要領

### 目次

- 第一章 総 則（第1条－第2条）
- 第二章 陸閘の操作の方法等（第3条－第8条）
- 第三章 洪水警戒体制（第9条－第12条）
- 第四章 雑 則（第13条－第14条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市古津地先の木曾川水系長良川長良古津陸閘（以下「陸閘」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 陸閘の操作は、長良川の洪水の堤内地への流入を防止することを目的とする。

### 第二章 陸閘の操作の方法等

#### （氾濫危険水位以下の洪水時における操作方法）

第3条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という。）は、国土交通省忠節水位観測所における長良川の水位（以下「忠節水位」という。）が、2.00メートル（標高14.56メートル）に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、陸閘の操作を開始し全閉するものとする。

2 忠節水位が下降して2.00メートル（標高14.56メートル）未満になり、さらに上昇のおそれがないときは、陸閘を開くものとする。

#### （氾濫危険水位を上回る洪水時における操作方法）

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位が5.50メートル（標高18.06メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、陸閘の操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものす

る。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

- 2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

(平水時における操作の方法)

- 第5条 所長は、忠節水位が2.00メートル（標高14.56メートル）未満のとき又は2.00メートル（標高14.56メートル）に達しても、さらに上昇のおそれがないときは陸閘を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

- 第6条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

- 第7条 所長は、陸閘を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、関係機関に通知するものとする。
- 2 陸閘を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

- 第8条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容・理由
- (4) 通知及び周知の状況
- (5) その他、参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 忠節水位が2.00メートル（標高14.56メートル）に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 長良川について水防法に基づく洪水注意報、洪水警報又は水防警報が発表されたとき。
- (3) その他、洪水が発生するおそれがあるとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 陸閘を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他陸閘の管理上必要な措置。

（洪水警戒体制の解除）

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

（水位観測）

第12条 所長は、洪水警戒体制にある間は、忠節水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

#### 第四章 雑則

（点検及び整備）

第13条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するための機械、器具等については、出水期の前後に点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

（記録の作成と提出）

第14条 操作員は、陸閘の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出すること。

(附則)

この操作規則は、平成4年4月1日から施行する。

(附則)

この操作規則は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 10. 山先陸閘操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 陸閘の操作の方法等（第3条—第7条）
- 第3章 警報体制（第8条—第10条）
- 第4章 雑則（第11条—第15条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市堀田町大字東野地先木曾川水系長良川山先陸閘（以下「陸閘」という）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 陸閘の操作は長良川の洪水の堤内地への流入を防止することを目的とする。

### 第2章 陸閘の操作の方法等

#### （洪水時における操作の方法）

第3条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という）は、雄総二線堤内地に長良川からの洪水が達し、更に水位が上昇し24.69メートル（陸閘敷高）を溢水するおそれがあるときは、陸閘を全閉するものとする。

2 所長は雄総二線堤内地の水位が24.69メートル（陸閘敷高）未満となり、引き続き上昇のおそれがないときは陸閘を全開するものとする。

3 所長は、前条の操作を行っている場合において、長良水位観測所における水位が更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。



(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、雄総二線堤内地において洪水のおそれがないときは、陸閘のゲートを全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第5条 所長は、事故、その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前二条に規定する方法以外の方法により、陸閘を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

第6条 所長は、第3条第1項により、陸閘を全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、第3条第1項により、陸閘を全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作等に関する記録)

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第6条の通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。

- (1) 雄総二線堤内地に長良川からの洪水が達するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第9条 所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 陸閘を操作するための必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。

(3) 陸閘の管理上必要な気象、水象の観測、関係機関との連絡ならびに情報の収集を密にすること。

(4) その他陸閘の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

#### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第12条 所長は、「岐阜市（岐阜市が不明の場合は近隣市町村）」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(観測)

第13条 所長は、長良橋水位及びその他の陸閘を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第14条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、細則で定めるところにより、記録を作成し保存するものとする。

(細則)

第15条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のための必要事項は細則で定める。

(附則)

この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。

## 山先陸閘操作細則

### (通則)

第1条 木曾川水系長良川山先陸閘の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによる。

### (警戒体制における措置)

第2条 規則第6条第1項に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。  
2 規則第6条第2項に規定する警告は岐阜市水防計画に基づき実施するものとする。

### (警戒体制における措置)

第3条 規則第9条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

### (関係機関との連絡)

第4条 規則第9条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

### (点検及び整備)

第5条 規則第11条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

### (地震発生後の点検)

第6条 規則第12条に規定する点検は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物などの点検要領」により行うものとする。

### (退避)

第7条 規則第3条第3項に規定する退避は、近傍のポンプ室建屋に対するものとする。

### (観測)

第8条 規則第13条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

### (記録等)

第9条 規則第14条に規定する記録は、別紙様式-1～5により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜土木事務所	加入電話
岐阜市役所	加入電話
岐阜北警察署	加入電話

## 1 1 . 雄総陸閘操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 陸閘の操作の方法等（第3条—第7条）
- 第3章 警報体制（第8条—第10条）
- 第4章 雑則（第11条—第15条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市雄総柳町3丁目21番地先木曾川水系長良川雄総陸閘（以下「陸閘」という）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 陸閘の操作は長良川の洪水の堤内地への流入を防止することを目的とする。

### 第2章 陸閘の操作の方法等

#### （洪水時における操作の方法）

第3条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という）は、雄総二線堤外地に長良川本川からの洪水が達するおそれがあるとき、又は内水の湛水により雄総二線堤外地の水位が標高20.69メートル（陸閘敷高）を超えるおそれがあるときは、陸閘を全閉するものとする。

2 所長は、前項により陸閘のゲートを全閉している場合において、長良川本川の水位が標高24.19メートル（長良水位観測所で標高21.79メートル）未満となり、本堤の安全が確認され引き続き水位上昇のおそれがなく、雄総二線堤外地の水位が標高20.69メートル（陸閘敷高）未満となったときは陸閘を全開するものとする。

3 所長は、前条の操作を行っている場合において、長良水位観測所における水位が更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求め

ることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平常時における操作の方法)

第4条 所長は、雄総二線堤外地において洪水のおそれがないときは、陸閘のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故、その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前二条に規定する方法以外の方法により、陸閘を操作することができるものとする。

(通知及び警告)

第6条 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、第3条第1項により陸閘のゲートを全閉するときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作等に関する記録)

第7条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第5条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第6条の通知及び警告の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。

- (1) 雄総二線堤外地に長良川本川からの洪水が達するおそれがあるとき、又は本川の水位が標高24.19メートルに達するおそれがあるとき。
- (2) 内水の湛水により雄総二線堤外地の水位が標高20.69メートル(陸閘敷高)

を超えるおそれがあるとき。

(3) その他洪水が発生するおそれがあるとき

(警戒体制における措置)

第9条 所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 陸閘を操作するための必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理に必要な気象、水象の観測、関係機関との連絡ならびに情報の収集を密にすること。
- (4) その他陸閘の管理に必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

#### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第12条 所長は、「岐阜市（岐阜市が不明の場合は近隣市町村）」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、すみやかに陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(観測)

第13条 所長は、長良橋水位及びその他の陸閘を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第14条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、細則で定めるところにより、記録を作成し保存するものとする。

(細則)

第15条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のための必要事項は細則で定める。

(附則)

この操作要領は、平成27年7月23日より施行する。

## 雄総陸閘操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系長良川雄総陸閘の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるものの他、この操作細則の定めるところによる。

(警戒体制における措置)

第2条 規則第6条第1項に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

2 規則第6条第2項に規定する警告は岐阜市水防計画に基づき実施するものとする。

(警戒体制における措置)

第3条 規則第9条第1号の規定については、職員の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(関係機関との連絡)

第4条 規則第9条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第5条 規則第11条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第6条 要領第12条に規定する点検及び整備は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物等の点検要領」により行うものとする。

(退避)

第7条 規則第3条第3項に規定する退避は、近傍のポンプ室建屋に退避するものと



する。

(観測)

第8条 規則第13条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第9条 規則第14条に規定する記録は、別紙様式-1~5により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜土木事務所	加入電話
岐阜市役所	加入電話
岐阜北警察署	加入電話

### ③ 樋門・樋管等

1. 新大江川ひ門操作要領
2. 日野悪水ひ管操作要領
3. 樋爪川排水ひ門操作要領
4. 東島ひ管操作要領
5. 一日市場悪水ひ管操作要領
6. 権現ひ管操作要領
7. 福満排水ひ管操作要領
8. 岩舟排水ひ管操作要領
9. 南柿ヶ瀬逆水樋門操作要領
10. 蛭川逆水樋門操作要領
11. 福富川逆水樋門操作要領
12. 石谷川逆水樋門及び南谷川逆水樋門操作要領
13. 岩崎逆水樋門操作要領
14. 大江川逆水樋門操作要領
15. 西洞川逆水樋門操作要領
16. 西洞川支川逆水樋門操作要領
17. 忠節用水逆水樋門操作要領
18. 中川原樋管操作要領

## 1. 新大江川ひ門操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 樋管等の操作の方法等（第5条－第10条）
- 第3章 警戒体制（第11条－第13条）
- 第4章 雑則（第14条－第18条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市茶屋新田地先木曾川水系長良川新大江川ひ門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋門の操作は、長良川の洪水の大江川への逆流を防止することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領において「機側操作」とは、樋門に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋門の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋門の操作は、第5条、第6条、第7条、第11条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

### 第2章 樋門の操作の方法等

#### （はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第5条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、樋門の長良川側の量水標において測定した長良川の水位（以下「長良川水位」という。）が標高5.00メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋門を操作するものとする。

- (1) 長良川から大江川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開して

おくこと。

- (2) 長良川から大江川への逆流が始まったときは、樋門のゲートを全閉すること。
  - (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、大江川の水位が長良川の水位より高くなったときは、これを全開すること。
  - (4) 大江川及び五十石排水路の水位調整は、調整ゲート第1号及び、調整ゲート第2号により、行うことができるものとする。
- 2 前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第6条 所長は、前条の操作を行っている場合において、墨俣水位観測所における水位が7.70メートル（標高11.92メートル）を超え、更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第7条 所長は、長良川水位が標高5.00メートル未満のときは、樋門ゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第8条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第9条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第8条に該当したときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第11条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良川水位が標高4.00メートルに達し、更に上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第12条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にすること。
- (4) その他樋門の管理上必要な措置。

(警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑則

(点検及び整備)

第14条 所長は、樋門及び樋門を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第15条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋門及び樋門等を行うために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

(1) 出水により24時間以内に墨俣水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。

(2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋門等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

2 前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋門等の点検を行うものとする。

(観測)

第16条 所長は、長良川水位、樋門の直上流及び直下流の水位、その他樋門を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第17条 所長は、樋門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第18条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

(附則)

改正後の本操作要領は、平成27年7月23日から施行する。

## 新大江川ひ門操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系長良川新大江川ひ門操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 要領第12条第1号の規定については、職員の呼集、作業分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第3条 要領第12条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第4条 要領第14条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第5条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物等の点検要領」により行うものとする。

(退避)

第6条 要領第6条に規定する退避は、大江川排水機場に退避するものとする。

(観測)

第7条 要領第16条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第8条 要領第17条に規定する記録は、別紙様式-1~4により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

## 2. 日野悪水ひ管操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 樋管の操作の方法等（第5条―第10条）
- 第3章 警戒体制（第11条―第13条）
- 第4章 雑則（第14条―第18条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市日野地先木曾川水系長良川日野悪水ひ管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋管の操作は、長良川の洪水の日野悪水路への逆流を防止することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領において「機側操作」とは、樋管に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋管の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管の操作は、第5条、第6条、第7条、第11条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

### 第2章 樋管の操作の方法等

#### （はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第5条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の長良川側の量水標において、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- (1) 長良川から日野悪水路へ逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開



しておくこと。

- (2) 長良川から日野悪水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
- (3) 樋管のゲートを全閉している場合において、日野悪水路の水位が長良川の水位より高くなったときは、これを全開すること。

2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第6条 所長は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5.50メートル（標高18.06メートル）を超え、更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第7条 樋管のゲートは、常時全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第8条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第9条 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第8条に該当したときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

#### (警戒体制の実施)

第11条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋管量水標において測定した長良川の水位（以下「長良川水位」という。）が0.50メートルをこえ、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 長良川について洪水注意報、洪水警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (警戒体制における措置)

第12条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にすること。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置。

#### (警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑則

#### (点検及び整備)

第14条 所長は、樋管及び樋管を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第15条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋管及び樋管等を操作するために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に忠節水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋管等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

2 前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

(観測)

第16条 所長は、長良川水位、樋管の直上流及び直下流の水位、その他樋管を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第17条 所長は、樋管の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第18条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

(附則)

改正後の本操作要領は、平成27年7月23日から施行する。

## 日野悪水ひ管操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系長良川日野悪水ひ管の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 要領第12条第1号の規定については、職員の呼集、作業分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第3条 要領第12条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第4条 要領第14条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第5条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物等の点検要領」により行うものとする。

(退避)

第6条 要領第6条に規定する退避は、日野揚排水機場に退避するものとする。

(観測)

第7条 要領第16条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第8条 要領第17条に規定する記録は、別紙様式-1~4により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

## 3. 樋爪川排水ひ門操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 樋管等の操作の方法等（第5条—第10条）
- 第3章 警戒体制（第11条—第13条）
- 第4章 雑則（第14条—第18条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市河渡地先木曾川水系長良川樋爪川排水ひ門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋門の操作は、長良川の洪水の樋爪川への逆流を防止することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領において「機側操作」とは、樋門に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋門の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋門の操作は、第5条、第6条、第7条、第11条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

### 第2章 樋門の操作の方法等

#### （はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第5条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、樋門の長良川側の量水標において、次の各号に定めるところにより樋門を操作するものとする。

- (1) 長良川から樋爪川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。

- (2) 長良川から樋爪川への逆流が始まったときは、樋門のゲートを全閉すること。
  - (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、樋爪川の水位が長良川の水位より高くなったときは、これを全開すること。
- 2 前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第6条 所長は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5.50メートル（標高18.06メートル）を超え、更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第7条 樋門のゲートは、常時全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第8条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

- 第9条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。
- 2 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

- 第10条 所長は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。
- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
  - (2) 気象及び水象の状況

- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第8条に該当したときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

#### (警戒体制の実施)

第11条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋門量水標において測定した長良川の水位（以下「長良川水位」という。）が7.60メートルをこえ、さらに上昇のおそれがあるとき。
- (2) 長良川について洪水注意報、洪水警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (警戒体制における措置)

第12条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にすること。
- (4) その他樋門の管理上必要な措置。

#### (警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑則

#### (点検及び整備)

第14条 所長は、樋門及び樋門を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

#### (地震発生後の点検)

第15条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋門及び樋門等を行うために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に墨俣水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋門等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

2 前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋門等の点検を行うものとする。

（観測）

第16条 所長は、長良川水位、樋門の直上流及び直下流の水位、その他樋門を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

（記録の作成と保存）

第17条 所長は、樋門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

（細則）

第18条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

（附則）

改正後の本操作要領は、平成27年7月23日から施行する。

## 樋爪川排水ひ門操作細則

（通則）

第1条 木曾川水系長良川樋爪川排水ひ門操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

（警戒体制における措置）

第2条 要領第12条第1号の規定については、職員の呼集、作業分担及び配置その他



必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第3条 要領第12条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第4条 要領第14条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第5条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物等の点検要領」により行うものとする。

(退避)

第6条 要領第6条に規定する退避は、糸貫川天王川排水機場に退避するものとする。

(観測)

第7条 要領第16条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第8条 要領第17条に規定する記録は、別紙様式-1~4により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

## 4. 東島ひ管操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 樋管の操作の方法等（第5条－第10条）
- 第3章 警戒体制（第11条－第13条）
- 第4章 雑則（第14条－第18条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市菅生字杵川地先木曾川水系長良川東島ひ管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋管の操作は、長良川の洪水の菅生排水路への逆流を防止することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領において「機側操作」とは、樋管に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋管の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管の操作は、第5条、第6条、第7条、第11条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

### 第2章 樋管の操作の方法等

#### （はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第5条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の長良川側の量水標において、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- (1) 長良川から菅生排水路へ逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開

しておくこと。

- (2) 長良川から菅生排水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
  - (3) 樋管のゲートを全閉している場合において、菅生排水路の水位が長良川の水位より高くなったときは、これを全開すること。
- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第6条 所長は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5.50メートル（標高18.06メートル）を超え、更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第7条 樋管のゲートは、常時全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第8条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第9条 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第8条に該当したときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

#### (警戒体制の実施)

第11条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋管量水標において測定した長良川の水位（以下「長良川水位」という。）が0.0メートルをこえ、さらに上昇のおそれがあるとき。
- (2) 長良川について洪水注意報、洪水警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (警戒体制における措置)

第12条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にすること。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置。

#### (警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑則

#### (点検及び整備)

第14条 所長は、樋管及び樋管を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第15条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋管及び樋管等を行うために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に忠節水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋管等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

2 前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

(観測)

第16条 所長は、長良川水位、樋管の直上流及び直下流の水位、その他樋管を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第17条 所長は、樋管の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第18条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

(附則)

改正後の本操作要領は、平成27年7月23日から施行する。

## 東島ひ管操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系長良川東島ひ管の操作については、操作要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 要領第12条第1号の規定については、職員の呼集、作業分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第3条 要領第12条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第4条 要領第14条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第5条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物等の点検要領」により行うものとする。

(退避)

第6条 要領第6条に規定する退避は、両満川排水機場に退避するものとする。

(観測)

第7条 要領第16条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第8条 要領第17条に規定する記録は、別紙様式-1~4により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

## 5. 一日市場悪水ひ管操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 樋管の操作の方法等（第5条―第10条）
- 第3章 警戒体制（第11条―第13条）
- 第4章 雑則（第14条―第18条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市一日市場地先木曾川水系伊自良川一日市場悪水ひ管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋管の操作は、伊自良川の洪水の一日市場排水路への逆流を防止することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領において「機側操作」とは、樋管に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋管の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管の操作は、第5条、第6条、第7条、第11条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

### 第2章 樋管の操作の方法等

#### （はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第5条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の伊自良川側の量水標において、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- (1) 伊自良川から一日市場排水路へ逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲート

を全開しておくこと。

(2) 伊自良川から一日市場排水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。

(3) 樋管のゲートを全閉している場合において、一日市場排水路の水位が伊自良川の水位より高くなったときは、これを全開すること。

2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第6条 所長は、前条の操作を行っている場合において、古川橋水位観測所における水位が5.70メートル(標高15.13メートル)を超え、更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員(以下「機側操作員」という。)に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求められることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第7条 樋管のゲートは、常時全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第8条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第9条 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。



- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第8条に該当したときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

#### (警戒体制の実施)

第11条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋管量水標において測定した伊自良川の水位（以下「伊自良川水位」という。）が8.00メートルをこえ、さらに上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (警戒体制における措置)

第12条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にすること。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置。

#### (警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑則

#### (点検及び整備)

第14条 所長は、樋管及び樋管を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第15条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋管及び樋管等进行操作するために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に古川橋水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋管等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

2 前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

(観測)

第16条 所長は、伊自良川水位、樋管の直上流及び直下流の水位、その他樋管を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第17条 所長は、樋管の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第18条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

(附則)

改正後の本操作要領は、平成27年7月23日から施行する。

## 一日市場悪水ひ管操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系伊自良川一日市場悪水ひ管の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 要領第12条第1号の規定については、職員の呼集、作業分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第3条 要領第12条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第4条 要領第14条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第5条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物等の点検要領」により行うものとする。

(退避)

第6条 要領第6条に規定する退避は、一日市場排水機場に退避するものとする。

(観測)

第7条 要領第16条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第8条 要領第17条に規定する記録は、別紙様式-1~4により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

## 6. 権現ひ管操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 樋管の操作の方法等（第5条―第10条）
- 第3章 警戒体制（第11条―第13条）
- 第4章 雑則（第14条―第18条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市木田字権現地先木曾川水系伊自良川権現ひ管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋管の操作は、伊自良川の洪水の権現排水路への逆流を防止することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領において「機側操作」とは、樋管に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋管の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管の操作は、第5条、第6条、第7条、第11条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

### 第2章 樋管の操作の方法等

#### （はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第5条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の伊自良川側の量水標において、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- (1) 伊自良川から権現排水路へ逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全

開しておくこと。

- (2) 伊自良川から権現排水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
  - (3) 樋管のゲートを全閉している場合において、権現排水路の水位が伊自良川の水位より高くなったときは、これを全開すること。
- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第6条 所長は、前条の操作を行っている場合において、古川橋水位観測所における水位が5.70メートル（標高15.13メートル）を超え、更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第7条 樋管のゲートは、常時全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第8条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第9条 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第8条に該当したときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

#### (警戒体制の実施)

第11条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋管量水標において測定した伊自良川の水位（以下「伊自良川水位」という。）が9.7メートルをこえ、さらに上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (警戒体制における措置)

第12条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にすること。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置。

#### (警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑則

#### (点検及び整備)

第14条 所長は、樋管及び樋管を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第15条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋管及び樋管等を行うために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に古川橋水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋管等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

2 前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次閉庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

(観測)

第16条 所長は、伊自良川水位、樋管の直上流及び直下流の水位、その他樋管を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第17条 所長は、樋管の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第18条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

(附則)

改正後の本操作要領は、平成27年7月23日から施行する。

## 権現ひ管操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系伊自良川権現ひ管の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 要領第12条第1号の規定については、職員の呼集、作業分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第3条 要領第12条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第4条 要領第14条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第5条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物等の点検要領」により行うものとする。

(退避)

第6条 要領第6条に規定する退避は、根尾川排水機場に退避するものとする。

(観測)

第7条 要領第16条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第8条 要領第17条に規定する記録は、別紙様式-1~4により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話



## 7. 福満排水ひ管操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 樋管の操作の方法等（第5条－第10条）
- 第3章 警戒体制（第11条－第13条）
- 第4章 雑則（第14条－第18条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市木田字馬場地先曾川水系伊自良川福満排水ひ管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋管の操作は、伊自良川の洪水の福満排水路逆流を防止することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領において「機側操作」とは、樋管に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋管の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管の操作は、第5条、第6条、第7条、第11条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

### 第2章 樋管の操作の方法等

#### （はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第5条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の伊自良川側の量水標において、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- (1) 伊自良川から福満排水路へ逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開しておくこと。

(2) 伊自良川から福満排水路への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。

(3) 樋管のゲートを全閉している場合において、福満排水路の水位が伊自良川の水位より高くなったときは、これを全開すること。

2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第6条 所長は、前条の操作を行っている場合において、古川橋水位観測所における水位が5.70メートル（標高15.13メートル）を超え、更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

(平水時における操作の方法)

第7条 樋管のゲートは、常時全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第8条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第9条 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

(1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第8条に該当したときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

#### (警戒体制の実施)

第11条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋管量水標において測定した伊自良川の水位（以下「伊自良川水位」という。）が10.0メートルをこえ、さらに上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (警戒体制における措置)

第12条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にすること。
- (4) その他樋管の管理上必要な措置。

#### (警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑則

#### (点検及び整備)

第14条 所長は、樋管及び樋管を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

#### (地震発生後の点検)

第15条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋管及び樋管等を行うために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

- (1) 出水により24時間以内に古川橋水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。
- (2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋管等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

2 前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

（観測）

第16条 所長は、伊自良川水位、樋管の直上流及び直下流の水位、その他樋管を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

（記録の作成と保存）

第17条 所長は、樋管の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

（細則）

第18条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

（附則）

改正後の本操作要領は、平成27年7月23日から施行する。

## 福満排水ひ管操作細則

（通則）

第1条 木曾川水系伊自良川福満排水ひ管の操作については、操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

（警戒体制における措置）

第2条 要領第12条第1号の規定については、職員の呼集、作業分担及び配置その他

必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第3条 要領第12条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第4条 要領第14条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第5条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物等の点検要領」により行うものとする。

(退避)

第6条 要領第6条に規定する退避は、根尾川排水機場に退避するものとする。

(観測)

第7条 要領第16条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第8条 要領第17条に規定する記録は、別紙様式-1~4により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

## 8. 岩舟排水ひ管操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 樋管の操作の方法等（第5条―第10条）
- 第3章 警戒体制（第11条―第13条）
- 第4章 雑則（第14条―第18条）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市長良志段見町地先木曾川水系長良川岩舟排水ひ管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋管の操作は、長良川の洪水の岩舟川への逆流を防止することを目的とする。

#### （用語の定義）

第3条 この操作要領において「機側操作」とは、樋管に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

#### （操作の基本方針）

第4条 樋管の操作の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 樋管の操作は、第5条、第6条、第7条、第11条に定める場合は機側操作を主たる操作方法とする。

### 第2章 樋管の操作の方法等

#### （はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第5条 木曾川上流河川事務所長（以下「所長」という。）は、樋管の長良川側の量水標において測定した長良川の水位（以下「長良川水位」という。）が標高23.70メートル（標高23.00メートルを0とした量水標の水位で0.70メートル）以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- (1) 長良川から岩舟川へ逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開しておくこと。
  - (2) 長良川から岩舟川への逆流が始まったときは、樋管のゲートを全閉すること。
  - (3) 樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の岩舟川側の量水標において測定した岩舟川の水位（以下「岩舟川水位」という。）が長良川水位より高くなったときは、これを全開すること。
- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第6条 所長は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5.50メートル（標高18.06メートル）を超え、更に上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、すみやかに操作体制を確立するものとする。

（平水時における操作の方法）

第7条 所長は、長良川水位が標高23.70メートル（標高23.00メートルを0とした量水標の水位で0.70メートル）未満のときは、樋管ゲートを全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第8条 所長は、事故、その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

（通知及び周知）

第9条 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 所長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第8条に該当したときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第11条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良川水位が標高22.60メートル(標高23.00メートルを0とした量水標の水位で-0.40メートル)に達し、さらに上昇のおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第12条 所長は、警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検(予備電源設備の試運転を含む。)及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にすること
- (4) その他樋管の管理上必要な措置。

(警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑則

(点検及び整備)



第14条 所長は、樋管及び樋管を操作するための機械、器具等については、細則で定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(地震発生後の点検)

第15条 所長は、「岐阜市」地域において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに樋管及び樋管等を操作するために必要な機械、器具等については点検を行うものとする。

(1) 出水により24時間以内に忠節水位観測所が水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれのある場合。

(2) 直前に発生した地震または出水、若しくはその他原因により樋管等が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合。

2 前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、樋管等の点検を行うものとする。

(観測)

第16条 所長は、長良川水位、樋管の直上流及び直下流の水位、その他樋管を操作するために必要な事項は、細則で定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第17条 所長は、樋管の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第18条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は細則で定める。

(附則)

改正後の本操作要領は、平成27年7月23日から施行する。

## 岩舟排水ひ管操作細則

(通則)

第1条 木曾川水系長良川岩舟排水ひ管の操作については、操作要領（以下「要領」と

いう。)に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによるものとする。

(警戒体制における措置)

第2条 要領第12条第1号の規定については、職員の呼集、作業分担及び配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関との連絡)

第3条 要領第12条第3号に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

(点検及び整備)

第4条 要領第14条に規定する点検及び整備は、別紙様式-1の事項について行うものとする。

(地震発生後の点検)

第5条 要領第15条に規定する点検及び整備は、別途に定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物等の点検要領」により行うものとする。

(退避)

第6条 要領第6条に規定する退避は、樋管の操作室建屋に退避するものとする。

(観測)

第7条 要領第16条に規定する観測は、毎正時に行うものとする。

(記録等)

第8条 要領第17条に規定する記録は、別紙様式-1~4により作成するものとする。

(附則)

この操作細則は平成27年7月23日より施行する。

別表

関係機関	連絡方法
岐阜市基盤整備部水防対策課	加入電話

## 9. 南柿ヶ瀬逆水樋門操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条—第2条）
- 第二章 樋門の操作の方法等（第3条—第8条）
- 第三章 洪水警戒体制（第9条—第12条）
- 第四章 雑則（第13条—第14条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市南柿ヶ瀬地先の木曾川水系板屋川・南柿ヶ瀬逆水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 操作は洪水が板屋川から合流支川への逆流を防止すること及び合流支川の洪水の排水を目的とする。

### 第二章 樋門の操作の方法等

#### （氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第3条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県御望水位観測所の水位（以下「御望水位」という。）が2.90メートル（標高22.95メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 板屋川から合流支川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 板屋川から合流支川へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、合流支川の水位が板屋川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。

#### （氾濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、御望水位が2.90メートル

(標高22.95メートル)を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

- 2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第7条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋門附属量水標で測定した板屋川の水位が1.00メートル(標高10.80メートル)を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 板屋川について水防法に基づく水防警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(水位観測)

第12条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

#### 第四章 雑則

(点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

(附則)

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 10. 蛭川逆水樋門操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条—第2条）
- 第二章 樋門の操作の方法等（第3条—第8条）
- 第三章 洪水警戒体制（第9条—第12条）
- 第四章 雑則（第13条—第14条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜市北柿ヶ瀬地先の木曾川水系板屋川・蛭川逆水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋門の操作は、板屋川の洪水の蛭川への逆流を防止すること及び蛭川の排水をすることを目的とする。

### 第二章 樋門の操作の方法等

#### （氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第3条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県御望水位観測所の水位（以下「御望水位」という。）が2.90メートル（標高22.95メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 板屋川から蛭川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 板屋川から蛭川へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、蛭川の水位が板屋川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。

#### （氾濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、御望水位が2.90メートル（標高22.95メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地

の浸水、水防活動の状況（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

- 2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

（平水時における操作の方法）

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

（通知及び周知）

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第7条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制



(洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋門附属量水標で測定した板屋川の水位が1.50メートル(標高10.133メートル)を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 板屋川について水防法に基づく水防警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(水位観測)

第12条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

#### 第四章 雑則

(点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に

整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

(附則)

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 1 1. 福富川逆水樋門操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条—第2条）
- 第二章 樋門の操作の方法等（第3条—第8条）
- 第三章 洪水警戒体制（第9条—第12条）
- 第四章 雑則（第13条—第14条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市溝口地先の木曾川水系長良川・福富川逆水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋門の操作は、長良川の洪水の福富川への逆流を防止すること及び福富川の排水をすることを目的とする。

### 第二章 樋門の操作の方法等

#### （氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第3条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という。）は、国土交通省芥見水位観測所の水位（以下「芥見水位」という。）が7.30メートル（標高32.094メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 長良川から福富川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 長良川から福富川へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、福富川の水位が長良川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。

#### （氾濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、芥見水位が7.30メートル

(標高32.094メートル)を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

- 2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第7条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋門附属量水標で測定した長良川水位が2.50メートル（標高29.273メートル）を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 長良川について水防法に基づく洪水注意報又は洪水警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(水位観測)

第12条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

#### 第四章 雑則

(点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

(附則)

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 1 2. 石谷川逆水樋門及び南谷川逆水樋門操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条—第2条）
- 第二章 樋門の操作の方法等（第3条—第8条）
- 第三章 洪水警戒体制（第9条—第12条）
- 第四章 雑則（第13条—第14条）

### 第一章 総則

（趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市石谷地先の木曾川水系伊自良川・石谷逆水樋門と南谷川逆水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第2条 樋門の操作は、伊自良川の洪水の石谷川及び南谷川への逆流を防止すること及び石谷川と南谷川の排水をすることを目的とする。

### 第二章 樋門の操作の方法等

（氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第3条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県伊自良水位観測所の水位（以下「伊自良水位」という。）が2.50メートル（標高28.965メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 伊自良川から石谷川及び南谷川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 伊自良川から石谷川及び南谷川へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、石谷川及び南谷川の水位が長良川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。

（氾濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、伊自良水位が2.50メートル（標高28.965メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

（平水時における操作の方法）

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

（通知及び周知）

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第7条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項



### 第三章 洪水警戒体制

#### (洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 石谷逆水樋門附属量水標で測定した伊自良川の水位が3.70メートル（標高15.20メートル）を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 伊自良川について水防法に基づく水防警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置

#### (洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

#### (水位観測)

第12条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

### 第四章 雑則

#### (点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

(附則)

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 1 3. 岩崎逆水樋門操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条—第2条）
- 第二章 樋門の操作の方法等（第3条—第8条）
- 第三章 洪水警戒体制（第9条—第12条）
- 第四章 雑則（第13条—第14条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市岩崎地先の木曾川水系鳥羽川・岩崎逆水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋門の操作は、鳥羽川の洪水の西洞川への逆流を防止すること及び西洞川の排水をすることを目的とする。

### 第二章 樋門の操作の方法等

#### （氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第3条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県東深瀬水位観測所の水位（以下「東深瀬水位」という。）が3.20メートル（標高28.90メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 鳥羽川から西洞川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 鳥羽川から西洞川へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全開している場合において、西洞川の水位が鳥羽川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。

#### （氾濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、東深瀬水位が3.20メートル（標高28.90メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

（平水時における操作の方法）

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

（通知及び周知）

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第7条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制

#### (洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋門附属量水標で測定した鳥羽川水位が1.30メートル（標高18.60メートル）を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 鳥羽川について水防法に基づく水防警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置

#### (洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

#### (水位観測)

第12条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

### 第四章 雑則

#### (点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

(附則)

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 1 4. 大江川逆水樋門操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条—第2条）
- 第二章 樋門の操作の方法等（第3条—第8条）
- 第三章 洪水警戒体制（第9条—第12条）
- 第四章 雑則（第13条—第14条）

### 第一章 総則

（趣旨）

第1条 岐阜市日置江地先の木曾川水系境川・大江川逆水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第2条 樋門の操作は、境川の洪水の大江川への逆流を防止すること及び大江川の排水をすることを目的とする。

### 第二章 樋門の操作の方法等

（氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第3条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県馬橋水位観測所の水位（以下「馬橋水位」という。）が10.60メートル（標高10.60メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 境川から大江川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 境川から大江川へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、大江川の水位が境川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。

（氾濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、馬橋水位が10.60メートル

ル（標高10.60メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

- 2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

（平水時における操作の方法）

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

（通知及び周知）

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

- 2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第7条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制



(洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋門附属量水標で測定した境川水位が1.40メートル(標高4.20メートル)を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 境川について水防法に基づく水防警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(水位観測)

第12条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

#### 第四章 雑則

(点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

(附則)

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 15. 西洞川逆水樋門操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条—第2条）
- 第二章 樋門の操作の方法等（第3条—第8条）
- 第三章 洪水警戒体制（第9条—第12条）
- 第四章 雑則（第13条—第14条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市上岩崎地先の木曾川水系鳥羽川・西洞川逆水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋門の操作は、鳥羽川の洪水の西洞川への逆流を防止すること及び西洞川の排水をすることを目的とする。

### 第二章 樋門の操作の方法等

#### （氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第3条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県東深瀬水位観測所の水位（以下「東深瀬水位」という。）が3.20メートル（標高28.90メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 鳥羽川から西洞川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 鳥羽川から西洞川へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、西洞川の水位が鳥羽川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。

#### （氾濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、東深瀬水位が3.20メートル（標高28.90メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

（平水時における操作の方法）

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

（通知及び周知）

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第7条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制

#### (洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋門附属量水標で測定した鳥羽川水位が1.20メートル（標高19.20メートル）を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 鳥羽川について水防法に基づく水防警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置

#### (洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

#### (水位観測)

第12条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

### 第四章 雑則

#### (点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

(附則)

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 16. 西洞川支川逆水樋門操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条—第2条）
- 第二章 樋門の操作の方法等（第3条—第8条）
- 第三章 洪水警戒体制（第9条—第12条）
- 第四章 雑則（第13条—第14条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市上岩崎地先の木曾川水系鳥羽川・西洞川支川逆水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋門の操作は、鳥羽川の洪水の西洞川支川への逆流を防止すること及び西洞川支川の排水をすることを目的とする。

### 第二章 樋門の操作の方法等

#### （氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第3条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という。）は、岐阜県東深瀬水位観測所の水位（以下「東深瀬水位」という。）が3.20メートル（標高28.90メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 鳥羽川から西洞川支川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 鳥羽川から西洞川支川へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、西洞川支川の水位が鳥羽川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。

(氾濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、東深瀬水位が3.20メートル（標高28.90メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第7条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項



### 第三章 洪水警戒体制

#### (洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋門附属量水標で測定した鳥羽川水位が1.00メートル（標高19.70メートル）を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 鳥羽川について水防法に基づく水防警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置

#### (洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

#### (水位観測)

第12条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

### 第四章 雑則

#### (点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

(附則)

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 17. 忠節用水逆水樋門操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 樋門の操作の方法等（第3条－第8条）
- 第3章 洪水警戒体制（第9条－第12条）
- 第4章 雑則（第13条－第14条）

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第1条 岐阜県岐阜市元浜町地先の木曾川水系長良川・忠節用水逆水樋門（以下「樋門」という。）及び河川坂路部の転倒ゲートの操作については、この操作要領の定めるところによる。

#### （操作の目的）

第2条 樋門の操作は、長良川の洪水の忠節用水への逆流を防止すること及び忠節用水の排水をすることを目的とする。

### 第二章 樋門の操作の方法等

#### （氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

第3条 岐阜土木事務所長（以下「所長」という。）は、国土交通省忠節水位観測所の水位（以下「忠節水位」という。）が5.50メートル（標高18.06メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 長良川から忠節用水へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 長良川から忠節用水へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、忠節用水の水位が長良川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。
- (4) 河川坂路部の転倒ゲートの操作は、国土交通省所管の「港町陸閘No.215、217、218、224、225、226、227操作要領」に基づき行うものとする

(氾濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位が5.50メートル(標高18.06メートル)を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 第7条の通知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

### 第三章 洪水警戒体制

#### (洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 国土交通省忠節水位観測所で測定した長良川水位が2.00メートル(標高14.56メートル)を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 長良川について水防法に基づく洪水注意報又は洪水警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置

#### (洪水警戒体制の解除)

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

#### (水位観測)

第12条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

### 第四章 雑則

#### (点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

(附則)

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 18. 中川原樋管操作要領

### 目次

- 第一章 総則（第1条―第2条）
- 第二章 樋管の操作の方法等（第3条―第8条）
- 第三章 洪水警戒体制（第9条―第11条）
- 第四章 雑則（第12条―第16条）

### 第一章 総則

（趣旨）

第1条 岐阜市雄総中川原地先木曾川水系長良川中川原排水樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第2条 樋管の操作は、長良川の洪水の雄総中川原排水路への逆流を防止すること及び雄総中川原排水路の排水をすることを目的とする。

### 第二章 樋管の操作の方法等

（はん濫危険水位以下の洪水時における操作の方法）

第3条 岐阜市長（以下「市長」という。）は、樋管の長良川側の量水標において、次の各号に定めるところにより樋管を操作するものとする。

- (1) 長良川から雄総中川原排水路へ逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開しておくこと。
- (2) 長良川から雄総中川原排水路へ逆流が始まったときは、樋管のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋管のゲートを全閉している場合において、雄総中川原排水路の水位が長良川の水位より高くなったときは、これを速やかに全開すること。

（はん濫危険水位を上回る洪水時における操作の方法）

第4条 市長は、前条の操作を行っている場合において、忠節水位観測所における水位が5.50メートル（標高18.06メートル）を超え、さらに上昇が見込まれると

きは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、樋管に設置した操作室において、河川や河川利用、背後他の状況等を目視で確認しながら行う操作（以下「機側操作」という。）を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、市長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。なお、水位が低下し安全に操作が行えるようになった場合は、速やかに操作体制を確立するものとする。

（平水時における操作の方法）

第5条 樋管のゲートは、常時全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第6条 市長は、事故、修繕その他やむを得ない事情のあるときは、必要の限度において前三条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

（通知及び周知）

第7条 市長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 市長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

（操作に関する記録）

第8条 樋管を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第6条に該当したときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項



### 第三章 洪水警戒体制

#### (洪水警戒体制の実施)

第9条 市長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋管量水標において測定した長良川の水位（以下「長良川水位」という。）が標高20.00メートルを超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 長良川について水防法に基づく洪水注意報又は洪水警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (洪水警戒体制における措置)

第10条 市長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にすること。

- (4) その他樋管の管理上必要な措置をとること。

#### (洪水警戒体制の解除)

第11条 市長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

### 第四章 雑則

#### (点検及び整備)

第12条 市長は、樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等については、毎月1回以上、市長の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

#### (地震発生後の点検)

第13条 市長は、気象庁の地震情報の「岐阜市」地域において震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに樋管及び樋管を操作するため必要な機械、器具等について点検を行うものとする。

(観測)

第14条 市長は、長良川水位、樋管の直上流及び直下流の水位、その他樋管を操作するために必要な事項は、市長の定めるところにより観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第15条 市長は、樋管の管理に関する事項については、市長の定めるところにより点検簿、日報、月報、年報等の記録を作成し、これを保存するものとする。

(その他)

第16条 本操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は市長が定めるものとする。

(附則)

この操作要領は、平成14年3月27日（管理引継日）から施行する。

(附則)

この操作要領は、令和2年6月1日から施行する。

## (3) 関係法令等

1. 水防法
2. 岐阜市水防団設置条例
3. 岐阜市水防団設置条例施行規則
4. 岐阜市水防協議会条例
5. 岐阜市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に  
関する条例
6. 岐阜市水防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例
7. 岐阜市水防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則
8. 岐阜市水防団員服制規則
9. 岐阜市消防団員等公務災害補償条例
10. 木曾川右岸地帯水防事務組合格約
11. 岐阜市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設  
の用途及び規模を定める条例
12. 水防団派遣職員について

# 1. 水防法

昭和24年6月4日

法律 第193号

最終改正 令和5年5月31日

令和5年 法律第37号

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組

合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。
- 6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
- 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第二章 水防組織

### （市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

### （水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設け

なければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものの中から選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者の中から選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者の中から選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行

う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）



第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動

#### (河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

#### (国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都

道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省

令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必

要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある

ものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必



要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、

浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消

防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機

関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)



第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

#### 第四章 指定水防管理団体

##### (水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

##### (水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

##### (水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることがで

きる。

## 第五章 水防協力団体

### (水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

### (水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### (水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

### (監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

#### 第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防

止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）

の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日  
〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二〇年一月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

## 2. 岐阜市水防団設置条例

昭和32年4月1日

条例第16号

最終改正：令和4年12月19日条例第45号

(目的)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第6条第2項の規定に基き水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長(以下団長という。)及び水防団員(以下団員という。)の定員、任免、給与及び服務に関する事項を定めることを目的とする。

(名称、区域)

第2条 水防団の名称及び区域は、別表第1のとおりとする。

(定員)

第2条の2 水防団の定員は、1,764人以内とする。

(組織)

第3条 水防団は、団長及び団員(以下団長等という。)をもって組織する。

2 水防団には必要に応じて副団長、分団長、副分団長、部長及び班長(以下「役員」という。)を置くことができる。

(任命等)

第4条 団長等の任命は、次の各号の資格を有する者でなければならない。

- (1) 水防団の区域に居住する者又は勤務する者(団員にあつては、これらの者であった者で団長が認めるものを含む。)
  - (2) 志操堅固で、かつ身体強健な者
  - (3) 年齢18歳以上の者
- 2 団長は水防団の推せん<sup>レ</sup>に基き水防管理者(以下「管理者」という。)が、これを任命し、一定の事由により罷免する。
- 3 団長は管理者の承認を得て団員を任命し、一定の事由により罷免する。
- 4 第2項又は前項の規定により任命された者が次の各号に掲げる年齢に達したときは、その日の属する年度の末日をもってその任を解くものとする。
- (1) 団長 年齢73歳
  - (2) 副団長及び分団長 年齢70歳
  - (3) 副分団長、部長及び班長 年齢68歳
  - (4) 団員(前2号に掲げる者を除く。) 年齢65歳



(任期)

第5条 団長及び役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

(退職)

第6条 団長等が退職しようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(懲戒)

第7条 団長等であって次の各号の一に該当するものがあるときは、任命権者は、これを懲戒する。

- (1) 水防に関する法令又は条例に違反したとき
- (2) 職務上の義務に違背し、又は怠ったとき
- (3) 団長等たるにふさわしくない非行があったとき
- (4) 団の運営又は統制を乱す行為をしたとき

第8条 団長が団員の懲戒を行ったときは、その旨速やかに管理者に報告しなければならない。

第9条 前条の懲戒は、次の区分によりこれを行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は、1箇月以内の期間を定めてこれを行う。

(服務、規律)

第10条 団長は団の事務を統轄し、団員を指揮、監督して職務を遂行し管理者に対し、その責に任ずるものとする。

第11条 団員は、上司の指揮監督を受け、水防の事務をつかさどる。ただし、災害の発生を知ったときは、指揮を受けない場合であってもあらかじめ指示するところに従い、直ちに出勤し服務を行うものとする。

第12条 団長が事故のため職務に従事できないときは副団長、団長及び副団長ともに事故のため職務に従事できないときは分団長以下の階級にある団員が、あらかじめ団長が定める順序に従い団長の職務を行う。

第13条 団長等であって、5月からその年の10月までの間において10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては管理者に、団員にあつては団長に届け出なければならない。ただ

し、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第14条 団長等は、警戒警報の発令があったとき、その他特に警戒を要する事態の発生を認めるときは、出動に支障をきたさないようにしなければならない。

第15条 団長等は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害に際しては、身を挺してこれに当る心構えを持つこと。
- (2) 規則を遵守して、上司の指揮監督の下に上下一体事にあたること。
- (3) 上下同僚の間は、互いに敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くすること。
- (4) 職務に関し、金品の寄贈又は饗応、接待を要求しないこと。
- (5) 職務上知得した秘密を、他にもらさないこと。
- (6) 水防団又は団長等の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し又はこれに加担し又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。
- (7) 水防団又は団長等の名義をもって、みだりに寄附を募り、又は営利的行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしないこと。
- (8) 団長等は常に備蓄資材及び器具を整頓し、維持管理にあたり、職務の外にこれを使用しないこと。

(出動)

第16条 水防団は管理者の命令を受けることなく出動区域外の災害現場に出動してはならない。

第17条 水防団が災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、留意しなければならない。

- (1) 管理者の所轄の下に行動すること
- (2) 水防作業は、真摯に行うこと
- (3) 相互に連絡協調すること

(文書簿冊)

第18条 水防団は、次の文書簿冊を備え、常にこれを整頓しておかななければならない。

- (1) 団長等名簿
- (2) 水防団沿革誌
- (3) 備蓄資材及び器具台帳
- (4) 管内状勢図面
- (5) 金銭出納簿
- (6) 報酬支給簿

- (7) 給貸与品台帳
  - (8) 水防法規、例規綴
  - (9) 日誌
  - (10) 雑書綴
  - (11) 管内水害記録簿
- (教養及び訓練)

第19条 団長は、団員の品位の保持及び技能の向上に努め、年1回以上訓練を実施しなければならない。

(茜部水防団、柳津東水防団、柳津西水防団、厚見水防団及び長森南水防団に係る特例)

第19条の2 第10条から前条までの規定にかかわらず、茜部水防団、柳津東水防団、柳津西水防団、厚見水防団及び長森南水防団における服務、規律等に関しては、木曾川右岸地帯水防事務組合水防団設置条例（昭和53年木曾川右岸地帯水防事務組合条例第1号）第12条から第21条までの規定を適用する。

(給与)

第20条 団長等には、別表第2の年額報酬を支給する。

- 2 団長等が水災害、警戒又は訓練のため出動し、職務に従事する場合には、別表第3の出動報酬を支給する。

(費用弁償)

第20条の2 団長等が公務のため旅行した場合は、岐阜市職員旅費条例（昭和45年岐阜市条例第25号）の規定に基づき、団長にあつては同条例別表に規定する管理職員と、団員にあつては同表に規定するその他の職員とみなし、費用弁償を支給する。

(表彰)

第21条 水防団又は団長等が、その任務遂行にあたって特に功労が抜群であると認められる場合は、管理者において表彰することができる。

第22条 表彰は、次の区分によりこれを行う。

- (1) 表彰状
  - (2) 功績章
- 2 表彰状は、水防団又は団長等で災害の予防、警戒、防ぎよ及び災害現場における水防業務遂行上その功績が極めて顕著で他の模範とすべき者に対し贈与する。
- 3 功績章は、身を挺して災害防ぎよにあたり又は災害を未然に防ぎ、特に功績のあった団長等に贈与する。

(服制)

第23条 水防団員の服制については、規則の定めるところによる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(柳津町の編入に伴う経過措置)

2 柳津町の編入の日前に、境川右岸下流地帯水防事務組合水防団設置条例（昭和37年境川右岸下流地帯水防事務組合条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(茜部水防団、柳津東水防団、柳津西水防団及び厚見水防団の設置に伴う経過措置)

3 令和3年4月1日前に、木曾川右岸地帯水防事務組合の非常勤水防団員であった者（茜部水防団、柳津東水防団、柳津西水防団及び厚見水防団に限る。）で引き続き別表第1に規定する水防団の非常勤水防団員となったものに係る木曾川右岸地帯水防事務組合水防団設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和32年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、各水防団結団の日からそれぞれ適用する。

附 則（昭和36年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、水防団結団の日から適用する。

附 則（昭和37年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、水防団結団の日から適用する。

附 則（昭和37年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、水防団結団の日から適用する。

附 則（昭和39年条例第31号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年条例第13号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第12号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第24号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第19号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第28号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第13号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第26号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第27号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第11号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第25号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第24号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第15号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第24号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第23号）

この条例は、平成10年4月1日から施行し、改正後の第4条第4項の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年条例第49号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第24号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第56号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第99号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年条例第25号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第15号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第27号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第30号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第97号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第31号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第20号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第29号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第34号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第46号）

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第49号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第30号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	区域
日野水防団	日野小学校区一円
島水防団	島小学校区、城西小学校区及び早田小学校区一円
岩野田水防団	岩野田小学校区及び岩野田北小学校区一円
黒野水防団	黒野小学校区一円
方県水防団	方県小学校区一円
長良西水防団	長良西小学校区一円
長良水防団	長良小学校区及び長良東小学校区一円
常磐水防団	常磐小学校区一円
合渡水防団	合渡小学校区一円
金華水防団	岐阜小学校区の旧金華小学校区の区域
芥見水防団	芥見小学校区及び芥見東小学校区一円
藍川水防団	藍川小学校区一円



三輪水防団	三輪南小学校区及び三輪北小学校区一円
京郷水防団	岐阜小学校区の旧京町小学校区の区域及び明郷小学校区の旧本郷小学校区の区域
本荘水防団	本荘小学校区一円
鏡島水防団	鏡島小学校区一円
市橋水防団	市橋小学校区一円
日置江水防団	且格小学校区一円
加納水防団	加納小学校区及び加納西小学校区一円
三里水防団	三里小学校区一円
木田水防団	木田小学校区一円
鷺山水防団	鷺山小学校区一円
岩水防団	岩小学校区一円
西郷水防団	西郷小学校区一円
網代水防団	網代小学校区一円
則武水防団	則武小学校区一円
七郷水防団	七郷小学校区一円
鶉水防団	鶉小学校区一円
佐波水防団	柳津小学校区のうち境川以西の区域
茜部水防団	茜部小学校区一円
柳津東水防団	柳津小学校区のうち境川以東の地域（柳津町北塚、柳津町栄町、柳津町蓮池、柳津町東塚、柳津町本郷及び柳津町宮東に限る。）
柳津西水防団	柳津小学校区のうち境川以東の区域（柳津町梅松、柳津町丸野及び柳津町南塚に限る。）
厚見水防団	厚見小学校区一円
長森南水防団	長森南小学校区一円

別表第2（第20条関係）

階級	年額報酬の額
団長	59,500円
副団長	45,500円
分団長、副分団長	37,000円
部長、班長、団員	36,500円

別表第3（第20条関係）

区分	単位	出動報酬の額
水災害の場合	8時間	8,000円を超えない範囲内において規則で定める額
警戒の場合	8時間	3,500円を超えない範囲内において規則で定める額
訓練の場合	1日	3,500円を超えない範囲内において規則で定める額

### 3. 岐阜市水防団設置条例施行規則

平成17年3月2日

規則第5号

改正 令和4年3月30日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市水防団設置条例（昭和32年岐阜市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 条例第9条第1項に規定する戒告、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

(出動報酬の額)

第3条 条例別表第3に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 年額報酬は、9月及び翌年の3月の末日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に、それぞれ年額報酬の額の2分の1に相当する額を支給するものとする。

2 出動報酬は、出動した日の属する月の翌々月の25日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給するものとする。

(年額報酬の月割計算)

第5条 年額報酬は、新たに団員となり、又は退団した場合は、月割により計算する。

(費用弁償の支給方法)

第6条 第4条第2項の規定は、費用弁償の支給について準用する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第40号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	単位	出動報酬の額
水災害の場合	4時間以内	4,000円
	4時間を超え8時間以内	8,000円
	8時間を超える4時間までごと	4,000円加算
警戒の場合	8時間以内	3,500円
	8時間を超える8時間までごと	3,500円加算
訓練の場合	2時間以内	1,800円
	2時間を超える	3,500円

## 4. 岐阜市水防協議会条例

昭和32年4月1日

条例第17号

最終改正 平成24年3月29日条例第32号

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第34条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議するため、岐阜市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事務所)

第2条 協議会の事務所を岐阜市役所基盤整備部内に置く。

(組織)

第3条 協議会の会長の外、委員25人以内で組織する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第4条 関係行政機関の職員又は水防に関係のある団体の代表者である委員に事故があるときは、あらかじめその指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(任期)

第5条 関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者である委員の任期は、その職務にある期間とする。

- 2 前項以外の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 3 前項の委員は再任させることがある。
- 4 会長において特別の事由があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ又は解嘱することができる。

(招集)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(議事)

- 第7条 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協議会の秩序保持等)

第8条 協議会の秩序保持、議事の整理進行及び会議の事務の統轄は議長が行う。

(庶務)

第9条 協議会に幹事、書記各若干名を置き、会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(費用弁償)

第10条 会長、委員、幹事及び書記に対しては、予算の範囲内で市長の定めるところにより、給与及び費用弁償を支給することがある。

(委任)

第11条 この条例に定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和32年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第57号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第22号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 5. 岐阜市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

平成17年9月27日

条例第98号

最終改正 令和3年3月30日条例第49号

(目的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第6条の3の規定に基づき、水防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合にあつては、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、非常勤水防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第3条 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、当該上位の階級とする。

(勤務年数の算定)

第4条 勤務年数については、その者が非常勤水防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤水防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤水防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤水防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第5条 非常勤水防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第6条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤水防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤水防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤水防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
  - (3) 前号に該当しない子及び父母
- 2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の方が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

第7条 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 非常勤水防団員を故意に死亡させた者
- (2) 非常勤水防団員の死亡前に、当該非常勤水防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者  
(退職報償金支給の制限)

第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者  
(退職報償金支給の時期)

第9条 退職報償金は、非常勤水防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年5月2日以後に退職した非常勤水防団員について適用する。

(柳津町の編入に伴う経過措置)

- 2 柳津町の編入の日前に、境川右岸下流地帯水防事務組合の非常勤水防団員として勤務した期間（境川右岸下流地帯水防事務組合において岐阜市の条例を準用する条例（昭和54



年境川右岸下流地帯水防事務組合条例第6号)の規定により退職金に関し準用するこの条例の規定により非常勤水防団員として勤務していた期間に算入しないこととされているものを除く。)は、この条例の規定による勤務年数に合算するものとする。

(茜部水防団、柳津東水防団、柳津西水防団及び厚見水防団の設置に伴う経過措置)

- 3 令和3年4月1日前に、木曾川右岸地帯水防事務組合の非常勤水防団員であった者(茜部水防団、柳津東水防団、柳津西水防団及び厚見水防団に限る。)で引き続きこの条例に規定する非常勤水防団員となったものに係る木曾川右岸地帯水防事務組合における非常勤水防団員としての勤務期間については、この条例の規定による勤務年数に合算するものとする。

附 則 (平成17年条例第70号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第49号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の岐阜市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した非常勤水防団員(次項において「新条例の適用を受ける非常勤水防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤水防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤水防団員について支給された改正前の岐阜市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則 (平成26年条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の岐阜市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤水防団員(次項において「新条例の適用を受ける非常勤水防団員」という。)について適用し、同日前に退職した非常勤水防団員については、なお従前の例による。

- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤水防団員について支給された改正前の岐阜市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

附 則（令和3年条例第49号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定は令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
分団長及び副分団長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
部長及び班長	200,000円	272,000円	345,000円	422,000円	541,000円	711,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

## 6. 岐阜市水防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例

昭和58年10月4日

条例第20号

最終改正 平成18年12月26日条例第75号

(目的)

第1条 この条例は、岐阜市に勤務する水防団員（以下「団員」という。）に賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与することを目的とする。

(賞じゅつ金授与の要件)

第2条 市長は、団員が水防業務に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し又は障害の状態となった場合においては、賞じゅつ金を授与することができる。

(賞じゅつ金の種類及び金額)

第3条 賞じゅつ金の種類及び金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 殉職者賞じゅつ金は、490万円以上2,520万円以下とし、功労の程度によって定める。
- (2) 障害者賞じゅつ金は、2,060万円以下とし、別表に定める障害等級の区分ごとに功労の程度によって定める。

(殉職者特別賞じゅつ金)

第4条 市長は、団員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、第2条の規定による賞じゅつ金は、授与しない。

(授与の対象)

第5条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、殉職者の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び授与される順位等は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

(審査)

第6条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与については、岐阜市水防賞じゅつ金等審査委員会の審査を経なければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成4年条例第38号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜市水防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成4年4月1日以後に授与すべき事由の生じた賞じゅつ金について適用し、同日前に授与すべき事由が生じた賞じゅつ金については、なお従前の例による。

3 平成4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において新条例の規定を適用する場合、改正前の岐阜市水防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の規定に基づいて授与された賞じゅつ金は、新条例の規定に基づく賞じゅつ金の内払とみなす。

附 則（平成7年条例第39号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜市水防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成7年4月1日以後に授与すべき事由の生じた賞じゅつ金について適用し、同日前に授与すべき事由が生じた賞じゅつ金については、なお従前の例による。

3 平成7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において新条例の規定を適用する場合、この条例による改正前の岐阜市水防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の規定に基づいて授与された賞じゅつ金は、新条例の規定に基づく賞じゅつ金の内払とみなす。

附 則（平成18年条例第75号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜市水防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

別表 障害者賞じゅつ金（第3条関係）

障害等級	功労の程度による支給額
第1級	20,600,000円以下4,900,000円以上
第2級	15,500,000円以下4,600,000円以上
第3級	13,600,000円以下4,100,000円以上
第4級	12,100,000円以下3,600,000円以上
第5級	10,300,000円以下3,100,000円以上
第6級	9,000,000円以下2,800,000円以上
第7級	7,600,000円以下2,300,000円以上
第8級	6,400,000円以下1,900,000円以上

備考

- 1 障害等級は、政令第6条第3項及び第4項に定める障害等級による。
- 2 障害等級及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号）第3条第2項の規定の例による。

## 7. 岐阜市水防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則

昭和58年10月4日

規則第47号

最終改正 平成20年3月31日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市水防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和58年岐阜市条例第20号。以下「条例」という。）第6条に規定する岐阜市水防賞じゅつ金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長には基盤整備部に関する事務を副次的に担任する副市長を、委員には次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 基盤整備部に関する事務を主に担任する副市長
- (2) 財政部長
- (3) 行政部長
- (4) 市民病院長
- (5) 都市防災部長
- (6) 基盤整備部長
- (7) 水防協会長

2 委員長は、審査委員会に関する事務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

4 審査委員会は、委員長が招集し、議長となる。

5 審査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 審査委員会の庶務は、基盤整備部水防対策課において処理する。

(賞じゅつ金授与審査請求書の提出)

第3条 市長は、条例に基づく賞じゅつ金を授与する必要があると認めるときは、賞じゅつ金授与審査請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、審査委員会の委員長に提出しなければならない。

- (1) 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の場合

- ア 災害による／死亡／身体障害／証明書（様式第2号）
- イ 死亡診断書又はこれにかわるべき書類
- ウ 賞じゅつ金を受けるべき者が、条例第5条の規定による先順位者であることを証明するに足りる戸籍謄本又は除籍謄本（除籍謄本である場合又は賞じゅつ金を受けるべき者が殉職者と戸籍を異にする場合には、その者の戸籍抄本を添えるものとする。）
- エ 賞じゅつ金を受けるべき者の住民票の写し
- オ 賞じゅつ金を受けるべき者が、婚姻の届出をしていないが殉職者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明する書類
- カ 賞じゅつ金を受けるべき者が、配偶者（オに該当する者を含む。）以外の者であるときは、殉職者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証明する書類
- キ 殉職者が、遺言で賞じゅつ金を受けるべき者を指定したときは、その事実を証明する書類

(2) 障害者賞じゅつ金の場合

- ア 災害による／死亡／身体障害／証明書
- イ 医師の診断書

（審査委員会の招集及び審査結果の通知）

第4条 審査委員会の委員長は、前条に規定する賞じゅつ金授与審査請求を受けたときは、速やかに審査委員会を招集して審査を行い、その結果を文書をもって市長に通知するものとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審査委員会に関して必要な事項は、審査委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第8号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の岐阜市水防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



様式第1号(第3条関係)

賞じゅつ金授与審査請求書

災害を受けた者の職、氏名、生年月日、所属、課、署及び所団名			賞じゅつ金を受け るべき者の住所、氏 名 及 び 続 柄		
災害発生の原因 及びその状況					
功 績 の 程 度					
扶養親族の状況	妻・子	名	父 母 そ の 他	名	計 名
賞 じ ゅ つ 金 の 授 与 額	金 円				
添 付 書 類					
<p>上記の賞じゅつ金の授与について審査を請求します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岐阜市長</p> <p>岐阜市水防賞じゅつ金等審査委員会</p> <p style="text-align: center;">(あて先)委員長</p>					

様式第2号(第3条関係)

災害による 死 亡 証明書  
身体障害

災害を受けた者の職、氏名、生年月日、所属、課、署及び所団名	
災害発生の原因及びその状況	
上記の災害による 死 亡 で 身体障害 あることの理由	
<p>上記は、岐阜市水防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例第2条又は第4条第1項に規定する災害による 死 亡 身体障害 であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岐阜市基盤整備部長 ㊟</p>	

## 8. 岐阜市水防団員服制規則

昭和51年6月1日

規則第32号

最終改正 令和4年2月17日規則第4号

第1条 この規則は、岐阜市水防団設置条例（昭和32年岐阜市条例第16号）第23条の規定に基づき、水防団員の服制について定めることを目的とする。

第2条 水防団員の服制は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第46号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第101号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の別表の規定による服制は、改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

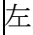
附 則（令和4年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

水防団員服制		
品 種	区 分	摘 要
礼服		
帽	色	ねずみ色とする。
	き章	金色金属製水防団き章とする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
	製式	ねずみ色の前庇及びビニール製あごひもを付ける。 あごひもの両端は、帽の両側において水防団き章を付けた径12ミリメートルの金色ボタン各1個でとめる。 形状は、図のとおりとする。

衣	色	ねずみ色とする。	
	製式	襟	開襟式
		前面	ボタンは、径20ミリメートルの金色水防団き章1列4個とする。 ポケットは、内ポケットとし、左胸部及び下部左右に各1個を付け、下部の左右のものには蓋を付ける。 形状は、図のとおりとする。
		袖章	ねずみ色しま織線を表半分にまとう。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
		帯	幅40ミリメートルの革帯又は衣と同色のもので取りはずしのできるものとし、帯前金具を付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。ただし、帯前金具については、類似する物で市長が認めるものをもって代えることができる。
襟章	左襟に水防団名を表わす。文字は楷書で1字おおむね10ミリメートルとし、ぬいとり又は打出金具を用いる。		
ズボン	色	衣に同じ。	
	製式	長ズボンとし、両脇及び後面の左右に各1個ポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。	
靴	色	黒色又は茶色革	
	製式	短長適宜	
ネクタイ	色・製式	紺色の織物	
作業服			
作業帽	色	青色とする。	
	製式	アポロキャップとし、前部に水防団き章及び月桂樹、“GIFU CITY”と文字を刺しゅうする。 後部に寸法調整装置を付ける。 形状は、図のとおりとする。	
安全帽	地質	強化合成樹脂又は堅ろうな材質とする。	
	き章	前部に水防団き章を付ける。	
	製式	円形とし、内部に頭部の振動を防ぐ装置を付ける。 あごひもは、合成繊維とする。 形状は、図のとおりとする。	
	周章	帽のまわりに1条から3条までの青色又は赤色の線を付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。	

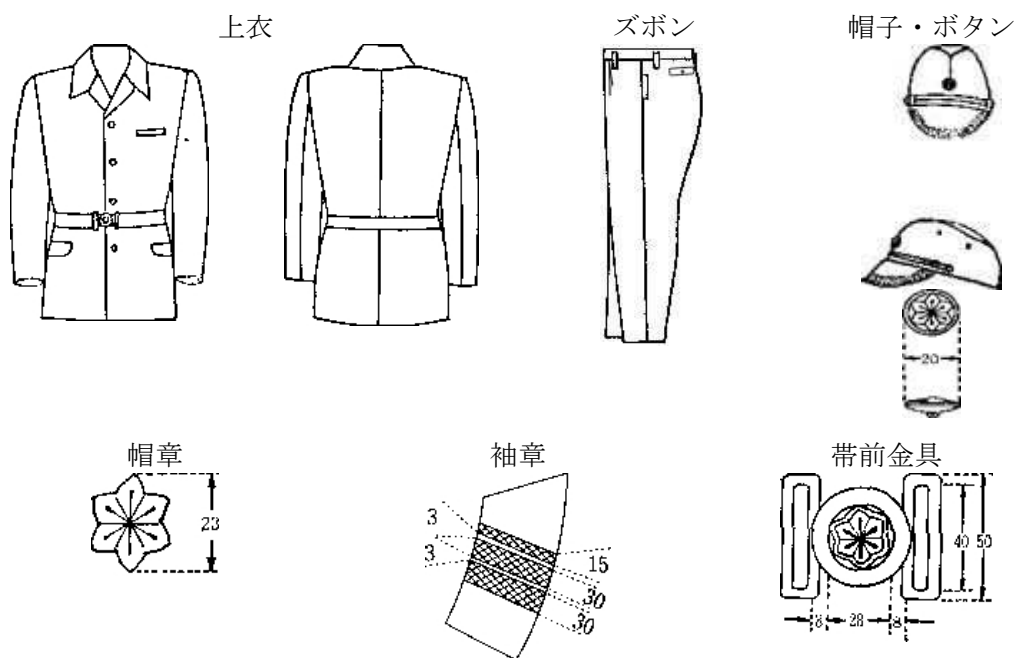
作業	色	紫色とし、胸及び背中上部、襟裏、袖口裏に黄色を配する。
上衣	製式	シャツカラーの長そでとし、非金属製のボタンを1行に付ける。 背中に“Flood Fighting Crew”及び“Gifu City”の文字を表示する。 左腕に“  水防団”と表示する。 形状は、図のとおりとする。
作業	色	紫色とする。
ズボン	製式	長ズボンとし、両脇及び後面の左右に各1個のポケットを、両もも側方に雨ふた付ポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。
作業	色	黒色とする。
靴	製式	つま先を保護した安全靴とする。
階級章		
団長		長さ50ミリメートル、幅40ミリメートルの空色絨台の上部に幅10ミリメートルの金色平織線1条、幅4ミリメートルのもの2条を施し、下部に径12ミリメートルの銀色水防団き章3個を付け、衣の右胸部に付ける。
副団長		銀色水防団き章2個を付ける。 他は、団長と同様とする。
分団長		上部に幅10ミリメートルの金色平織線1条、幅4ミリメートルのもの1条を施し、下部に径12ミリメートルの銀色水防団き章3個を付ける。 他は、団長と同様とする。
部長		銀色水防団き章2個を付ける。 他は、団長と同様とする。
班長		上部に幅10ミリメートルの金色平織線1条を施し、下部に径12ミリメートルの銀色水防団き章3個を付ける。 他は、団長と同様とする。
団員		銀色水防団き章2個を付ける。 他は、団長と同様とする。

形状及び寸法は、図のとおりとする。

備考 礼服は、団長のみとする。

図 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

礼服

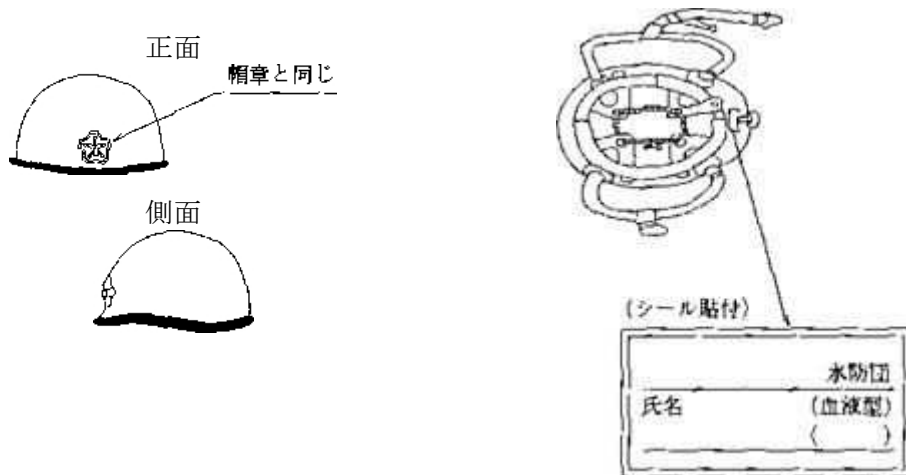


作業服

作業帽



安全帽



安全帽の段級周章

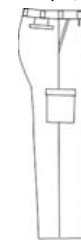
段 級	安全帽	周 章
団 長	8	赤青赤
	4	
副 団 長	8	青
	4	
分 団 長	4	青
副分団長	4	
部 長	8	青
班 長		
団 員	4	青



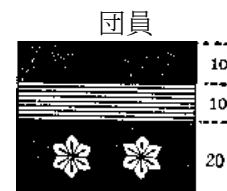
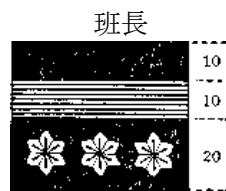
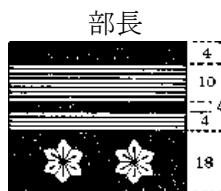
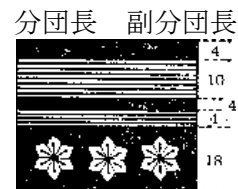
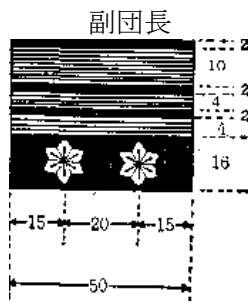
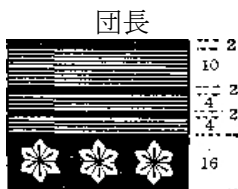
上衣



ズボン



階級章



## 9. 岐阜市消防団員等公務災害補償条例

平成7年3月29日

条例第23号

最終改正 令和4年3月30日条例第29号

岐阜市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年岐阜市条例第15号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項、消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3、水防法（昭和24年法律第193号）第6条の2第1項及び第45条並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。

- (1) 非常勤消防団員
- (2) 消防法第25条第1項若しくは第2項又は第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者
- (3) 消防法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者
- (4) 非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）
- (5) 水防法第24条の規定により水防に従事した者
- (6) 災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は災害対策基本法第65条第2項において準用する第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者

（損害補償を受ける権利）

第2条 非常勤消防団員等（前条各号に掲げる者をいう。以下同じ。）が、公務若しくは消防作業に従事し、救急業務に協力し、水防に従事し、若しくは応急措置の業務に従事したこと（以下「公務又は消防作業等」という。）により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務又は消防作業等による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は変更されることはない。



2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(審査請求)

第4条 本市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等によるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

(報告、出頭等)

第5条 市長は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者その他の関係人に対して、報告させ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(損害補償費の返還要求)

第6条 市長は、非常勤消防団員等に対してこの条例の規定により損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者がいるときは、市長は、その損害補償に要した費用に相当する金額を全部又は一部をその者から返還させることができる。

(非常勤消防団員等に係る基準を定める政令の適用)

第7条 この条例に定めるもののほか、損害補償の種類、補償の基礎額、補償額、補償の方法、補償の免責及び求償権その他損害補償の実施に関し必要な事項については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の規定の例による。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、平成7年1月1日以降において発生した事故に係る損害補償について適用し、同日前において発生した事故に係る公務災害補償については、なお従前の例による。

(災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の廃止)

3 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和37年岐阜市条例第28号)は、廃止する。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

- 4 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岐阜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（昭和32年条例第15号）」を「（平成7年岐阜市条例第23号）」に改める。

（岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

- 5 岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和54年岐阜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条中「（昭和32年岐阜市条例第15号）」を「（平成7年岐阜市条例第23号）」に改める。

（柳津町の編入に伴う経過措置）

- 6 柳津町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、柳津町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年柳津町条例第14号）又は境川右岸下流地帯水防事務組合において岐阜市の条例を準用する条例（昭和54年境川右岸下流地帯水防事務組合条例第6号）（以下「柳津町等条例」という。）の規定により非常勤消防団員等の損害補償に関しなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 7 編入日前に、柳津町等条例の規定により受けることができた損害補償で当該損害補償に要する費用の支払を編入日以後に受けるべきものについては、柳津町等条例の例による。

附 則（平成8年条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の岐阜市消防団員等公務災害補償条例第1条の規定は、平成8年1月25日以後において発生した事故に係る損害補償について適用する。

附 則（平成11年条例第40号）

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第81号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成12年6月16日から適用する。

附 則（平成17年条例第70号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第52号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第29号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 10. 木曾川右岸地帯水防事務組合格約

昭和37年5月31日

議決

最終改正 平成18年12月13日議決

### 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、木曾川右岸地帯水防事務組合（以下「組合」という。）と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次に掲げる市及び町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

岐阜市、羽島郡笠松町、同郡岐南町、各務原市

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる区域における水防に関する事務を共同処理する。

岐阜市厚見、長森南、長森北、長森西、長森東及び茜部並びに旧柳津町の境川以東の区域

羽島郡笠松町

同郡岐南町

各務原市（旧蘇原町、旧鶉沼町及び旧川島町を除く。）

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、羽島郡笠松町新町羽島郡団体事務所内に置く。

### 第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、20人とし、関係市町の定数は次のとおりとする。

岐阜市 8人

羽島郡笠松町 4人

同郡岐南町 5人

各務原市 3人

(組合議員の選挙の方法等)

第6条 組合議員は、関係市町の議会において、関係市町の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから、次の表に掲げる区分により選挙する。

関係市町名	関係市町の長の推薦に基づき選挙する議員数	関係市町の長の推薦に基づかないで選挙する議員数
岐阜市	4人	4人
羽島郡笠松町	2人	2人
同郡岐南町	2人	3人
各務原市	1人	2人

2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市町において、直ちに欠員の組合議員を選挙しなければならない。

3 組合議員は、組合の管理者又は副管理者と兼ねることができない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、4年とする。

2 補欠議員の任期は、前任議員の残任期間とする。

(選挙の結果の告示等)

第8条 関係市町の議会において議員の選挙が終了したときは、当該関係市長の長は、直ちにその結果を管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちに当選者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(議長及び副議長)

第9条 組合の議会に議長及び副議長1人を置き組合の議会において議員の中から選挙する。

2 議長に事故あるとき又は欠けたときは、副議長が議長の職務を行なう。

### 第3章 執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者)

第10条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者は、笠松町の長の職にある者をもってこれに充てる。

3 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任し、その任期は4年とする。

4 会計管理者は、笠松町の会計管理者の職にある者をもってこれに充てる。

(組合の補助職員)

第11条 組合に必要な職員を置き、管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちか

ら、それぞれ1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

#### 第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、関係市町の負担金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 前項の負担金の分賦方法は、組合の議会の議決を経てこれを定める。

(委任)

第14条 この規約の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規約は、組合設立許可の日から施行する。

附 則 (昭和38年7月19日議決)

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年3月20日議決)

- 1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。
- 2 改正後の木曾川右岸地帯水防事務組合格約第5条に規定する関係市町の組合議員の定数及び第6条第1項に規定する選出区分による議員数は、次の一般選挙から適用する。

附 則 (昭和57年7月7日議決)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和61年3月25日議決)

- 1 この規約は、知事の認可のあった日から施行する。
- 2 改正後の木曾川右岸地帯水防事務組合格約第5条に規定する関係市町の組合議員の定数及び第6条第1項に規定する選出区分による議員数は、次の一般選挙から適用する。

附 則 (平成4年3月26日議決)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成17年9月26日議決)

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日議決)

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成18年12月13日議決)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に助役である者は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）に、この規約による改正後の第10条第3項の規定により、副管理者として選任されたものとみなす。この場合において、選任されたものとみなされる者の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日におけるこの規約による改正前の第10条第3項の規定により選任された助役としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 1 1 . 岐阜市地域防災計画に定める大規模な工場 その他の施設の用途及び規模を定める条例

平成26年12月12日

条例第89号

最終改正：平成27年9月30日条例第68号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ハの規定に基づき、岐阜市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模を定めるものとする。

(用途及び規模)

第2条 水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める用途及び規模は、次のとおりとする。

- (1) 用途 工場、作業場又は倉庫
- (2) 規模 延べ面積が10,000平方メートル以上

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 12. 水防団派遣職員について

### 1. 目的

洪水時における水防団の活動状況について、的確に把握したうえで各水防団と市本部との情報伝達を円滑に実施することを目的とし、必要に応じて下記のとおり、市職員（以下「水防団派遣職員」という）を派遣することとする。

なお、岐阜市所属の水防団34団を対象とする。

### 2. 派遣命令権者

岐阜市水防管理者（岐阜市長）

### 3. 派遣担当部

#### （1）基盤整備部

- ・長良川を担当している水防団（15水防団）
  - ア. 島、日野、金華、合渡、長良西、長良、三輪、芥見、藍川、京郷、本荘、鏡島、市橋、日置江、岩
- ・境川を担当している水防団（5消防団）
  - イ. 厚見、茜部、柳津西、柳津東、長森南

#### （2）都市建設部

- ・川南水防団及び伊自良川直轄を担当している水防団（8水防団）
  - ア. 川南水防団  
加納、三里、鶉、佐波
  - イ. 伊自良川直轄水防団  
黒野、木田、鷺山、則武

#### （3）まちづくり推進部

- ・川北水防団（長良川及び伊自良川直轄部を担当する水防団を除く）（6水防団）  
岩野田、方県、常磐、西郷、網代、七郷

### 4. 派遣基準

市本部（災害警戒本部・災害対策本部）の設置又は設置が予想され、下記に該当する場合に派遣するものとする。

- （1）長良橋観測所水位が18.54m（氾濫注意水位）を超え、更に上昇すると予想されるとき

前項の（1）ア及び（2）アの各水防団等へ派遣するものとする。

(2) 伊自良川古川橋観測所水位が4.2m（氾濫注意水位）を超え、更に上昇すると予想されるとき

前項の（2）イ及び（3）の各水防団へ派遣するものとする。

(3) 境川馬橋観測所水位が10.2（氾濫注意水位）を超え、更に上昇すると予想されるとき

前項の（1）イの各水防団へ派遣するものとする。

ただし、長森南地区については、境川馬橋観測所水位が10.00m（水防団待機水位）を超え、さらに上昇すると予想されるときに派遣するものとする。

(4) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき

(5) その他水防管理者又は災害対策本部長が必要と認めたとき

## 5. 派遣場所

各水防団員詰所又は水防団活動箇所

なお、設置場所一覧表は別紙のとおり

## 6. 派遣連絡方法

水防当番職員が水防団派遣職員へ連絡を入れ、各水防団員詰所等へ到着時はその旨を報告すること。

なお、勤務時間内においては、水防対策課が指示するものとする。

※派遣職員が派遣場所へ行けないときは、代替職員等が対応するものとする。

## 7. 任務

(1) 市本部等から送信される情報を水防団長等に伝達する。

(2) 水防団の活動状況を市本部に連絡する。

(3) 各地域の被災状況（道路冠水等）を、市本部に連絡する。

(4) 地域派遣職員との連携を図る。

(5) 地震時（震度5弱以上）の派遣では、次の業務を行う。

①この時、水防団活動は実施され、上記（1）～（4）を実施する。

②水防団活動が実施されていない場合

・地域派遣職員が派遣されていない避難所における避難情報収集

・地域派遣職員の応援

## 8. 連絡方法

(1) 水防団員詰所等に設置のタブレット及び無線機を共用すること。



GIFU CITY

## 令和5年度 岐阜市水防計画

令和5年9月

発行 岐阜市

編集 岐阜市基盤整備部水防対策課

TEL : 058-265-4141 (代表)